写

令和３年 第１回
本別町議会定例会会議録

自　令和３年　３月　２日
至　令和３年　３月２２日

本 別 町 議 会

令和３年本別町議会第１回定例会会議録（第１号）

令和３年３月２日（火曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		諸般の報告
日程第　５		行政報告
日程第　６	議案第　４号	防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更について
日程第　７	議案第　５号	令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について
日程第　８	議案第　６号	令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について
日程第　９	議案第　７号	令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回）について
日程第１０	議案第　８号	令和２年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）について
日程第１１	議案第　９号	令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）について
日程第１２	議案第１０号	令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）について
日程第１３	議案第１１号	令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）について
日程第１４	議案第１２号	令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）について
日程第１５	議案第１３号	令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）について
日程第１６		令和３年度町政執行方針・教育行政執行方針

○会議に付した事件

日程第　１	会議録署名議員の指名
日程第　２	議会運営委員長報告
日程第　３	会期決定の件
日程第　４	諸般の報告
日程第　５	行政報告

日程第　６	議案第　４号	防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更について
日程第　７	議案第　５号	令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について
日程第　８	議案第　６号	令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について
日程第　９	議案第　７号	令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回）について
日程第１０	議案第　８号	令和２年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）について
日程第１１	議案第　９号	令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）について
日程第１２	議案第１０号	令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）について
日程第１３	議案第１１号	令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）について
日程第１４	議案第１２号	令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）について
日程第１５	議案第１３号	令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）について
日程第１６		令和３年度町政執行方針・教育行政執行方針

○出席議員（１２名）

議　長	１２番	高　橋　利　勝	副議長	１１番	藤　田　直　美
	１番	水　谷　令　子		２番	柏　崎　秀　行
	３番	梅　村　智　秀		４番	石　山　憲　司
	５番	篠　原　義　彦		６番	大　住　啓　一
	７番	山　西　二三夫		８番	黒　山　久　男
	９番	方　川　一　郎		１０番	阿　保　静　夫

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫	副町長	大和田　収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	花房永実	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪　忠男	企画振興課長	高橋哲也

老人ホーム所長	前　佛　清　治	国保病院事務長	藤　野　和　幸
総務課主幹	上　原　章　司	住民課主幹	小　坂　祐　司
建設水道課主幹	宮　崎　恒　一	建設水道課長補佐	小　出　勝　栄
総務課主査	石　川　雅　康	教育長	佐々木　基　裕
教育次長	阿　部　秀　幸	社会教育課長	高　橋　　優
農委事務局長	倉　崎　景　一	代表監査委員	畑　山　一　洋
選管事務局長	村　本　信　幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三　品　正　哉	総務担当主査	越　後　　忠

◎開会宣告

○議長（高橋利勝）　ただいまから、令和３年第１回本別町議会定例会を開会します。

開会宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝）　日程第１　会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、黒山久男議員、山西二三夫議員及び大住啓一議員を指名します。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝）　日程第２　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕　報告いたします。

令和２年１２月１１日第４回定例会において､閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日３月２日から３月２３日までの２２日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から３月４日正午を持って締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに３件の提出がありました。

商工会に対する令和３年度市町村補助金についての要望。日本国憲法の尊重擁護に関する陳情。米の需要改善と米価下落の歯止め等を求める陳情。

以上、３件については議会運営基準１３８運用例５によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上９件の議案については、議長を除く１１名の委員で構成する令和３年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝）　これで報告済みといたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議長（高橋利勝）　日程第３　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、３月２日から３月２３日までの２２日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日３月２日から３月２３日までの２２日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝）　お諮りします。

議事の都合により、３月３日から８日、１２日から２１日の計１６日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、３月３日から８日、１２日から２１日の計１６日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第４　諸般の報告

○議長（高橋利勝）　日程第４　諸般の報告を行ないます。

報告第４号専決処分報告、令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１１回）について報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　報告第４号令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１１回）につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９,６５０万８,０００円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

３ページ、４ページをお開き願います。

上段の歳入でありますが、３款１項１目寄付金、１節指定寄付金２０万円の増額補正は、本別町○○○○○○○○にお住いの○○○○様から２０万円の寄付をいただいてございます。

下段の歳出でありますが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業

費のうち寄付者の意向によりまして、１０節需用費、消耗品費、施設管理用といたしまして、分別ダストボックス１個の購入８,０００円及び１７節備品購入費、施設等備品といたしまして、洗濯機１台の購入１１万９,０００円、モップ絞り器１台の購入５万１,０００円、酸素ボンベカート１個の購入２万２,０００円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和２年１２月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、町長から令和２年度学校林現況報告の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、総務常任委員会の委員長から所管事務調査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和２年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の令和２年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和２年第４回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議長（高橋利勝）　日程第５　行政報告を行ないます。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　令和２年度各会計の予算の執行状況について報告いたします。

１月末現在の一般会計の執行状況につきましては､歳入が予算額８１億３,３４９万６,０００円に対し、収入済額が６０億７,８１８万９,０００円で７４．７％の執行率となっております。歳出は、支出済額５５億７,０２８万円で６８．５％の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況でありますが、普通交付税は前年度比３．２％、額に対しまして８,１７６万３,０００円増の２６億４,３６６万５,０００円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借り入れをしております臨時財政対策債は、前年度比で３．３％、４０７万９,０００円減の１億２,０１６万円で、普通交付税を加えました総額では前年度を２．９％上回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定でありますが、現予算では７．５％減の２億６,５４３万６,０００円を見込んでいるところであります。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、歳入が予算額１１億４,９３６万６,０００円に対し、収入済額７億６,１１５万９,０００円で６６．２％の執行率で、国保税の収納率は現年度が８５．８％、滞納繰越分が２０．８％となっております。歳出は、支出済額７億８,４９３万９,０００円で６８．３％の執行率となっております。

歳出総額の９１．０％を占めます保険給付費と国民健康保険事業納付金はそれぞれ６０．５％と９０．０％の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、歳入が予算額１億４,１９８万８,０００円に対し、収入済額は１億２,２３９万２,０００円で８６．２％の執行率となっております。歳出は、支出済額１億２,２０８万円で８６．０％の執行率となっております。

次に、介護保険事業の特別会計でありますが、歳入が予算額１０億１,１９３万６,０００円に対しまして、収入済額は７億２,９９６万９,０００円で７２．１％の執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額１億８,９６５万９,０００円に対しまして、収納額が１億５,５８５万３,０００円で８２．２％の収納率となっております。

歳出は、支出済額の７億８,９０２万１,０００円で７８．０％の執行率となっており、このうち保険給付費につきましては７億３３２万４,０００円で、支出済額の８９．１％となっております。

次に、介護サービス事業特別会計でありますが、歳入が予算額３億９,６３０万８,０００円に対しまして、収入済額が２億５,０９８万６,０００円で６３．３％の執行率で、サービス収入収納率は９９．８％となっております。

歳出は、支出済額が３億１,３３５万円で７９．１％の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計でありますが、歳入が予算額１億３３３万２,０００円、これに対しまして、収入済額が６,６８１万４,０００円で６４．７％の執行率となっております。

歳出は、支出済額６,５３９万円で６３．３％の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計でありますが、歳入が予算額４億６,３４５万６,０００円に対し、収入済額が２億１,４０６万３,０００円で４６．２％の執行率となっております。

歳出は、支出済額２億４,５０９万３,０００円で５２．９％の執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込み額は１億６,２１２万円で、収益的収入及び支出につきましては、収入見込み額は１億６,２１２万円で、支出見込額が１億６,

２１２万円となる見込みであります。
また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込み額が１,０５３万６,０００円、支出見込み額は７,３０６万５,０００円で、不足額６,２５２万９,０００円は過年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。
次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。
まず、患者数の動向でありますが、令和３年１月末現在の延べ患者数は、入院患者が１万３,８０１人、前年同期比で５４５人、３．８％の減、外来患者数が２万９,６３４人、前年同期比で３,９２８人、１１．７％の減となっております。
次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込み額が１１億５,９７０万２,０００円で、支出の見込み額は１２億５,４６５万６,０００円となる見込みで、収益から費用を差し引きました９,４９５万４,０００円の純損失となっている見込みであります。
また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込み額が１億２,１５４万８,０００円、支出見込み額が１億６,１０９万２,０００円で、不足額３,９５４万４,０００円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定にしております。
以上、令和２年度の各会計の予算執行状況及び企業会計の決算見込みの報告とさせていただきます。
次に、児童館の集約について報告いたします。
現在、栄町児童館及び東児童館の２館において、それぞれ児童館事業を行なっており、地域における子どもに対し、余暇活動の拠点として健全な遊びと学びを提供しているところであります。
近年、子どもの数の大幅な減少とともに、本別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、国及び北海道の補助金や交付金を活用しながら児童館の代替機能を有する様々な事業を展開しており、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化をしております。
こうしたことから、児童館の利活用・集約など、今後のあり方につきましては、これまで子ども・子育て会議を中心に協議を重ねてきたところであります。
結果として、現在、２カ所ある児童館は、栄町児童館１館に集約をし、東児童館につきましては、本年３月末をもって閉館することとしたいと考えております。なお、関係条例の改正を本定例会に提案しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。
いずれにいたしましても、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援、長期的な視野にたった子どもたちの健全育成のための取り組み、子どもの成長に応じた安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所の確保について、これからも引き続き行なってまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をいただきますようお願いします。
次に、第８期銀河福祉タウン計画及び第２期障がい福祉総合計画の策定について報告いたします。
両計画は、どちらも３年毎に見直しを行ないながら策定する高齢者や障がいのある人の保健福祉施策の事業計画でありまして、これらの計画に基づき、多くの町民の皆様の協力をいただきながら、これまで福祉でまちづくりを推進してまいりました。
今回は令和３年度から令和５年度までの計画ですが、策定にあたりましては民生委員

児童委員や自治会の皆様にご協力をいただいた高齢者日常圏域ニーズ調査による実態把握や、介護サービス給付分析、また、障がいのある人へのアンケート調査や障がい者福祉団体との意見交換､聞き取り調査の実施などによりニーズ調査を行ないました｡また、計画期間中に取り組んできました事務事業についての進捗状況や成果につきましては、健康長寿のまちづくり会議事業評価部会において慎重に評価をいただきますとともに、今後の方向性についての意見もいただいております。

計画の素案につきましては、１２月２５日及び1月２９日に健康長寿のまちづくり会議で説明をし、審議いただく中で了承を得、さらに町広報紙において町民の皆様に計画の概要をお示しをして、併せて意見を募集してまいりました。また、町内３地区において地域説明会を開催して、意見を集約したうえで、２月２６日の健康長寿のまちづくり会議において両計画の最終的な審議をいただき、意見・具申をいただいたところであります。

銀河福祉タウン計画は老人福祉法及び介護保険法に基づく計画であり、今回の第８期の計画は後期高齢者人口がピークを迎える令和１０年度を見据え、本町が新たに取り組むべき高齢者保健福祉施策や介護保険事業をお示しする計画であり、基本理念を本別ならではの町民力を結集し、町ぐるみの支え合いの仕組みをつくるとし、４つの基本目標を掲げ、人口減少が進む中、これまで培ってきた町民力や地域力を生かした、本別型地域包括ケアシステムの構築・推進を目指していきます。

主な施策としましては、フレイル状態に陥る可能性がある高齢者を早期に発見して、訪問や啓発活動などを保健と介護の双方から行なうとともに、地域で実施されております介護予防事業に保健師やリハビリ専門職が関わることで、介護予防の充実を図ってまいります。

また、介護基盤整備につきましては、介護保険制度など社会情勢の変化や町内における施設入所状況等の変化を鑑みて､第８期の計画期間中はあり方についての検討を進め、第９期計画期間中に整備、第１０期に供用を開始する方向で協議を進めてまいります。

第８期介護保険料につきましては、第１号被保険者の減少や要介護認定者の増加に伴う介護サービス利用者の増加などから介護給付費の増額が見込まれるため、これまでの基準保険料額５，９８０円を６，２８０円に見直しをいたします。

障がい福祉総合計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定し、障害のある人に係る保健福祉全般にわたる施策を総合的・計画的に推進していくための計画であります。

今回の第２次計画は、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らせることのできる自立と共生の社会の実現を基本理念といたしまして、３つの基本目標を定めております。

主な施策としましては、障がい者理解と交流の推進、相談体制や就労支援の充実、災害対策の充実などを掲げています。

町民の皆様が安心して住み続けたいまちを目指し､取り組みを進めてまいりますので、

今後とも、議員各位の特段のご理解、ご支援を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

なお、介護保険料に係わる介護保険条例の一部改正につきましては、本定例会に提案しておりますので、ご審議をいただきますようによろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種について報告いたします。

いまだに収束の兆しが見えない状況の中、多くの国民へのワクチン接種による、生命・健康を損なうリスクや医療負担の軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待し、国では、１６歳以上の方を対象として、接種期間を令和３年２月１７日から令和４年２月２８日までと定め、全国民に提供できるワクチン数量を確保することを目指しています。

本町におきましても、ワクチン供給の開始後速やかな接種が可能となるよう、令和３年１月１５日に副町長を班長とします新型コロナワクチン接種推進チームを設置をし、健康管理センターに事務局をおくとともに、２月１９日付けで人事異動を行ない、接種体制の強化を図りながら準備を進めているところであります。

ワクチンの接種は、町国保病院に委託し、医師１名、看護師３名の体制で、当面週５日程度行なうとともに、被接種者に副反応が起こった際に速やかな応急対応ができるよう、また、密を避けるため、総合ケアセンターを会場とし、接種を希望される方の足の確保も考慮しながら、集団接種方式とすることで調整を図っております。

接種の順位につきましては、国が示す優先順位のとおり、一つには医療従事者等、二つには６５歳以上の高齢者、三つには基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、四つ目にはそれ以外の方との順序でワクチンを受けていただく見込みとなっており、接種費用は無料となっております。

今後のスケジュールにつきましては、先日、国から全自治体へのワクチンの供給が４月の最終週との方向性が示されましたが、供給量は未定でありますので、引き続き国、道との連携を密にし、情報収集を行ないながら、本町における接種スケジュールを作成しますとともに、町広報紙等を通じて町民の皆様に周知をしていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種は、しっかりと情報提供を行なったうえで、本人の同意を得て受けていただくことになりますので、予防接種によります感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解いただけるように、町民の皆様への説明に努めてまいります。そのため、町といたしましても、３月中旬を目処に健康管理センター内にコールセンターを開設して、町民の皆様からの問い合わせや相談に対応する体制を整える予定であります。

今後も、全庁的な連携協力体制を構築し、ワクチン接種事業に全力を注ぐ所存でありますので、議員各位のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、関係予算につきまして本定例会にも提案しておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

次に、元職員を相手方とした損害賠償請求訴訟の判決について報告いたします。

昨年８月に議決をいただき、訴えの提起をいたしました元職員を相手方とした損害賠償請求訴訟につきましては、令和２年１２月１５日に釧路地方裁判所帯広支局において第１回口頭弁論が行なわれ、被告の出廷がなかったため、原告である本別町の主張のみで終結いたしました。同月の２２日に判決が言い渡され、その後控訴期限までに控訴がなかったことから､本別町の請求が全面的に認められた形で判決が確定したところです。

判決の内容は、損害賠償額２，１７９，４９３円及びこれに係る遅延損害金の支払い並びに訴訟費用は被告の負担とするものです。

今後は、これまでに確定いたしました債権の回収を行なっていくことになりますが、支払い方法の交渉を含め、弁護士と協議しながら対応していきたいと考えております。

以上、本別町議会第１回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これで行政報告を終わります。

◎日程第６　議案第４号

○議長（高橋利勝）　日程第６　議案第４号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　議案第４号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約につきましては、令和元年議案第３７号として、６月議会で議決をいただき、令和元年６月１２日に契約を締結しておりますが、次のとおり契約を変更するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

１の契約の変更内容は、請負契約金額の変更をするもので、変更前が３億３,５５０万円で、変更後が２億６,６４４万２,０００円となり６,９０５万８,０００円を減額するものであります。

２の契約の変更理由は、防災行政無線更新（デジタル化）工事における戸別受信機、ダイポール空中線及び３素子八木型空中線の個数の確定並びにそれらに伴う機器設置工の減工に伴い契約金額を変更する必要が生じたためであります。

以上、議案第４号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

大住議員。

○６番（大住啓一）　今、課長のほうから説明がありました。

変更ということで、なかなかこういう大きな減額での変更提案はないものですから、多少ならずとも驚いておりますけども、私ども専門家でないものですから、このペーパーでいきます２番目の契約の変更理由について、言葉が初めて聞く言葉ばかりなもので

すから、なるほどそうなのかと思いますけれども、３億のお金が２億中程になっての７，０００万減額ということでございます。これらの財源関係については、当時議論していると思いますけれども、改めてお聞きしたいのは、どういう財源処置をして、どういう財源の流れできたのか、わかりやすく言えば町の一般財源で予算組んで、減額したからその分施工業者のほうに変更後の契約どおりで支払いするのだということであれば、よろしいのでしょうけども、もし仮に国の交付金なり、県レベル、ここで言いますと北海道の何々が入っているだとか企業の何々が入っているということになれば、その辺の財政法上のお金の流れというか、その辺どのようになっているのか、明解に端的にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝）　村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　ただ今の御質問にお答えをいたします。

今回の防災行政無線のデジタル化につきましては、地方債の緊急防災減災事業、そちらのほうを活用して事業を行なっておりますので、事業費が減額になりますので、起債の借入額も減額をしながら対応するということになります。以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　地方債で賄っているということでございますから、その変更議決というのはこれをもって、この議案４号を持って、議決されればスムーズにいくという考えでよろしいのでしょか。

それと、防災無線の中でこれがわからないのですけども、いろいろ特許取っているから個人名みたいなものも入っていたり、いろいろなことがあるのでしょうけども、素人的に考えますと７,０００万からの減額をして、その機械というのですかね、設備等々に何ら問題がないのか、これはちょっと疑念を抱かなきゃならないのですけども、それは問題ないからこうやって出しているのでしょうけども、その辺の担保と言いますか、その辺はどのようにお考えになっているのですか。

それと、今言っている、地方債ですから何ら問題はないと思うのですが、その辺の関係だけ。

○議長（高橋利勝）　村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　それでは、私のほうから地方債の関係について説明をさせていただきますが、このあと提案をさせていただきます一般会計の補正予算第２１回の中で、地方債補正ございますけども、そこで変更の提案をさせていただきますので、こちらで審議、議決をいただくこととなります。

○議長（高橋利勝）　小坂主幹。

○住民課主幹（小坂祐司）　それでは、機器のほうの関係でございますけども、個別受信機というものを３,０００台を予定していたものを１,３００台に変更することで減額が生じたものでございまして、本機等々はもう設置をしてございますので、機器等に関しては何ら問題はないというふうになります。

個別受信機、一般の人たちに配る受信機の個数が減ったことによりまして、その個別受信機の金額が減額になったということです。以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　最後に的確な説明いただきましたので、何故個数が減ったということをわかりやすく説明に書かなかったのですか。専門的に言われても、私ども冒頭から言っているようにわからないものですから、確かにこういう技術的なことがあっての変更かもしれませんけども､台数が減ったということになれば､それなりに対応すると。台数が減るということは町民の皆さんに、不利なようするにかかっていかないということがあってもなおかつ、台数が減って、その技術的ないろいろなことが減ってきたから７,０００万程度のお金が減ったということになれば､台数が減ったということは町民の皆さんに不利益にかからないということはクリアしているからこういう提案しているのでしょうけども、その辺だけ再度。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩します。

午前１０時３７分　　休憩

午前１０時３７分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

小坂主幹。

○住民課主幹（小坂祐司）　お答えをします。

個別受信機に関しましては、いろいろなところで申し込みをしていただくよう我々としてもＰＲをしながら、設置に向けて準備を進めてきたところですけども、町民の皆さんの設置の希望がこれだけだったということで、不利益等々には絡んではこないのかなと捉えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　１点だけお聞きします。

ただ今、個数が減ったということで３,０００から１,３００、かなりの個数が減っています。ある程度想定した個数を出したとは思うのですけども、その減った要因というのはどこにあるとお考えですか。

○議長（高橋利勝）　小坂主幹。

○住民課主幹（小坂祐司）　お答えをします。

細かな分析はまだしておりませんけども、申込書等々見ますと、やはり若い人たちの設置が少なかったのかなというふうに捉えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝）　柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　再度お聞きします。

若い人の設置が少なかったということで、最初からそこは想定されているのかなと思いました。そういう若い人が少ないためにどういった働きかけというのですか、少ないなという中で２年間あったものですから、どういった働きかけをしてきたのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　小坂主幹。

○住民課主幹（小坂祐司）　お答えします。

ある程度想定はしていたところではございますけども、我々としても呼びかけ等に関しましては町の広報紙、それからかけはし等で延べ５回ほどお知らせをしております。

さらに、１年目に関しましてはコロナがまだなかったものですから、我々いろいろなところへ出向くことがあった時には設置に向けてのお願いを、その都度お願いをして進めてまいりました。２年目に関しましては、コロナの関係等もありましたので、そういった場面が少なかったのですけども、それでもやはり設置に向けてお願いをいろいろなところではしてきて、現在に至ったというところでございます。

また、ホームページ等にも載せましていろいろＰＲをしてきたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５号

○議長（高橋利勝）　日程第７　議案第５号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　議案第５号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事務事業の完了に伴う計数整理が主な内容でありますが、その他補正の主なものといたしましては、歳入では、町税及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、歳出では、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた体制整備に係る経費及び感染症対策経費の追加、農業振興基金への積立金の増額などでございます。

それでは予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５,８２８万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８０億６,２６７万１,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から御説明いたしますが、先程、申し上げましたとおり今回の補正は大部分が、事業確定による執行残等の計数整理でございます。

３２ページ、３３ページをお開き下さい。

２、歳出でございますが、各科目にわたります２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費については、９２ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、２段目の２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、８節旅費中、普通旅費７１万２,０００円の減額、特別旅費１３８万８,０００円の減額補正は、執行見込みによる調整であります。

次の９節交際費８０万円の減額補正は、執行見込みによる調整となっております。

３６ページ、３７ページをお開きください。

７目交通防災対策費、１４節工事請負費、防災行政無線整備事業６,９０５万８,０００円の減額補正は、先ほど議決いただきました工事請負契約変更に伴い調整するものであります。

その下、８目企画費、１節報酬中、会計年度任用職員６４３万５,０００円の減額補正は、地域おこし協力隊の中途退任及び新規採用者減少による調整であります。

３８ページ、３９ページをお開きください。

中段の９目コミュニティセンター費、１４節工事請負費、本別コミュニティセンター自動ドア設置工事１,３６７万３,０００円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染リスクを低減させるため接触感染対策として、道の駅の出入り口５カ所を自動ドアに改修し、既存の自動ドア６カ所を非接触型に改修するものです。

お手元の別添予算説明資料、２ページをお開きください。

図面の黒丸で表記されている５カ所を自動ドアに改修し、白丸で表記されている６カ所について、非接触化センサーへ改修するものであります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

予算書の４０ページ、４１ページをお開きください。

１４目基金費、２４節積立金中、基金積立金ですが、今回、財政調整基金に１,００６万８,０００円、農業振興基金に１,０００万円、森林環境譲与税に１５万２,０００円を積み立てるものであります。

なお、財政調整基金は、これまで１億９,８７９万１,０００円を取り崩し、前回までの計上分と合わせて１億１０５万８,０００円を積み戻すこととなり、現時点での基金残高は７億５０９万４,０００円となる見込みであります。

また、農業振興基金につきましては、令和２年度末で１億２,４５４万８,０００円と

なる見込みとなっております。
今回の積み立てにより、土地開発基金を除く全基金の現時点での現在高は、前年度より１億５,００５万７,０００円減の２５億８,６７８万８,０００円程度となる見込みであります。
なお、３月末に特別交付税及び各種交付金が確定いたしますので、令和２年度末の最終現在高は変更になる予定となっております。
飛びまして、４４ページ、４５ページをお開きください。
３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、４６ページ、４７ページをお願いします。
中段にあります、１９節扶助費中、身体障害者等自立支援医療６４４万１,０００円の減、２行下の介護給付、訓練等給付、障がい児６０４万５,０００円の減額補正は、給付見込みによる調整であります。
４８ページ、４９ページをお開きください。
２段目の２項老人福祉費、２目介護保険費、２７節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付費６９４万１,０００円の増額補正は、給付見込みによる調整であります。
５０ページ、５１ページをお願いします。
上から２行目になります、介護老人福祉施設事業１,６２４万１,０００円の増額補正は、特別養護老人ホームにおける入所者の入院日数の増、ショートステイ利用者の減などによる収支への影響を調整するものであります。
次の３目高齢者福祉施設費、１４節工事請負費中、老人福祉センター浴場移転工事　２,６００万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策として、老人福祉センターの浴場、一般浴を旧養護老人ホームに移転するもので、これにより老人福祉センターで行なわれております社会福祉協議会デイサービス事業等の利用者との接触感染対策を講ずるものであります。
別添の予算説明資料、３ページをお開きください。
表の右側にあります、工事概要でありますが、旧養護老人ホーム南棟の居室４部屋と浴室及び脱衣室を改修整備するもので、改修内容、事業費の内訳は記載のとおりであります。なお、改修後の平面図は４ページにございますので御参照ください。
以下、この資料での説明は省略させていただきます。
予算書にお戻りください。
飛びまして、５４ページ、５５ページをお開きください。
下段の４款衛生費、１項保健衛生費、３目予防費、補正額３,２８０万２,０００円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として３,４４９万５,０００円を計上しております。
主な内容でありますが、１節報酬中、会計年度任用職員６３９万８,０００円の増額補正は、看護師及び保健師をそれぞれ１名、事務補助２名、接種会場の清掃１名、送迎バス運転手１名等の配置を予定しております。また、予防接種健康被害調査委員４名分の

報酬２万６,０００円を計上しております。

５６ページ、５７ページをお願いします。

１２節委託料中、ワクチン接種コールセンター業務委託料７５０万円の増額補正は、ワクチン接種の予約受け付け業務を委託するもので、コールセンターは健康管理センターに設置いたします。

一番下のディープフリーザー、ワクチン維持管理委託料９６万８,０００円の増額補正は、ディープフリーザーが設置される町国保病院に、本体とワクチンの維持管理について委託するものであります。

その下、１３節使用料及び賃借料中、バス借上料４０２万６,０００円、自動車９９万円の増額補正は、接種会場までの送迎用のマイクロバス１台、ワゴン車１台を借り上げるものであります。

その下、１４節工事請負費、総合ケアセンター施設改修工事３３０万円の増額補正は、接種会場となる総合ケアセンター２階のレクリエーションルームに換気機能付きエアコン３基を設置するものであります。

飛びまして、６０ページ、６１ページをお開きください。

３項上水道費、１目水道公営企業費、１８節負担金補助及び交付金中、浄水場管理棟空調設備設置工事８０万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策として、浄水場管理棟に空調設備を設置するための経費を繰り出すものであります。

その下、収益収支不足分７３４万４,０００円の増額補正は、決算見込みによる収支不足分を補てんするものであります。

下段の４項病院費、１目病院公営企業費、１８節負担金補助及び交付金中、救急医療確保経費２,２００万円の増、不採算地区病院運営経費４,０００万円の増額補正は、収支の見込みに基づく調整であります。

６２ページ、６３ページをお開きください。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金中、下から６行目の強い農業・担い手づくり総合支援交付金３００万円の増額補正は、トラクター導入に係る融資主体型補助事業で、１法人に対する補助金であります。なお、この事業は国による補助事業となっております。

６４ページ、６５ページをお願いします。

６目営農用水管理費、１８節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業２,１３８万６,０００円の減額補正は、事業の決算見込みによる調整であります。

６６ページ、６７ページをお開きください。

７款１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金中、新型コロナウイルス緊急対策支援事業１,３５４万２,０００円の減額補正は、交付対象事業者数及び補助額の確定による調整であります。

次の本別町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金３０万円の減額補正は、交付事業者数の確定によるものであります。

飛びまして、７０ページ、７１ページをお開きください。

２段目の８款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路維持費、１２節委託料、公共施設等除雪業務委託料８８万３,０００円の増額補正は、除雪回数の増を見込むものであります。

その下、１３節使用料及び賃借料、各種機械借上料７０万４,０００円の増額補正は、除排雪の回数増を見込み、増額するものであります。

７２ページ、７３ページをお開きください。

中段にございます、４項都市計画費、３目下水道費、２７節繰出金中、公共下水道事業、収支補てん１５万４,０００円の減額補正は、決算見込みによる収支の調整により２２４万４,０００円の減、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策として、下水道管理センターに空調設備を設置するための経費２０９万円を増額するものであります。

飛びまして、７６ページ、７７ページをお開きください。

１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、７８ページ、７９ページをお願いします。１４節工事請負費中、小学校トイレ改修工事３８３万９,０００円の増額補正は、仙美里小学校のトイレ４カ所を和式便器から洋式便器、洗浄機能付き暖房便座に改修するものであります。

下段の３項中学校費、１目学校管理費、８０ページ、８１ページをお願いします。

１４節工事請負費中、中学校トイレ改修工事１,６６３万２,０００円の増額補正は、本別中学校のトイレ１０カ所、勇足中学校のトイレ６カ所を和式便器から洋式便器、洗浄機能付き暖房便座に改修するものであります。

なお、各小中学校における改修箇所につきましては、予算説明資料の６ページ以降に添付しておりますので、後ほど御参照ください。

飛びまして、８６ページ、８７ページをお開きください。

５項保健体育費、２目スポーツ振興費、１０節需用費中、修繕料、スポーツ施設５３万７,０００円の増額補正は、執行見込みによる調整のほか、柔剣道場床修繕として５４万６,０００円を増額しております。

以上で歳出を終わりまして、１２ページ、１３ページにお戻りください。

１、歳入でありますが、１款町税、１項町民税、１目個人、１節現年課税分、個人所得割２,１９０万円の増額補正は、給与所得、農業所得をはじめ課税対象所得が当初見込額より増額となったことによるものであります。

２目法人、１節現年課税分中、法人税割１,３７５万３,０００円の減額補正は、農業関連支店法人等の課税標準額の減によるものであります。

下段の２項１目固定資産税、１節現年課税分中、家屋４７７万６,０００円の増額、償却資産５４２万３,０００円の増額補正は、課税標準額が当初見込額より増額となったことによるものであります。

１４ページ、１５ページをお開きください。

上段の２款地方譲与税、２項１目１節地方揮発油譲与税５０２万７,０００円の減額補

正は、決算見込みにより調整するものであります。

３段下にあります、８款１項１目１節環境性能割交付金１,７６６万２,０００円の減額補正は、決算見込みによる調整であります。

下段の１０款１項１目１節地方交付税２,１９６万９,０００円の増額補正は、普通交付税の確定によるもので、決定額は２６億４,３６６万５,０００円、前年度対比３．２％の増となっております。

飛びまして、２０ページ、２１ページをお開きください。

１段目の１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金中、一番下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５,２１２万６,０００円の増額補正は、国の第１次及び第２次補正による交付限度額の確定に伴い調整するもので、総額で３億３,１５６万円となっております。

２つ下の３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金中、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金３,０４４万８,０００円の増額補正は、歳出で説明いたしました新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備に係る経費に対する補助金であります。

２つ下の５目教育費国庫補助金、１節小学校費補助金中、学校保健特別対策事業費補助金１２０万円の増、次の２節中学校費補助金中、学校保健特別対策事業費補助金８０万円の増額補正は、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業分として、１校あたり４０万円が補助されるものであります。

飛びまして、２６ページ、２７ページをお開きください。

中段にございます、１８款繰入金、２項基金繰入金、５目１節農業振興基金繰入金５１３万円の減額補正は、基金充当事業の鳥獣被害防止総合対策事業等の執行見込みによる調整であります。

その下、１１目１節ふるさと創生基金繰入金１,３５４万２,０００円の減額補正は、歳出で説明いたしました基金充当事業の新型コロナウイルス緊急対策支援事業の執行見込みによる調整であります。

その下、１３目１節個性あるふるさとづくり基金繰入金７２４万円の減額補正は、基金充当事業であります保育料軽減事業及び乳幼児等医療費助成事業、きらめきタウンフェスティバル実行委員会補助金等の執行見込みによる調整となっております。

その下、１７目１節森林環境譲与税基金繰入金３１万２,０００円の減額補正は、充当事業の町民植樹祭等の執行見込みによる調整となっております。

２８ページ、２９ページをお開きください。

２１款１項町債、１目総務債、その下、３目農林水産業債及び４目土木債の減額補正は、事業費の確定による調整となっております。

３０ページ、３１ページをお願いします。

６目１節臨時財政対策債８８１万２,０００円の減額補正は、発行可能額の確定による調整であります。

その下、７目１節減収補てん債９５１万９,０００円の増額補正でありますが、減収補

てん債は、景気変動に伴う通常の増減収を超えた大幅な減収が生じた場合に発行される地方債でありますが、令和２年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症の影響によって減収が生ずる地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税等も対象とされたことから、財源調整のため借入を行なうものであります。なお、元利償還金の７５％または１００％の交付税措置がされることとなっております。

その下、８目１節特別減収対策債４５０万円の増額補正は、減収補てん債の対象とならない税目等が対象となるもので、減収が見込まれる地方譲与税を対象に財源調整のため借入を行なうものであります。なお、特別減収対策債について交付税措置はございません。

以上で歳入を終わらせていただき、６ページをお開きください。

第２表、繰越明許費でございます。

１、追加、２款総務費、１項総務管理費、本別町コミュニティセンター自動ドア設置事業１,３６７万３,０００円、３項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業１４９万６,０００円、戸籍附表システム改修事業４８８万４,０００円、３款民生費、２項老人福祉費、老人福祉センター浴場移転事業２,６００万円、４款衛生費、１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業３,４４９万５,０００円、２項清掃費、十勝圏複合事務組合、下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分１万２,０００円、１０款教育費、２項小学校費、トイレ洋式化改修事業、小学校３８３万９,０００円、３項中学校費、トイレ洋式化改修事業、本別、勇足１,６６３万２,０００円は、国の補正予算により事業を実施するため、翌年度に繰り越すものであります。

７ページをごらんください。

第３表、債務負担行為補正でございます。

１、変更。これは、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

事項､財務会計システム更新事業､限度額１,４４７万円を１,４３３万９,０００円に、地籍調査支援システム導入事業、限度額８５４万５,０００円を７３９万５,０００円に、北海道市町村備荒資金組合車両購入、小型トラック、限度額５９５万４,０００円を４５３万８,０００円に変更するもので、期間の変更はございません。

８ページをお開きください。

第３表、地方債補正でありますが、１、追加、起債の目的、減収補てん債、限度額　９５１万９,０００円。特別減収対策債、限度額４５０万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

９ページをごらんください。

２、変更、これは事業量、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

起債の目的、公共事業等、限度額５,３２０万円を４,９５０万円に、一般補助施設整備等事業、限度額１,２００万円を２,７７０万円に。

先ほど、契約変更でも御質問のありました緊急防災・減災事業、令和２年度分の借り入れ分となりますが、限度額１億８,４９０万円を１億１,５８０万円に、１０ページをお開きください。

辺地対策事業、限度額４,０００万円を３,９００万円に、過疎対策事業、限度額３億１,５２０万円を２億９,２６０万円に、臨時財政対策債、限度額１億２,８９７万２,０００円を１億２,０１６万円に、それぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

１１ページをごらんください。

３、廃止、起債の目的、公共施設等適正管理推進事業。これは、起債の目的を公共施設等適正管理推進事業から一般補助施設整備等事業に変更するものであります。

以上、令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１１時１２分　　休憩

午前１１時２５分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を行ないます。

これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし、一括とします。

３２ページから９１ページまでありませんか。

藤田議員。

○１１番（藤田直美）　私からは５１ページ、３款民生費、２項老人福祉費、３目高齢者福祉施設費、１４節工事請負費中の老人福祉センター浴場移転工事についてお伺いいたします。

この移転することによって､利用対象者の範囲や要件などの変更などがあるかどうか。これがこの工事をするということになれば、いつから利用になる予定としているのか伺います。

２点目に５６ページから５７ページ､2項保健衛生費､3目予防費中の１２節委託料、ワクチン接種コールセンター業務について、この内容について詳しくお伺いしたいと思います。

もう１点は、７８ページ、７９ページ、１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、１４節の工事請負費、トイレ改修工事と８０ページ、８１ページ、同じく中学校費の中でもトイレの改修工事について載っていますが、昨年ですが、新聞報道でも取り上げられておりまして､本別の小中学校の洋式化率が十勝管内で最低だったということに、大変残念に思っています。

この洋式化については、早急に行なうべきと思っておりまして、この工事をすることによって、本町の小中学校の洋式化率は何％になるのか伺います。

以上、３点について伺います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは、私のほうからまず１点目、老人福祉センターの入浴の移転の工事の部分でございますけれども、現在老人福祉センターで行なっている一般入浴の方の入浴の部分を移転するということで、現在概ね６０歳以上の高齢者の

方、あるいは障がいのある方に使っていただいておりますので、移転したとしても利用範囲は特段変わらないというふうに考えております。

時期としましては、これから予算を認めていただければ契約をしまして、７月くらいまでに工事が完了して、その後というような時期になろうかというふうに考えております。

次に２点目、５７ページのコロナワクチンのコールセンターの業務の内容でございますけれども、コールセンターに関しましては、主としてワクチン接種の受付業務のところの委託を考えております。内容としましては、委託先の業者さん職員さん１名を本町のほうに張り付いていただきまして、その方を中心に、その人の分と受け付けをとっていくに必要ないろいろな物品ですね、例えば受付システムですとか、専用電話ですとかコピーだとか、そういう機器も一式委託先で準備をしてくださいますので、そういうものをコールセンターを設置をしていただいて、その方とあと職員とでワクチンの受付業務を行なっていくというような内容で考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸）　藤田議員の御質問にお答えしたいと思いますが、先ほどお話にありました、小中学校の洋式化の御質問でございましたが、新聞報道に出ている数字から今回の改修を終えまして７２．４％という数字のところまで上がる形になります。以上です。

○議長（高橋利勝）　藤田議員。

○１１番（藤田直美）　再質疑をさせていただきます。

入浴時間も変わらないという最初の老人福祉センターの入浴、移転後も入浴時間、その他要件は変わらないという考えでよろしいのか。また、６０歳未満で特段の事情がある人という要件もありますが、急に入浴が出来なくなるという場合もありまして、こういう場合は事前申し込みなどは必要なく、そういう事情があった場合は入浴はできるということでよろしいのかどうかを伺います。

コールセンターの件なのですが、ワクチン接種の受け付けだけなのか、電話での相談受け付けなどの対応は行なわないのかという点を伺います。

３点目のところですが、資料を見ると和式を残すというような図面になっているかと思います。残す理由と利用者というか、使用する子どもたちの意向調査などはしたのかどうか、利用者がいないのに残すということは維持管理の部分でも合理的ではないというふうな考えが持てるのではないかと思いますが、その調査的なものしたのかどうか、残す理由ですね、和式を、伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目の養護老人ホーム､入浴の移転の部分でございますけれども､基本的に今、お昼くらいからお湯を張り始めて１時少し前、１２時４５分くらいから使っていただいておりますが、今後希望される方の人数がもし増えてくるような状況でありましたら、また時間等の延長は検討していきたいというふうに考えております。

あと、一般入浴の部分に関しては、特段登録ですとか申し込みだとかっていうことは取っておりませんので、その時点で困ったとかという場合には利用していただいて構わないというふうに考えております。

もう１点のコールセンターのほうでございますけれども、コールセンターの番号で受付業務と相談業務、一緒に行なっていきたいというふうに思っております。受け付けに関しては、委託業者の職員さん、あと町職員事務の方中心に行なっていただきまして、そこに相談あるとかもう少し詳しく中身を聞きたいというような相談がある場合には保健師のほうで対応するような形で行なっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸）　藤田議員の再質問にお答えをいたします。

残す理由というお話でございましたが、一応学校のほうとは協議をさせていただいております。以前より、確かに児童生徒さんから当然おうちでは洋式だということもあって、なりませんかというお話も承っております。

ただ、やはり中には人の座った便座に座ることが抵抗を感じるという人も中にはいるということを踏まえた上で、一定程度残したほうがいいのではないかということを踏まえて、今回残させていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝）　藤田議員。

○１１番（藤田直美）　２点目のコールセンター業務の関係ですが、インターネットでの相談受け付けなどは準備されているのかどうか、その１点だけを伺います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えいたします。

受付業務の詳細につきましては、これから業者さんのほうと詰めていく形になると思います。ただ、当面受付業務はまず６５歳以上の高齢者の方から行なっていくということで、その部分に関してはインターネットというよりは電話での受け付けが中心になってくるかなと考えております。

ただ、このあと６５歳以下の若い方の申し込みをとっていく時にはどういう方法が良いのかというのを改めて検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

大住議員。

○６番（大住啓一）　３点ほど質問いたします。

先ほどの前段の議員と被ることがあろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

１点目でございますが、５１ページの風呂の関係。

２点目でございますが、５７ページのワクチンの関係。

３点目でございますが、６７ページの商工費の補助金の関係について、３点お伺いいたします。

まず１点目でございますけれども、この公民館の下と言いますかね、今までやってお

りまして、民間のお風呂が、公衆浴場が閉鎖になってから大変な思いをしていたということでございます。町長の先ほどの行政報告等々にも全体として触れているかと思いますが、公衆浴場ですから予算説明書にも公衆浴場という言葉があるのですけども、これは私が聞き漏らしてるかもしれませんが、料金とかそういう設定はしているのでしょうか。その辺は何も考えていないで、民間でないからいいのだということになっているのですか。それとも誰が入っても問題ないということになるのでしょうか。その辺、公衆浴場法だとかいろいろ適用になる部分があると思うのですが、その辺の法律的な解釈、クリアはどの様になっているかが１点目でございます。

２点目でございますが、ワクチンでございます。先ほどの行政報告ではドクターが一人で看護師が二人で対応していくのだと、国のほうでもある意味二転三転している部分があるのですが、町民の方々６,７００人の方々であくまでも希望者ですから、どのくらいの数字になるか、私らもちょっとわかりませんけれども、いずれにしてもワクチンを打つと、接種するとなれば医療法で注射を打てるのは、あくまでもドクターでございますね。看護師については、ドクターの指示がなければできないということでございますから､その辺相当の数をクリアしていくとなった時に､ワクチンは来ているのだけども、本別町では接種する人手が足りないというようなことのないようなことが望ましいと思うのですが、その辺医療法と伴う接種できる人間があくまでもドクターということになれば、看護師さんなり保健師さんが付いていても、注射をすることについて、指示があればいいのですけども、その辺どのように法律の解釈をして臨んでいくのかお伺いしたいと思います。

３点目でございますけれども、これは商工関係でございますけれども、補助金の減額が経営改善事業だとか地域の部分でかなり減額しております。１８節の負担金の部分では１,８００万円の減額になっているということでございますけれども､これは当初予算でも補正予算出てきた時でも相当聞いていることですから、私どもの勉強不足かもしれませんが、このコロナ禍においていろいろな国の交付金等々も充当していると思うのですが、その辺の整合性と言いますか、お金の流れと言いますか、その中でこれを減額して､こっちで出しているのだとかですね､こっちを出したのでこっちのほうについては、こういうふうな例年通りやっているのだとか、いろいろな解釈があると思いますが、その辺わかりやすく、つまびらかに端的にお知らせいただきたい。以上３点です。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１１時４０分　　休憩

午前１１時４２分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは公衆浴場、お風呂のほうの、まず部分からお答えをいたします。

公衆浴場に関しましては、一般公衆浴場とその他公衆浴場というのがございまして、現在本町の老人福祉センターでやっているお風呂の提供というのは、その他公衆浴場と

いうような取り扱いになってございます。その部分でございますので、料金は取らなくていいということになっております。

あと２点目、ワクチン接種の医師、看護師の体制の部分でございますけれども、一応予診のために医師１名と接種と接種補助に看護師３名という体制を考えております。看護師に関しましては、医療行為、注射に関しては医師の指示のもとに実施することができるというふうになっておりますので、同じ会場の中に医師がいて、その指示に基づいて看護師が打つということで法的な部分はクリアできるというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也）　御質問にお答えをいたします。

負担金補助及び交付金の内容でございますけども、大住議員言われましたコロナ対策でやりくりした結果、増減が生じたということではなく、それぞれの項目で執行残ですとか、そういったような状況となっております。

中身といたしましては、本別町商工会の経営改善普及事業でございますけども、これは人件費の分、一定補助させていただいておりますが、令和２年度におきまして商工会のほうで人員の募集をしておりましたけども、なかなか募集されても採用が遅れたような状況でございまして、実は今回３月１日付で１名入られまして、したがいまして、その１１カ月分調整する必要がありましたので２７９万７,０００円を減額させていただいております。

また、その下段の地域振興事業でございますけども、これにつきましては商工会等で行なっています行事費、いろいろありますけども、これについてはきらめきタウンフェスティバル相当分の５０万円を事業がされていないということでございますので、５０万円の減額をしているところでございます。

また、中小企業融資につきましては、それぞれ実績に基づきまして保証料、あるいは利子補給の数字の部分、執行見込みにより今回調整させていただいております。

また、企業誘致奨励事業につきましては、これも同じくこの間企業立地されました事業者さんの固定資産税相当額の確定ですとか、そういった部分で調整をしているものでございます。

また、新型コロナウイルス緊急対策支援事業でございますが、これは昨年３月、４月の売上減少額に対しまして、緊急支援事業ということで実施させていただいた部分についての執行残ということで１,３５４万２,０００円を減額しているものでございます。

最後に、中小企業等休業協力感染リスク低減支援金でございますが、これは北海道の要請に基づきまして飲食店、あるいはサービス事業者さん等に対しての休業協力要請があった部分についての上乗せ補助を実施した分でございまして、その件数４０件相当見ておりましたけども、３７件ということで１件あたり１０万円を計上していたものですから、今回３０万円を減額したということでございます。

いずれにいたしましても、そういった部分での調整ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　細かく御答弁いただきました。

風呂の件についてはですね、公衆浴場の中でも料金いらないということで、これは法律的なことだと思うのですが、わかりやすく言いますと例えば、私大住が出来上がったあと、時間等々も決まったとして、町民の皆さんに周知されるのを私どもも周知されたとして、私が行っても構わないという前提で今お話するのですけども、そういうことを含めて風呂のない方、夏の暑い時期であれば自宅に風呂があってもなかなかということもありますし、このコロナの関係で自宅のお風呂はという方ももしかしたらおられるかもしれません。その中でその辺の周知の関係、どのように考えているかということですね。それと料金はいりませんよということも含めて出していただければありがたいのかなと思うのですが、その考え方、どのように考えているかということでございます。

それとワクチンの関係。これは人命に関わることですから、副反応の考え方もありますけれども、あくまでもドクターがということでございますけれども、それは今おっしゃったように看護師が医師の指示があればというのは、これ私もある程度は承知はしているつもりですが、その辺は町民の皆さんにあらぬ誤解が出てこないように、コマーシャルと言いますか、周知と言いますか、その辺どのように考えているか、町民の皆さんの安心安全は町長もいつもおっしゃっていることですから、その辺をきちっと周知するか、しないか。するのが当たり前だと思うのですが、その辺の考え方、２点だけ。商工会については、理解しました。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは、御質問にお答えをいたします。

お風呂を移転する際の周知の部分でございますけれども、基本的に今現在もおうちにお風呂がないですとか入りにくいだとか、いろいろな事情がある方については、使ってくださいということで周知をしておりますので、同じような考え方でこのお風呂の場所が当面というか、工事が完了したその時期からは今度こちらに移りますので、御利用くださいというような周知をしていこうと考えております。

あと、ワクチンの接種の周知でございますけれども、誰が接種をしてとか誰が予診をしてとかっていうところまでは、お伝えをするっていうことは今想定はしておりませんでしたけれども、ただ同じ会場の中で医師と看護師もいますし、あと経過観察をする時間も設けておりまして、その中でもし調子が悪くなった方がいた場合には、すぐに医師が対応できますし、そこで対応が間に合わない場合は隣が病院ということですぐ移送もできるということも含めて接種に来てくださる方の安心、安全というものを伝えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

梅村議員。

○３番（梅村智秀）　では、５０ページ、５１ページ、３款の民生費でございます。１４節の工事請負費、老人福祉センター浴場移転工事の計上が２,６００万円ございますが、こちら最近の利用の実績についてお伺いをいたします。

先ほど利用者増が見込まれた場合は時間との調整も行なうということでございましたが､現在の計画が利用者に見合っているのかというところの観点からでございますので、最近の利用実績についてお伺いをいたします。

続きまして、５４ページから５７ページに渡ります。

３目予防費のうち、１２節委託料、業務委託料のうちワクチン接種体制強化業務１１７万5,０００円、こちらの内訳についてお伺いをいたします。

続きまして、下に下がりまして、維持管理委託料でディープフリーザーワクチン維持管理ということで９６万8,０００円の計上がございます。こちらの内容についてお伺いをいたします。

続きまして、その下、１３節使用料及び賃借料、借上料のうち、バス４０２万6,０００円。その下、自動車９９万円の計上がございます。こちらの内訳についてもお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、今現在の老人福祉センターのお風呂の利用状況でございますけれども、日によって若干人数に違いはありますけれども、男性が今６名前後くらいで、女性が１５、６人くらいのところで利用されているというふうになっております。

次、ワクチン接種の部分で接種体制強化業務の部分でございますけれども、今接種に関しては国保病院に委託をして人員を出していただくということで調整をしているところですけれども、現時点での状況として、一日に医師１名と看護師２名なら何とか出せそうかなというような御返答をいただいております。

今、考えているのは医師が診察を行なって、接種の看護師が２名、ただワクチンを注射器に詰める補助的な方も必要ではないかというふうに考えておりまして、この部分につきまして１名分の看護師の人件費を委託料として病院のほうに払うというような、そういう考え方でございます。

次が、ディープフリーザーの維持管理の内容でございますけれども、こちらはディープフリーザー、一応３月中には本町のほうに１台届くというようなことで通知が来ておりまして、その保管場所として国保病院の薬局にお願いをしたいというふうに考えております。そこに置かせてもらうとなると、電気代がきっとかかってくるということと、あとは適切な温度管理ですとか、接種が始まりましたらそのワクチン管理というものですとかも始まってくるということもありますので、冷凍庫を置かせていただくのとワクチンの適切な管理をしていただくという部分において、委託をさせていただくということになって考えております。

そして、次、バスとワゴン車の借上の内訳でございますけれども、こちらは接種場所が総合ケアセンターになるということで、町民の皆様、車の運転をなさらない方ですとかを対象にしてバス送迎を行ないたいというふうに考えております。今、予定といたしましては、レンタルバスを１台半年間借り上げをするということで、日によって方面を変えてバスで送迎を行なうためのバスと、あとそれ以外に農村地区で遠いところに住ん

でおられる方から足がないということで、受けたいのだけども足がないというような申し込みがあった時に、レンタカーではなかなか小回りが利かなくというようなところもあるかと思いますので、そうなった時にワゴン車で直接迎えに行けるようにというようなことで、ワゴン車を借り上げるというようなことになっております。以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　改めのお伺い、５６ページ、５７ページの１２節委託料の部分について､維持管理委託料のディープフリーザーワクチン維持管理についてでございます。

こちらの国保病院に場所を確保していただいて、適切な管理を委託するとそれらの経費だという御答弁をいただいたところでございますが、この適切な管理の中に、他の自治体でございますけれども、いわゆる管理が不十分でワクチンをだめにしてしまったという事例があったところでございますが、これらその仮にですけどもワクチンのその管理に対する責任というものも、責任の所在はどのようになるのか。この委託先になるのか、それともそちらまでは移行しないような形になるのか。ワクチン管理の責任の所在についてお伺いをいたします。

続きまして、１３節使用料及び賃借料のバスと自動車でございます。

いわゆるレンタカーを利用するという御答弁をいただいたところでございますが、期間については６カ月というところでございます。こちらのその費用の内訳、単価とかそういったものが出されていると思いますので、それぞれ御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１１時５６分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

はじめに、午前中の大住議員の質疑に対する答弁について、訂正したいとの申し出がありましたので、これを許します。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　先ほどの大住議員の御質問の中で、老人福祉センターの入浴の料金のところで、私のほうから、その他公衆浴場に当たるので料金を取らないというふうに答弁をさせていただきましたけれども、その部分について訂正をさせていただきます。

現在のその老人福祉センターの入浴につきましては、扱いとしては一般公衆浴場の扱いになります。ですけれども、料金につきましては物価等政令による入浴料金が統制される、いわゆる銭湯ではないため、料金は取らないというふうに訂正をさせていただきます。以上です。

○議長（高橋利勝）　よろしいですか。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午後　１時３１分　　休憩

午後　１時３２分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、午前中の梅村議員の質問に対する答弁からとします。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

まず１点目のワクチンの管理に何かアクシデントが起こった時の責任の所在の部分でございますけれども、こちらにつきましては、一応委託をしている国保病院には非常用電源も備えてあるということで停電の時とかの対応も耐えられるということで委託をお願いしております。

病院のほうに何か過失があって､ワクチンをだめにしたとかっていう場合については、責任の所在については病院のほうになろうかと思いますけれども、フリーザーそのものが破損していたとか故障していたとかっていうふうなことでワクチンがだめになった場合については、やはりその冷凍庫を製造した製造会社ですとかそちらのほうの責任になってくるのではないかというふうに考えております。

２点目のバス、ワゴン車の委託料の内訳の部分でございますけれども、まずバスの借り上げの部分につきましては１日２万円で半年間、これは土日も含めて１８３日かける消費税ということで積算をしております。ワゴン車借り上げにつきましては、こちらは月１５万円で６カ月かける消費税という積算をしております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　５７ページ関連ですが、ワクチン接種の関係です。

議員協議会でも説明いただいたものも合わせて申し上げますけども、１日１２０人というペースで看護師の方３名と医師１名で接種を行なっていくということだというふうに受け止めております。それで、１日に１２０人ということは３０分で１５人、単純計算すれば１時間に３０人くらいのペースを考えていらっしゃるのかなということなのですけど、これでやると３カ月くらいかかるという話だったと思っております。

今、報道ではあと２種類くらいの薬が開発途中というか、かなり実現に近い状態の開発というようなイメージで報道されていますけども、この国からの現状示されているワクチンの供給量というのが、今後変わっていくような、そういうような時があった時の対応というのはシミュレーション的なものというのはあるのでしょうか。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

今現在、準備をしているのは６５歳以上の方のワクチン接種についてを考えておりまして、国のほうからも今承認が降りているファイザー社のワクチンを想定して準備をするようにというようなことで指示が来ております｡ほかの２種類のワクチンについては、今申請中ですとか、これから申請をする予定というような状況にありますので、そちらのほうにつきましては、また申請が降りた段階でどういうふうに使いなさいとかというようなことが、きっと指示が来ると思いますので、その辺は国からの情報提供を待って

また組み立てを考えたいというふうに思っております。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　申し上げたとおり、ワクチンの供給が違う種類も含めて増える可能性があったら、現場でそれなりの対応をしてくださいと国が言ってくるような気がするのですけど、それは私が勝手に考えているのですけども、いずれにしてもその状況が今の時点で言うと予定より遅れていますよね､遅れています｡そういうことがあって、今度予定よりどんどん早くなったり量が多くなったりということも想定として、そういうことも含めて、じゃあ本町でもしそういうことになったら、どんな対応しようかみたいな議論というのはされているかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　２種類ないし３種類のワクチンが一つの自治体に入ってきた時のことを考えた時に、やはりいずれも今２回接種のワクチンになっていると思いますが、一人の方が２回受ける時に別々なワクチンであってはならないというようなことにはなっておりますので、同じ方が同じワクチンで１回目、２回目が終われるような形を組んで行かなければならないということと、あと１日１２０人やる中に２種類、３種類というふうなワクチンが混ざることは、間違い接種のリスクも非常に高くなるのではないかというふうに考えますので、もしそういう状況になった時には、やはりその日によってワクチンを変えるですとか、そういうことは考えていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　１点だけお聞きします。

５７ページ、衛生費、委託料の部分でございます。大方関心のあることなので質疑が出たかと思いますが、１点だけ。

午前中、提案理由の説明の中からワゴンバスやマイクロバスを運転する運転手さんということがございました。こちらチームの中の、いわゆる職員さんが運転をするのか、はたまた誰かを雇ってその業務に当たっていただくのか。また、その予算というのはこの中、１２節の委託料の中でどちらに入るのかをお聞きします。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

運転手の方につきましては、会計年度任用職員の報償費の中で見ておりまして、その方に運転業務をやっていただきたいというふうに考えているところです。

ただ、バスの借り上げとワゴン車の借り上げと２台ありまして、どうしてもバスに乗れなくて急きょその方のところに送っていかなければいけないですとか、そういう事態が発生した時には、職員が運転するということも想定をしなければならないかなと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

篠原議員。

○５番（篠原義彦）　６２ページ、６３ページ、農業振興費の中で１８節、３点ほどお伺いします。

まず１点目、営農指導対策協議会の９１万７,０００円の減額、これは何か事業ができなかったのか、しなくてもよかったのか、減額の理由をお知らせください。

それから、キレイマメ原料の確保事業でございますけども、１６万４,０００円の減額ですけども、これは反別が少なくてこうなっていったのかどうか。そうすることによって、町で求めるだけの原料が確保されたのかどうか。

もう１点、強い農業の担い手づくりの総合支援交付金、ここで３００万の予算ありますけども、先ほど法人のトラクター導入とありましたけども、その型式と言いますか、大きさと言いますか、わかりましたらお知らせください。

○議長（高橋利勝）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　お答えいたします。

営農対策指導協議会の減額の理由ですが、コロナ禍におきまして実施できなかった部分の事業等がございまして、その部分での減額になっております。

１点といたしましては､首都圏で行なわれます農業人フェア等に出向く予定でしたが、コロナ禍により出れなかったために減額補正となっております。

２番目のキレイマメの生産の補助金ですが、キレイマメ原料生産確保事業ですが、こちらにつきましては、おっしゃるとおり当初予定では３３３アールを予定しておりましたけども、実績では２２４アールで４戸の方に生産を行なっていただいているところでございます。計画の段階では３俵くらいの予定で計算しておりますが、実績といたしましては今年は平均として４俵採れたという形になっておりますので、面積が減っておりますけども、キレイマメの原料としては十分確保できております。

３点目の強い農業担い手づくり総合支援交付金事業ですが、こちらは先ほどもありましたとおり、農業法人のほうに機械を導入する事業でございます。トラクターの規模といたしましては１７２ＰＳを１台導入するようになっております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで歳出を終わります。

次に、歳入に対する質疑を行ないます。

歳入は一括とします。

１２ページから３１ページまでありませんか。

梅村議員。

○３番（梅村智秀）　１２ページ、１３ページでございます。

１款の町税の１目の個人、２節の滞納繰越分でございますが、こちら１０９万７,０００円の計上がございます。こちらの内訳について、お伺いをいたします。

また、１６ページ、１７ページ、１３款使用料及び手数料うち、５目商工使用料でございます。こちら１節の商工使用料、農産物加工施設使用料ならびに２節の観光使用料で御所の使用料の減額が計上されてございますが、こちらについて理由等の分析できて

いましたらお答えを求めるものでございます。
○議長（高橋利勝）　花房住民課長。
○住民課長（花房永実）　それでは、１２ページ、１３ページ、滞納繰越分の増分ですね。こちら１０９万7,０００円となってございますが、大口納付者約５名、これで７０万というような見込みより多く入ってきたということで、あと収納率も若干アップしたということで、この金額になってございます。以上です。
○議長（高橋利勝）　高橋企画振興課長。
○企画振興課長（高橋哲也）　御質問にお答えいたします。
商工使用料の関係でございますけども、商工活性化センター使用料の減額につきましては、商工活性化センターの使用見込みと言いますか、使用件数が１月末現在で減っておりまして、その利用実績に基づいて減額しているものでございます。基本的にはコロナ禍等によりまして、やはりそういった施設の利用が減少しているということでございます。
また、同じく下段の農産物加工施設の使用料でございますけども、これにつきましても基本的にはその施設の同じ理由になりますけども、コロナ禍の影響によりまして、使用総体が減ったことによりましての減額ということでございます。
御所でございますけども、これにつきましてもコロナ禍の影響もありまして、開設、開園時期ですね。基本的には御所でございますけども、これにつきましても今年度はいつも４月の当初から開設しておりますけども、６月１日からの共用開始ということが一つの原因と、それからやはり往来をというか、そういった県域を越えての、そういった使用の申し込みというのが減少していることによっての減額補正ということでございます。以上です。
○議長（高橋利勝）　梅村議員。
○３番（梅村智秀）　改めてお伺いをいたします。
お伺いの全ての御答弁で、コロナ禍の影響というようなものでございましたが、やはり大きな要因、分析といたしましてはコロナ禍によるものだという分析だということがわかりました。
その中でいわゆる御所の使用料の部分でございますけど、開設、開所が遅れたというものもあるようでございますが、例えばこれ時期によっては家族とかそういった世帯単位で楽しめるような場所等とか、いわゆる昨今のキャンプブームみたいなもので、いわゆる一般的なホテルとか観光施設には出控えがあるけれども、こういったところについては一定程度の売り上げとか入り込みというのが多いというのが一般的なその社会の現象としてあったのですが、本町においては、それらをもってもコロナ禍の影響というものにはあらがえなかったというような分析、理解でよろしいのでしょうか。
○議長（高橋利勝）　高橋企画振興課長。
○企画振興課長（高橋哲也）　梅村議員御質問のとおり、そういった傾向だということで押さえております。以上です。
○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為及び地方債補正に対する質疑を行ないます。

６ページから１１ページまでありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２１回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第６号

○議長（高橋利勝）　日程第８　議案第６号令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

花房住民課長。

○住民課長（花房永実）　議案第６号令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業終了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、保険税等の決算見込減額による歳入歳出不足については、財政調整分として基金から繰り入れを行なっております。

それでは、予算書の１ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９,４００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億５,５３６万６,０００円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

７ページ、８ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１８節負担金補助及び交付金の事業状況報告システムクラウド２万８,０００円の増額は、システムへの新規様式追加に伴う改修費用増によるものでございます。

９ページ、１０ページをお願いします。

６款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費、１１節役務費の手数料、特定健診データ提供１１万円の増額は、データ提供件数増によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。

３ページ、４ページをお願いします。

１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税６５５万1,０００円の減額は、当初見込み額より減額となったため補正するものでございます。

３款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金、１節保険給付費等交付金、普通交付金９,８２０万1,０００円の減額は、人口減、受診数減による保険給付費見込によるものでございます。

２節保険給付費等交付金、特別交付金２０６万8,０００円の減額は、変更申請等に伴う交付額の確定によるものです。

５ページ、６ページをお開きください。

中段の５款繰入金、２項１目基金繰入金５１９万7,０００円の増額は、歳入歳出不足分を国民健康保険基金から繰り入れるものでございます。

下段の７款諸収入、２項雑入、１目一般被保険者第三者納付金、１節第三者納付金５９９万8,０００円の増額は、交通事故に伴う保険給付費分に対する納付金であります。

以上、議案第６号令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第６号令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号令和２年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第７号

○議長（高橋利勝）　日程第９　議案第７号令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

花房住民課長。

○住民課長（花房永実）　議案第７号令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回）について　提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業終了に伴う決算見込及び計数整理などが主な内容でございます。

それでは、予算書の１ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２４８万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４，４４７万３，０００円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、８節旅費２万４，０００円の減額は、後期高齢医療連絡調整会議が書面開催に変更になったものでございます。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、１８節負担金補助及び交付金２５０万９，０００円の増額は、広域連合保険料の決算見込によるものでございます。

続きまして歳入でございます。

３ページ、４ページをお開きください。

２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金４万３，０００円の減額は、先程歳出で説明した旅費の減等によるものでございます。

５款広域連合支出金、１項広域連合交付金、１目高齢者医療特別調整交付金１万９，０００円の増額は、交付見込みによるものでございます。

以上、議案第７号令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回）について提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第７号令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって､議案第７号令和２年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第４回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第８号

○議長（高橋利勝）　日程第１０　議案第８号令和２年本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　議案第８号令和２年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４,７７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億８,３１０万５,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出ですが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１８節負担金補助及び交付金２６６万９,０００円の減額は、介護人材確保に係る事業確定見込みによるものです。

下段の２款保険給付費、１項介護サービス諸費、１目介護サービス給付費５,０９２万１,０００円の増額は、居宅介護サービス費及び施設介護サービス給付費の執行見込みによる増額です。

９ページ、１０ページをお開きください。

３目高額介護サービス給付費２４１万６,０００円及び４目特定施設入所者介護サービス費２２４万５,０００円の増額は執行見込みにより増額するものです。

次の段の３款地域支援事業費、１項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業費、１節報酬１６２万１,０００円及び３節職員手当等１０２万７,０００円の減額は職員及び会計年度任用職員の時間外手当等の調整によるものであります。

なお、１３ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

３ページ、４ページをお開き下さい。

１、歳入ですが、１款１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料６７３万２,０００円の増額は、執行見込みによるものであります。

３段目の３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金６３３万４,

０００円及び次の段の２項国庫補助金、１目調整交付金３３６万１,０００円は国の内示による増額であります。

５ページ、６ページをお開きください。

中段の７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節介護給付費繰入金６９４万１,０００円は執行見込みによる増額です。２節地域支援事業繰入金２９６万３,０００円及び３節その他一般会計繰入金３１４万円の減額は、歳出でも御説明いたしました、介護人材確保に係る事業並びに職員及び会計年度任用職員の時間外手当等、事業の執行見込みに伴い財源調整を行なうものです。

次の段の２項基金繰入金、１目介護保険基金繰入金１,０３９万１,０００円の増額は、介護サービス給付費見込みの増額に伴う資金不足のため基金を取り崩すものであります。

以上、令和２年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第８号令和２年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号令和２年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第５回）については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１１　議案第９号

○議長（高橋利勝）　日程第１１　議案第９号令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　議案第９号令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は､歳入については介護給付費収入､自己負担金収入の見込みによる調整、歳出については報酬、給料、職員手当等の調整、その他は執行見込み及び執行残の計数

整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の１ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７９万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９,５７１万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

６ページ、７ページをお開き願います。

２、歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費、１節報酬９４万３,０００円の増額、２節給料２６万８,０００円の減額、３節職員手当等１０６万８,０００円の増額、飛びまして下段の２項居宅介護サービス事業費、１目居宅介護支援事業費、３節職員手当等８０万６,０００円の減額補正は、執行見込みによる調整で、１０ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして７ページ上段から５行目、１０節需用費、消耗品費、介護材料２０万２,０００円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症等予防対策としてボックスティッシュ、ゴミ袋等を購入するもの、その他につきましては執行見込による調整であります。

次に、４ページ、５ページにお戻り願います。

１、歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入、１節施設介護サービス費収入７９９万８,０００円の減額補正は、利用者の入院等による空床率の増加による調整であります。

その下、２節短期入所生活介護費収入５０２万６,０００円の減額補正は、利用日数の減少により調整するものであります。

その下、３節居宅介護サービス計画費収入１２１万８,０００円の増額、４節居宅予防支援サービス計画費収入４万６,０００円の増額補正は、ケアプラン作成数の増加による調整であります。

その下、２目自己負担金収入、１節施設介護利用者負担金収入１６７万７,０００円の減額、２節短期入所生活介護利用者負担金収入１０９万３,０００円の減額補正は、先程介護給付費収入で説明いたしました理由によるものであります。

次の４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金１,３７３万８,０００円の増額補正は、歳入で説明しましたサービス収入の減及び事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、３ページをお開き願います。

第２表、債務負担行為補正でございます。これは、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものです。

１、変更。事項、居宅介護支援システム機器更新、限度額２５８万５,０００円を２５８万４,０００円に変更するもので、期間の変更はありません。

以上、令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第９号令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号令和２年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１０号

○議長（高橋利勝）　日程第１２　議案第１０号令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第１０号令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費確定及び決算見込みによる減額、水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額が主な内容であります。

補正予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第１条､歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２５万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を､歳入歳出それぞれ１億３０７万９,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出ですが、１款１項簡易水道費、１目一般管理費、１１節需用費、印刷製本費１４万４,０００円の増額は、在庫不足による納入通知書等の印刷によるものです。

２目維持修繕費、１０節需用費、修繕料９３万９,０００円の増額は、勇足浄水場の沈殿池室上にある照明器具が腐食により、落下の危険があるため修繕するものです。

そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

３ページ、４ページにお戻り下さい。

１、歳入ですが、２款１項使用料及び手数料、１目水道使用料、１節現年度分１９６万２,０００円の増額は、業務用及び営農用の使用水量の増によるものです。

４款１項繰入金、１目一般会計繰入金１９７万２,０００円の減額は主に収支の調整によるものです。

以上、令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１０号令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号令和２年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１１号

○議長（高橋利勝）　日程第１３　議案第１１号令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第１１号令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込み及び社会資本整備総合交付金事業で交付される国費額の確定による歳入歳出の減額、下水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額が主な内容であります。

補正予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８０３万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億５,５４１万７,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

８ページ、９ページをお開きください。

２、歳出ですが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１０節需用費２２万円の増額は、在庫不足による検針お知らせ票等の印刷によるものです。

２項施設管理費、２目処理場管理費、１７節備品購入費、施設等備品１７万６,０００円の増額は、流入水や放流水の酸素量を計測する溶存酸素計が故障したため、計測機器を購入し放流水の水質を管理するものです。

２款土木費、１項下水道費、１目下水道新設費、１４節工事請負費１８９万９,０００円の減額の主な内訳につきましては、下から２行目の処理場機器更新３９５万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業の国費の決定額の減額による事業費確定及び執行残によるもので、その下の空調設備２０９万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として終末処理場事務室の空調設備工事を行なうものです。

１０ページ、１１ページをお開きください。

３款１項公債費、２目利子１８３万４,０００円の減額は借入利率の確定によるものです。そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

４ページ、５ページにお戻り下さい。

１、歳入ですが、１款分担金及び負担金、１項分担金３２万円の増額は、個別排水処理事業受益者分担金の一括納入が多かったためによるものです。

２項負担金、１目公共下水道費負担金、３節公共下水道事業工事負担金１３３万１,０００円の増額は、国道２４２号道路改良工事に伴う汚水管渠移設工事で、補償費の算定で支障物件の内、減耗対象物件が減り、全額補償対象物件が増えたため、増額になったものです。

２款使用料及び手数料、１項使用料の計１２９万９,０００円の増額は決算見込みによるものです。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目土木費国庫補助金、１節下水道費補助金２３５万３,０００円の減額は歳出で説明しました社会資本整備総合交付金事業の交付決定額の減額によるものです。

４款１項繰入金、１目一般会計繰入金２６３万６,０００円の減額は、町債償還額の減及び収支の調整によるものであります。

７款１項町債、１目土木債６００万円の減額は、事業費確定による調整によるものです。

次に、３ページをお開きください。

第２表、繰越明許費。

２款土木費、１項下水道費、下水道管理センター空調設備設置工事２０９万円は歳出で説明しました、終末処理場事務室の空調設備工事で、年度内完成が難しいため繰越しを行なうものです。

第３表、地方債補正。

１、変更。内容としましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するもの

です。

起債の目的、公共下水道整備事業の限度額２,７２０万円を２,４５０万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額３,２１０万円を２,８８０万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１１号令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号令和２年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１２号

○議長（高橋利勝）　日程第１４　議案第１２号令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第１２号令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では収支不足による一般会計補助金の増額、支出では消費税納付額確定による増額、事業費確定及び決算見込みによる減額、資本的支出では浄水場管理室空調設備設置工事の増が主なものであります。

補正予算書の１ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第２条、令和２年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第１款水道事業収益、第１項営業収益は１４万４,０００円減額、第２項営業外

収益は７３４万４,０００円増額補正して、収入の総額を１億６,２１２万円とするものです。

支出の第１款水道事業費、第１項営業費用は４万円増額、第２項営業外費用は７１６万円増額補正して、支出の総額を１億６,２１２万円とするものです。

それでは、予算説明書により、主なものについて御説明いたします。

３ページ、４ページをお開き下さい。

収入ですが、１款水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金７３４万４,０００円の増額は、収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の１款水道事業費、１項営業費用、１目原水及び浄水費、薬品費６７万４,０００円の増額は、本別川の有機物の量が高かったため、薬品の使用量が増加したことによるものです。

２目配水及び給水費、動力費、電気料２７万円の減額は、弥生町ポンプ場の増圧ポンプ稼動時間の減によるものです。

４目総係費、印刷製本費３２万２,０００円の増額は、在庫不足となった検針お知らせ票等の印刷によるものです。

６目資産減耗費４１万２,０００円の減額は配水管等の構築物除却が発生しなかったことによるものです。

次のページ、５ページ、６ページをお開き下さい。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費４２万５,０００円の減額は、令和元年度債の借入利率確定によるものです。

２目消費税及び地方消費税７５８万５,０００円の増額は消費税納付額確定によるものです。

次に、１ページにお戻り下さい。

中段、資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧書中６,４１２万８,０００円を６,２５２万９,０００円に、６,２３２万６,０００円を６,０７９万円９,０００円に、１８０万２,０００円を１７３万円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第１款資本的収入、第３項工事負担金は、本別浄水場管理室の空調設備設置工事負担金として８０万円増額補正し、収入の総額を１,０５３万６,０００円とするものであります。

支出の第１款資本的支出、第１項建設改良費７９万９,０００円減額の内訳としましては、事業費の確定による１５９万９,０００円の減額と、新型コロナウイルス感染症対策として、本別浄水場管理室の空調設備設置工事を８０万円増額し、支出の総額を７,３０６万５,０００円とするものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第４条、予算第１１条に定めた補助金の金額を７３４万４,０００円増額補正し、３,

２７３万円に改めるものです。

たな卸資産購入限度額。

第５条、予算第１３条中５５４万6,０００円を６１１万1,０００円に改めるもので、主に薬品費の増額によるものです。

以上、令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１２号令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号令和２年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１３号

○議長（高橋利勝）　日程第１５　議案第１３号令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸）　議案第１３号令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、収益の決算見込み及び支出の給与費、材料費等の最終的な調整を行ない、資本的収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の１ページをお開きください。

第２条の収益的収入及び支出でありますが、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第１款病院事業収益、第１項医業収益３１万1,０００円減額、第２項医業外収益を3,７８５万2,０００円増額し、収益の合計を１１億5,９７０万2,０００円とするものであります。

支出では、第１款病院事業費用、第１項医業費用を１,１８２万２,０００円減額、第２項医業外費用を８０万５,０００円減額し、費用の合計を１２億５,４６５万６,０００円とするものであります。

第３条の資本的収入及び支出でありますが、予算第４条本文括弧書き中、３,９７１万５,０００円を３,９５４万４,０００円に、３,７０２万１,０００円を３,６８６万５,０００円に、２６９万４,０００円を２６７万９,０００円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第１款資本的収入を４６万６,０００円減額し、１億２,１５４万８,０００円に、支出の第１款資本的支出を６３万７,０００円減額し、１億６,１０９万２,０００円とするものであります。

次、１ページ下段から２ページにかけてですが、第４条、企業債については、予算第７条に定めた起債の目的、限度額に次のように加えるもので、起債の目的は特別減収対策債、限度額は９００万円とし、医業運転資金に充てるため企業債を借り入れるもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同上となっております。

第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありますが、職員給与費を１,０４９万６,０００円減額し、８億１,２８１万円とするものであります。

第６条、他会計からの補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業経費を１３万２,０００円減額し９７３万５,０００円とするものであります。

第７条、たな卸資産の購入限度額ですが、１億７,９５０万４,０００円を１億７,７０２万２,０００円に改めるものでございます。

次に、５ページ、６ページをお開きください。

補正予算説明書でありますが、収益的収入及び支出の収入では、１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益９４２万円の減額につきましては、当初予算と対比しますと、入院の１日平均患者数が約０．９人減の４５．１人で、現行予算を下回る状況と見込まれることから、今回減額補正するものであります。

また、２目外来収益１,２４０万９,０００円の減額は、上期の実績を勘案した１２月補正後の予算と対比しますと、外来の１日平均患者数で３．２人減の１４６．７人で、現行予算を下回る見込みとなることから、今回減額補正するものであります。

補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院で１,２９２万２,０００円の減、外来では２,５３９万４,０００円の減が見込まれ、入院、外来収益を合わせた減収見込み額は３,８３１万６,０００円となり、入院、外来収益の決算見込み額は６億５,７０４万６,０００円となる見込みでございます。

３目その他医業収益、１節室料差額収益４８万２,０００円減額補正は決算見込みによるものです。３節一般会計負担金２,２００万円の増額と二つ下、２項医業外収益、３目負担金交付金４,０００万円の増額補正につきましては、入院、外来収益の状況を踏まえ、一般会計から繰入れを行なうものであります。

一つ戻りまして２目他会計補助金、１３万２,０００円の減額補正は決算見込による調整です。４目患者外給食収益１２７万６,０００円の減額補正は決算見込みによる調整、一番下段の７目繰入金７４万円の減額補正は国保調整交付金の事業費の減によるもので

ございます。

次に、７ページ、８ページの支出でありますが、１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費、２節手当１２０万９,０００円の減額補正は期末手当及び勤勉手当の決算見込みによる調整、３節報酬１,０１７万９,０００円の減額補正は会計年度任用職員数の減及び出張医の回数の減による調整でございます。４節退職給与金５５万４,０００円の増、６節期末・勤勉手当引当金繰入額２０万７,０００円の増、７節法定福利費引当金繰入額１３万１,０００円の増額補正はいずれも執行見込みによる人件費の調整で、１１ページから１２ページに給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして２目材料費、１節薬品費１０２万５,０００円の増及び２節診療材料費２８０万３,０００円の減額補正につきましては決算見込みによる調整。

３目経費、２節報償費６３万９,０００円の減及び３節費用弁償２０万１,０００円の増、１１節修繕費２万４,０００円の減、１３節賃借料２８万７,０００円減、１５節委託料２７万８,０００円の増額補正はいずれも決算見込みによる調整です。

６目資産減耗費、１節固定資産除却費６万２,０００円の増額補正は、医療機器の更新や廃棄に伴う固定資産を除却するために、残存価格を計上するもの、２節たな卸資産減耗費８６万１,０００円増額補正は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

一番下段、２項医業外費用、２目患者外給食材料費８０万５,０００円の減額補正は、決算見込によるものです。

次に、９ページ、１０ページをお開きください。

資本的収入及び支出でありますが、収入では、１款資本的収入、３項負担金、１目他会計負担金２４万７千円の減額及び８項国庫補助金、１目国庫補助金、２１万９,０００円の減額補正は、いずれも事業費確定に伴い調整を行なったものであります。

支出では、１款資本的支出、１項建設改良費、３目固定資産購入費６３万７,０００円の減額補正につきましても、事業費確定に伴い調整を行なったものであります。

以上、令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは５ページ、６ページ、収入からお伺いをいたします。

医業収益のうち、１目の入院収益、また２目の外来収益についてでございますが、それぞれ入院については０．９人の減と、外来については３．２人の減という御答弁がございましたが、こちら当初の見込みと比して、このように減になった理由についてどのようにお考えか、また分析をされていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

また、７ページ、８ページ、支出でございます。

２目の材料費のうち、２節の診療材料費２８０万３,０００円の計上がございます。こちらの内訳について、お伺いをいたします。

続きまして、３目経費のうち、１５節の委託料でございますが、短期看護師派遣でということで５２万円の計上がございますが、こちらの必要性や内訳等についてお伺いをいたします。

また、６目の資産減耗費のうち、２節たな卸し資産減耗費８６万１,０００円、薬品等使用期限切れによる廃棄分という記載がございますが、こちらの考え方でございますけれども、病院といたしましては、こうした一定程度の薬品使用期限切れが出るということは見越して運営されているというふうにお見受けするとこでございますが、この計上されている金額というものは、どういうそういうお考えがあって、かつそれに比して、これはどういうような数値に値するのか、御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝）　藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸）　梅村議員の質問にお答えいたします。

まず、入院外来の今回補正の減となった理由でございますが、当初見込んでおりました予算よりも入院であれば外科、耳鼻咽喉科等でまず入院患者数が想定よりも減となっていること、その結果、収益も減となったということでございます。

また、外来におきましては内科、外科、耳鼻咽喉科とともに減となっておりまして、当初見込みよりも減となっているということで、今回外来のほうにつきましても減額補正をしているところでございます。

続きましては、委託の短期看護師の派遣の必要性でございますが、できれば当然派遣なしで実施したいところではございますが、実情といたしまして看護師の退職等もございまして、今回残念ながら定年前ではございますが、１名の看護師の退職が３月末であるということでございますので、今回急遽看護師１名分の委託料で補正するところでございます。

たな卸し資産８６万１,０００円の考え方ということで、こちら薬品費の使用期限切れによる排出分でございますが、薬品費につきましては２カ月に１回、薬事審議会を開催いたしまして、その中で薬品切れの薬については薬局のほうから、あと何カ月でこの薬が切れますと言ったような内部状況共有をしまして、医師には積極的なもちろん必要に応じてではございますが、そのように周知を図り、できる限り使用期限漏れ廃棄のないようには院内で行なっているところではございますが、どうしても消費しきれない薬品が生じます。

それで当初は１０万円ということで予算計上しておりますが、できる限りで廃棄処分を少なく、当然病院の経営効率も考えまして、できる限り廃棄処分は少なくしたいという中での１０万円という予算計上でございます。

あと、診療材料費の内訳について、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩します。

午後　２時４７分　　休憩

午後　３時００分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸）　先ほどの質問の続きでございますけれども、診療材料費２８０万3,０００円減の内訳でございますが、診療材料費、こちら大きなものでございますとペースメーカーの移植術というものがございまして、こちらで大体１００万円程度かかるものでございます。それを１件見込んでいたものがなくなったということ。あと診療材料費、包帯やガーゼ、紙おむつなど、多岐にわたる品物類でございまして、こちら入院患者の減等により、減となったということでございます。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　改めてお伺いをいたします。

収入の部分でございますが､いわゆる入院､外来ともに減ということでございますが、こちらの理由の分析みたいなものは持たれた上でのこの御提案なのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして、７ページ、８ページ、支出でございます。

１５節の委託料の短期看護師派遣５２万円でございますが、こちらにつきまして、いわゆる５２万円の内訳、単価等を含めてわかるように御説明をいただきたい。

また６目の、いわゆる薬品等使用期限切れによる廃棄分でございますが、こちら額としては決して少なくない、見込みからしてもかなり見込みからすると多額になっているというふうなところでございますが、こちらの、いわゆる在庫数や金額等に対して何％以内に納める等々のその目標設定地とかっていうものがあるのではなく、その御答弁からですと、いわゆる極力少なくしていくという、そういう思いの部分でその１０万円っていう設定をされていたのか、当初の見込みといたしまして、その辺についてそういう目標値の設定等々があるのか､またそれに対して､これがいかがかと､この数字ですね。８６万1,０００円というものがいかがなのかという見解について､改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　大和田副町長。

○副町長（大和田収）　私のほうから、入院、外来の件について答弁をさせていただきます。

１月末現在でおきましても､入院でも1,１００万円ほど前年度と比較して減額となっています。外来では1,５００万円ほど減額となっており、１月末で2,７００万円ほど昨年と比較して減少になっております。４．６％、これを３月までもっていきますと、やはり先ほど事務長が言った3,５００万円から3,８００万円ほど減となるのじゃないかと思います。

この要因につきましては、やはりコロナ禍の影響かなというふうに思っております。北海道の国保連合会からの受診率のものが来ております。昨年の３月で令和２年度が１２２．９４％、令和元年度では１３３．０６％、平均して３、４、５というふうに落ちてきています。これは北海道が新型コロナウイルス緊急事態宣言を発出した時期です。この時期、そして２月からは学校が休みに入ったというふうな外来とか往来を禁止、自粛を始まった時になります。そういう関係もありまして、全国的かと思いますけども、北海道本別についてもこのような受診率がぐっと落ちてきたという部分、そのためにこ

のような、うちの国保病院の収益も落ちてきたと、そのように判断しております。以上です。

○議長（高橋利勝）　藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸）　梅村議員の質問にまたお答えいたします。

まず、委託料の関係でございます。こちらの内訳でございますが、今回委託料で短期看護師の派遣ですが、こちら夜勤の専従のパート看護師の採用でございまして、夜勤専従ということで時給３,０００円で雇用しておりまして、一晩やれば大体５万円程度になりますので、そこで見込んでいるところでございます。

あと、薬品の廃棄の関係でございますが、１０万円が８６万１,０００円ということで、確かに差額は大きいのではございますが、こちらにつきましては２カ月に１度の先ほど申し上げましたとおり、その中で目標を立てて取り組んでいるというところでございます。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午後　３時０６分　　休憩

午後　３時０６分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸）　薬の廃棄のパーセンテージの目標的なものは立ててはおりません。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　７ページ、８ページ、支出のうちから１５節の委託料のうち、短期看護師派遣の部分でございます。

先ほど夜勤専従の方、夜勤のパートさんということで採用されたと。時給が３,０００円という御答弁がいただきました、一晩で５万円という御答弁でしたか。時給３,０００円でどのくらいの勤務時間で５万円ということになるのか、改めてお伺いをいたします。

続きまして、薬品等使用期限切れによる廃棄分でございますが、じゃあ先ほどお伺いしたとおり、この１０万円という目標値の設定は、いわゆる思い、こうしていきたいのだというものに則って定められたものであって、根拠や数値等々というものが検討されたものではないという理解でよろしいですか。

○議長（高橋利勝）　藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸）　まず、夜勤看護師の給与の関係でございますが、勤務時間帯が午後４時半から翌日の９時までということで１５時間３０分ということでございますので、そこで通常３,０００円の１５時間でおよそ４万５,０００円程度の賃金になります。そのあと夜間の、そこに割り増しがかかってまいりますので、一晩５万円程度になるということでございます。

あと、薬品費１０万円の年度当初の目標と言いますか、につきましては、１０万円という明確な根拠が残念ながら、根拠は立ててはおりません。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１３号令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号令和２年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６

○議長（高橋利勝）　日程第１６　令和３年度町政執行方針・教育行政執行方針を行ないます。

まず、町政執行方針について髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　令和３年度の町政執行方針を報告させていただきます。

はじめにですが、令和３年度町議会第１回定例会の開会にあたりまして、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

はじめに、平成２３年３月に発生いたしました、我が国の災害史においても、まれにみる規模の人命が奪われ、各地に甚大な被害をもたらしました東日本大震災から間もなく１０年を迎えます。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、今なお避難生活を余儀なくされております方々に対し、改めてお見舞いを申し上げる次第であります。

また、世界中がその脅威と戦っている新型コロナウイルス感染症により、命を落とされました方々やその御遺族に対しまして、心からお悔やみ申し上げる次第であります。また、闘病生活を送る方々にも合わせてお見舞い申し上げる次第であります。

さらに、日夜御尽力いただいております医療関係者や介護従事者の方々をはじめとする皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

私は、就任以来、一貫して町民の皆様と歩んできた協働のまちづくりを基本理念に、未来ほんべつの創造をめざし、将来を担う子ども達の健やかな成長及び教育の充実と、将来にわたって暮らしの安全・安心が確保できるよう健康、福祉、介護、医療、防災など、町民生活を原点にサービス基盤の整備を全力で推進してまいりました。

この間、町民の皆様をはじめ議員各位の御支援御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持・向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

今後もさらなる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御支援御協力を、お願いをいたします。

まず、町政に臨む基本姿勢であります。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きが見られるとされ、先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待をされております。

国の予算編成におきましても、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取り組みを推進していくとともに、引き続き、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを進め、地方におきましても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとしております。

地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額につきましては、前年度と実質的に同水準が確保され、地方交付税の総額は前年度比で５．１％増の１７兆４,３８５億円とされたところです。

一方、地方自治体では、コロナ禍という未曾有の事態に直面している今、医療、介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進をはじめ、人口減少対策、防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など政策課題も多様化する中、地方財政を取り巻く環境は、依然、厳しい状況が続くものと予想されます。

本町といたしましても、地方創生に資する喫緊の課題に対して国の取り組みと充分に連携するとともに、自らの地域の将来は自ら決めるという理念のもと、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、令和３年度の町政執行にあたりましては、行財政改革の推進、中期的視野に立った地方創生の取り組みにより、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、地域の活性化に向けた取り組みを推進し、新年度予算編成にあたっても、令和３年度から新しく第７次本別町総合計画の理念を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち、本別町を発信できるよう、併せて、初心を忘れることなく、職員一丸となり、町民の皆様が想う、まちを元気にしたいという気持ちと､時代のニーズを的確に捉え､様々な事業に対し積極的に取り組んでまいります。

令和３年度主要な施策推進の基本的な考え方であります。

１つ目には、安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち。

本町の農林業は、地域経済を支える産業として、まちの活気の創出を目指し農業の根幹であります土づくりと基盤整備の推進を図り、農畜産物の安定供給と農業経営の安定を図ってまいります。昨年の農業生産は、気象的には、高温少雨で干ばつの影響がみられましたが、生産者の方々の適切な圃場管理、家畜の飼養管理のもと平年作の収量を確保することが出来ました。

しかしながら、農業を取巻く情勢は、ＴＰＰ１１、日ＥＵ・ＥＰＡ、さらには日米貿

易協定など輸入農畜産物の関税低減・撤廃などにより、国内農業は、かつてない自由化の波にさらされ、農畜産物の国内価格の低下やそれに伴う農業所得の減少などにより、農業・地域経済への影響が大きく危惧されるところであります。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大により農畜産物消費の動向など今後も注視してまいります。

このような状況下、本町農業の持続的な発展を目指すためには、農業者が希望と意欲をもって、わくわく笑顔をつくり出すまちを目標に農林業振興と課題への対応が重要と考えます。

課題であります担い手や労働力確保対策につきましては、農業大学校のキャリアサポートや新・農業人フェア、移住フェアなどへの継続的な出展を通じて、就農・就労希望者を募集し、農業者や関係機関と連携した新規就農・雇用就農の促進に取り組んでまいります。町といたしましても新たな担い手づくりを目的に農業支援員となる地域おこし協力隊員を募集し、取り組みの推進を図ってまいりたいと考えています。

また、家畜ふん尿対策につきましても、農業者や農業関係機関と協議し、耕畜連携なども検討してまいります。

農地の基盤整備につきましては、道営畑地帯総合整備事業にて計画的な整備を進めてまいります。

次に、林業振興につきましては、森林の持つ多面的機能が十分に発揮され、資源の循環利用が可能な森林づくりを目指し、本町の森林整備計画に基づいた森林整備を推進してまいります。また、農業と同様に担い手、労働力の確保が重要な課題となっていますことから、林業事業体、関係機関と連携した対策と取り組みを進めてまいります。

地籍調査につきましては、住民説明会の開催など、事業着手に向けた準備を進めてまいります。

次に、商工業につきましては、消費者ニーズや流通の多様化に加え、人口減少、少子高齢化による購買力の減少等で依然厳しい状況が続いておりますが、商工会等と連携をし、消費者と商業者が共感できる購買環境の向上を図るとともに、安全・安心で魅力ある商店街づくりを進め、商工業の振興に努めてまいります。また、消費者対策として、複雑化、巧妙化する悪徳商法に対し、被害防止の取り組みを継続してまいります。

さらに、引き続き工場等の新設や新規開業、新分野への進出に対し、本別町企業誘致条例及び起業家支援要綱により積極的な支援を行ない､雇用の創出と安定化を図るほか、本別町しごと体験交流館の積極的な活用を促進し、本町のあらゆる産業の発展・振興に不可欠な人材確保により事業所の維持、振興に努めてまいります。

次に、観光の振興につきましては、本別ならではの魅力ある地域資源である農産物の活用を積極的に進めるとともに、義経の里本別公園や道の駅などの施設運営や観光イベントの充実を図り、北海道横断自動車道の延伸による長所を活かし、関係人口の増加を促してまいります。

また、活力ある地域づくり推進のためには、本別固有の資源や地域産業の魅力を発信し、関係人口の拡大から移住促進につなげていくことが必要であります。関係機関、近隣自治体等と連携を図りながら、インターネット、ケーブルテレビなど、多様なメディ

アを活用し、移住、観光など地域情報の提供等、求められる有意性の高い情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住・交流の促進に取り組んでまいります。

２つ目、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまちであります。

子ども・子育て支援につきましては、急速な少子化の進行、家庭、地域を取り巻く環境の変化に対応し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指さなければなりません。次代を担う本別の宝である子どもたちが、生き生きと健やかに育つことは、私たちの願いであり、責任であります。

第２期本別町子ども・子育て支援事業計画の着実な進捗により、子育てが喜びとして感じられる、子どもの笑顔が溢れるまちを目指してまいります。

幼児教育・保育の無償化につきましては、国の施策に上乗せし、３歳児から５歳児までの給食料を引き続き町負担とし、保護者負担の軽減を図ってまいります。

楽しみながら英語に触れ、国際感覚を育むことを目的に、引き続き、本町の姉妹都市オーストラリア・ミッチェルから、外国人講師を就学前教育・保育施設に派遣いたします。幼児期から英語に触れることのできるまちを発信し、本別で子育てしたくなるよう各種施策を展開してまいります。

健康づくりにつきましては、乳幼児から高齢期まで、町民一人ひとりが健やかに安心した生活が送れるよう、各種検診事業や予防接種などの普及啓発に努め、特に生活習慣病の予防を重点に取り組んでまいります。また、感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた予防対策の普及啓発を進めるとともに、ワクチンの接種を希望する町民が安全に接種を受けられるよう、体制整備を図ってまいります。

成人保健につきましては、特定健診の受診率向上に努め、効果的な予防活動を行なってまいります。

母子保健につきましては、妊産婦への助成事業、乳幼児健診や保健指導の実施。また、令和３年度からは産後ケア事業を実施し、子育て包括支援センターを中心に関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行なってまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月２回の心理カウンセラーによります心のほっと相談を継続し、町民のメンタルヘルス向上に努めてまいります。

ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただいた福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、令和３年度は第４期の地域福祉計画の初年度になることから、計画の重点事業に位置づけております包括的支援体制の構築、災害時要配慮者支援対策の充実を図るために、関係機関との情報共有や包括的な相談支援を構築してまいります。

町民に身近な相談役としての行政相談員の配置、人権擁護委員によります人権相談に取り組んでまいります。また、権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見事業の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応するあんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

さらに、社会的孤立や孤立死などを防ぐ地域づくりを目指した在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めてまいります。

本町の高齢者人口は、平成３０年から減少に転じておりますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画による創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。今年度は第８期の銀河福祉タウン計画の初年度になりますが、今後増大が見込まれる介護給付費を抑制するために介護予防の充実を図ってまいります。

介護人材の確保につきましては､介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら、引き続き総合的な介護人材確保対策や定着支援を推進するとともに、多様な人材の介護分野への参入を促進するために、これまで開催してきた介護職員の初任者研修及び福祉入門研修を継続してまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者一人ひとりのニーズや状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供して、利用者の方々が持つ力を最大限発揮いただき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、尊厳を尊重しながら支援してまいります。

また、より質の高い介護サービスを提供するため、職員が持つ介護の知識や技術を磨き、人材育成を進めていくとともに、地域貢献活動を継続して実施することで、職員と利用者や家族、地域、関係機関がさらなる連携を図りながら、町民の皆様に求められる開かれた施設運営に努めてまいります。

介護基盤の整備につきましては、介護保険制度や町内の施設間における機能分化、連携などあらゆる動向を踏まえながら、特別養護老人ホームのあり方を引き続き協議、検討してまいります。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、認知症施策、在宅医療、介護連携の推進に向け、引き続き町内外の関係機関と連携を図りながら事業を推進してまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、令和３年度が第２次障がい福祉総合計画の初年度となることから、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、障がい福祉サービスの相談支援や切れ目のないマネジメント体制の充実に努めるとともに、障がいへの理解と交流の推進、就労支援の拠点作りに向けた検討を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、保険加入者の負担増などを考慮し保険税率の改定を行なわず、国保税や国・道からの交付金のほか、基金を活用し北海道への納付金を賄えるよう制度運営に努めてまいります。また、医療費抑制に向け北海道国民健康保険団体連合会、町内の医療機関とも連携をし、保健事業に取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、今後とも高齢者等にかかる医療制度の情報収集と加入者への情報提供に努め、運営主体である広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、令和３年度を初年度とする新たに策定しました病院改革プランを推進し、地域医療の確保を図るとともに、地域包括ケアの構築を進めてまいります。

病院事業会計の運営につきましては、地域包括ケア病床の導入による収益確保を図り

ながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体質の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に診療機能の充実を図り、１．５次医療として眼科、皮膚科、泌尿器科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実に努め、町民の皆様に信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

３つ目、豊かな心と、きらきら笑顔を育むまちであります。

町民の皆様が、夢や希望を持ち、安全・安心、活力あるまちづくりを進めるために、行政や各関係機関、団体などとの協働による町づくりを推進するとともに、本町が積み重ねてきました歴史や文化を基礎とし、豊かな心、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、複雑で予測困難な社会にあっても､次代を担う子どもたち一人ひとりが世界に視野を広げ、新しい時代を主体的に切り拓いていくよう､家庭･学校･地域が一体となって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関、団体と連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、第８次社会教育中期計画に基づき、大人と子どもがともに学びへの関心を高める学習機会の提供と、その成果が今後のまちづくりに生かされるよう、学び合う環境づくりのため社会教育活動の充実を図ってまいります。

国際交流・地域間交流活動につきましては、姉妹都市オーストラリア・ミッチェル、友好都市徳島県小松島市との相互の友好関係発展と、交流を通じて豊かな人間性と社会性を育むため、今後も積極的に交流活動を進めてまいります。

４つ目の安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまちであります。

防災対策につきましては、防災行政無線更新工事が２年の工期を終え、設置希望世帯への戸別受信機の設置、屋外拡声子局設備の更新を完了しました。災害時における行政からの情報を迅速かつ的確に伝達する手段として運用に努めてまいります。

近年、全国各地で複雑多様化、大規模化している自然災害を教訓とし、地域防災力向上のため、自主防災組織と連携し避難訓練や研修会の実施、また、行政内部の体制強化に向けた訓練や研修会を実施をし、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

消防・救急体制の充実につきましては、消防広域化により通信指令業務が一元化となり、行政区域を越えた出動を行なうなど初動体制の確立が図られております。また、地域防災のかなめである消防団員の確保に努め、消防防災力の充実強化を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、交通事故や飲酒運転根絶に向けた啓発運動、高齢者の交通事故防止に力を入れ、関係機関の協力を得ながら推進してまいります。

次に、ごみ処理事業の推進につきましては、資源ごみと小動物以外は、十勝圏複合事務組合が運営する帯広市のくりりんセンターへの搬入が開始され２年がたちました。引き続き正しいごみの分別方法についてのさらなる普及啓発について、ごみ収集業者等と連携を図りながら、ごみの適正処理に向け対応に取り組んでまいります。

ポイ捨て防止や環境美化の推進のために、本別町保健衛生組合等各種団体と協力しながら、不法投棄パトロール等の取り組みを進めてまいります。

資源集団回収事業については、自治会や団体のご協力によりごみの減量化や資源化を推進する目的で、環境に配慮した取り組みを今後も継続してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めるとともに、令和２年度より実施しております本別町都市公園安全・安心対策事業を引き続き進めてまいります。交通公園につきましては、ふるさと納税クラウドファンティング事業により信号機を更新してまいります。

水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に供給できるよう努力してまいります。

下水道事業につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施しております浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。

安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備は重要であり、令和３年度の町道整備につきましては、新規事業１路線、継続事業５路線の道路改良・舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

交通手段を持たない町民の足を確保するため､ふるさと銀河線代替バス帯広･陸別線、生活維持路線浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため、本別町住宅政策推進計画を基本に実施をしてまいります。

また、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等の助成事業、空き家住宅等除去支援事業を引き続き実施するとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

５つ目のみんなの笑顔を未来につなぐまちであります。

令和３年度から新しく第７次本別町総合計画が開始となります。目指す将来像となる心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐをキーワードに、引き続き町民の皆様との協働を基本にまちづくりを進めることといたします。

具体的には、地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点を原点に､町民の皆様と､関係団体などと連携し､これまでに培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めてまいります。併せて、わかりやすい情報の発信に努め、町政の透明性を高めてまいります。

地方創生につきましては、取り組み開始から６年を経過いたしますが、総合計画開始年との整合性を図るべく、令和３年度から、第２期の計画期間に移行し、引き続き、町民の皆様や関係団体へ進捗状況等を説明し､いただいた意見や評価を踏まえるとともに、他の施策との整合性に留意するなどして、関連事業を展開することといたします。

次に、行財政改革につきましては、第５次行財政改革大綱に基づき、本別町の将来展望を見据え、行財政運営のあり方を構築し、簡素で効率的な行政執行を推進してまいり

ます。

なお、現在の計画期間が令和２年度末で満了することから、切れ目のない取り組みを進めるため、現在、各団体等から選出をいただいた行政改革推進委員の皆様とともに第６次行財政改革大綱の策定作業を進めているところであります。令和３年度からの取り組みに反映させていくこととします。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金、ふるさと納税につきましては、本町の取り組みを全国にＰＲするとともに、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、本町の観光資源・地域資源を活用した返礼品の充実を図り、寄付金のより一層の有意義な運用を図ってまいります。

本年、本別町は開町１２０年を迎え、一方、友好都市提携を結ぶ徳島県小松島市は市制施行７０周年を迎えます。双方が迎える節目に際し、民間も交えた交流の促進を改めて確認してまいります。また、姉妹都市ミッチェルとの国際交流についても、行政の枠を超えた幅広い交流活動を展開していきます。

むすびになりますが、以上、令和３年度の町政に臨む所信を申し上げました。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでに同様、町民の皆様と築いてきたまちづくりの実績を大切に、まちを支える町民の皆様の頼もしい力を得ながら、より一層、確かな信頼関係を積み重ねるよう努力するとともに、心を合わせてみんなの笑顔を、未来をつなぐまちづくりを目指してまいります。

また、昨年２月からのコロナ禍は未だ収束する見通しが立たず、様々な分野で活動や行動の制限を受けております。地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

町民の皆様の安全・安心の暮らしを最優先に、感染予防対策と併せて地域経済の持続化を図るため、国・道の政策動向に注視しながら必要な施策を取り組んでいく所存であります。

町民の皆様、町議会議員の各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、執行方針といたします。

○議長（高橋利勝）　次に、教育行政執行方針について佐々木教育長、御登壇ください。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕　令和３年町議会第１回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

令和という新たな時代は、少子高齢化、人工知能をはじめとする技術革新や、グローバル化が一層進展し、複雑で予測困難な社会となってきています。

また、新型コロナウイルス感染症が日常に入りつつある状況の中、学校における新たな生活様式や授業の方法も変わり、感染防止に配慮しながら、子どもたちの学びを最大限に保障していかなければなりません。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかり見極め、子どもたち一人ひとりが、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、新しい時代を主体的に切り拓いていく人づくりを目指し、令和３年度よりスタートする第７次本別町総合計画と時期を同じくしてはじまる第２期本別町総合教育大綱に基づき、関係機関、団体等と連携を図り、学校教育・社会教育の充実に努めるとともに、地域の子どもは地域

で育てるを念頭に、本別ならではの取り組みである、ほんべつ学びの日の普及と推進事業の充実を図ってまいります。

令和３年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、地域全体で子どもの学びを育むため、勇足地区、本別・仙美里地区のコミュニティ・スクールを活用して、学校支援の環境づくりを構築し、本町全体の資質向上に向けた取り組みを進めてまいります。また、発達段階に応じた能力・個性を最大限に伸ばす教育を進めるため、同一校種間の交流事業を積極的に進めるとともに、幼児教育から高校教育までを連続的に繋ぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、昨年度導入したタブレット端末等のＩＣＴ機器を有効に活用し、児童生徒のプログラミング的思考を育成するとともに、新学習指導要領に沿った主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めてまいります。また、引き続き英語指導助手や町教育委員会任用の英語教諭を学校に派遣するほか、英語に慣れ親しむ事業の対象を小学校低学年までに拡大するなど、英語教育の充実に努めてまいります。さらに未来の本別を担う人材を育成するために、ふるさと本別への愛着と誇りを育むふるさと教育を推進してまいります。

道徳教育の推進につきましては、体験活動や思いやりの心を養う多様な活動を通して、主体的な判断で行動し、他者とともに生きるための基礎となる道徳心を育んでまいります。また、児童生徒が安心して学習や多様な活動ができるよう、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年２回のアンケート調査を実施するなど、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、不登校児童生徒への支援を積極的に実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、中学校用教科用図書の改訂に合せて教師用指導書を更新するほか、実物投影機や理科振興備品などを整備し、児童生徒が興味・関心を持って学べる環境づくりに努めてまいります。また、老朽化したスクールバス１台を更新し、登下校時における児童生徒の安全確保に努めてまいります。

特別支援教育の推進につきましては、特別支援教育支援員を１名増員し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別支援の充実に努めるとともに、個別の教育支援計画の活用を促進してまいります。

勇足小学校と小松島市立江小学校との交流研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑み、双方の派遣を行なわず、リモート等による新たな交流方法により友好を深めてまいります。

学校における働き方改革につきましては、教職員の勤務時間管理の徹底を図るとともに健康管理を意識した働き方を促進するなど、本別町アクション・プランに基づいた取り組みを進めてまいります。

本別高校への支援につきましては、本別高校の教育を考える会や学校運営協議会等と連携し、各種支援事業を継続しつつ、オーストラリア・ミッチェル海外研修派遣事業や

特色ある教育活動を支援するとともに、関係機関の協力を得ながら本別高校の存続に向けた活動を展開してまいります。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物を積極的に使用し、美味しく栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食育指導の充実に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、最終年度となる第８次社会教育中期計画の検証と評価を行ない、大人と子どもがともに学びへの関心を高める学習機会の提供と、その成果が今後のまちづくりに生かされるよう、第９次社会教育中期計画を策定いたします。

生涯各期の学習を充実させるための取り組みにつきましては、町の魅力を再発見し、郷土愛を育むほんべつ学を継続開設するとともに、ほんべつ学びの日の理念普及に努めてまいります。また、ジュニアリーダー研修本別・南三陸ふるさと交流研修を軸とし、各種の体験学習や地域学習を取り入れた少年教育活動を展開し、担い手の育成につなげてまいります。

文化振興につきましては、各種文化活動の発表機会を提供するほか、文化活動の活性化を図る取り組みを継続してまいります。また、町民の皆さんに日本の伝統演芸に親しんでいただくため、昨年度、新型コロナウイルスの影響により開催を延期しました、ほんべつ寄席を、町芸術文化事業振興会との連携により開催していきます。

図書館につきましては、本のまち夢づくり講演会と関連事業の開催、読書通帳の発行等により、町民全体の読書意欲向上に取り組んでまいります。

歴史民俗資料館につきましては、７月１５日本別空襲を伝える、ほんべつ神社めぐりの企画展を開催し、平和の尊さとふるさとの歴史を伝えてまいります。

スポーツ振興につきましては、運動・スポーツの定着化を図る取り組みを継続するとともに、開町１２０周年記念事業として本町出身の新井貢氏を講師に招いて講演会を開催するほか、スポーツでまちを元気にを合言葉に一大スポーツイベントを実行委員会体制により開催してまいります。

以上、令和３年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。

教育委員会といたしましては、子どもたちが激動の時代を生きぬく力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域と連携し、ふるさとの教育資源を活用した質の高い教育を推進するとともに、町民の皆様が芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう、全力で教育行政を執行してまいりますので、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和３年度教育行政執行方針といたします。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日３月３日から８日までの６日間は休会であり、３月９日午前１０時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、本日から３月４日正午をもって締め切ります。
質問のある方は、締め切り時間を厳守の上、提出願います。
本日は、これで散会します。
御苦労様でした。

散会宣告（午後　３時５４分）

令和３年本別町議会第１回定例会会議録（第２号）

令和３年３月９日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１	議会運営委員長報告
日程第　２	一般質問

○会議に付した事件

追加日程第１	梅村智秀議員に対する懲罰の動議
日程第　１	議会運営委員長報告
日程第　２	一般質問

○出席議員（１１名）

議　長	１２番	高　橋　利　勝	
副議長	１１番	藤　田　直　美	
	１番	水　谷　令　子	
	２番	柏　崎　秀　行	
	３番	梅　村　智　秀	
	４番	石　山　憲　司	
	５番	篠　原　義　彦	
	６番	大　住　啓　一	
	８番	黒　山　久　男	
	９番	方　川　一　郎	
	１０番	阿　保　静　夫	

○欠席議員（１名）

７番　山　西　二三夫

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫	副町長	大和田　収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	花房永実	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪　忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋　優
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋
選挙事務局長	村本信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長　三　品　正　哉　　総務担当主査　越　後　　忠

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝）　これから、本日の会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（高橋利勝）　昨日、藤田直美議員外１人から、地方自治法第１３５条第２項の規定によって、梅村智秀議員に対する懲罰動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として日程順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この動議を日程に追加し、追加日程第１とし日程順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者９人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１０時０２分　　休憩

（懲罰動議配布）

午前１０時０３分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第１　梅村智秀議員に対する懲罰の動議

○議長（高橋利勝）　追加日程第１　梅村智秀議員に対する懲罰の動議を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員　退場）

○議長（高橋利勝）　提出者の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○１１番（藤田直美）〔登壇〕　梅村智秀議員に対する懲罰動議。

次の理由により、梅村智秀議員を懲罰に科されたいので、地方自治法第１３５条第２項及び会議規則第１１０条第１項の規定により、動議を提出します。

理由。

本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会を受けた梅村智秀議員の行為に対し、その対応について思料したところ、当該議員が行なったＳＮＳによる投稿については、会議等において行なわれた行為でないことから懲罰事犯には該当しないものと推察するが、この行為に起因して、本別町国民健康保険病院との関係が存亡され、委員会における円滑な会議運営を阻害したものと類推し、該当議員に対し処分を求めるものです。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村智秀議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議がありますので、起立によって採決します。

この申し出に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者２人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、梅村智秀議員の一身上の弁明の申し出に同意することは否決されました。

これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

懲罰については、会議規則第１１１条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって本件については、委員会条例第６条の規定により、６人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって本件は、懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、次のとおり指名いたします。

懲罰特別委員には、水谷令子議員、柏崎秀行議員、篠原義彦議員、大住啓一議員、黒山久男議員、方川一郎議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前１０時０９分　　休憩

休憩中に委員会条例第８条第２項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第９条第１項の規定によって、議長において特別委員会を招集します。直ちに委員会室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午前１０時１６分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に大住啓一委員、副委員長に方川一郎委員と決定いたしました。

以上、報告とします。

梅村智秀議員の入場を許します。

（梅村智秀議員　入場）

◎日程第１　議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝）　日程第１　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕　報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに２件の提出がありました。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書、米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書、以上２件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝）　これで、報告済みといたします。

◎日程第２　一般質問

○議長（高橋利勝）　日程第２　一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

６番大住啓一議員。

○６番（大住啓一）　議長の許可をいただきましたので、通告いたしました２問について質問をいたします。

冒頭に、平成２３年３月１１日に東日本大震災が起こってから明後日で１０年となります。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

また、昨年より続いている新型コロナウイルスによる感染症に対し、日夜御尽力いただいている医療関係者の皆様へ、敬意と感謝の意を表させていただきます。また、不幸にも感染症により亡くなられた方々、現在も治療をされている方々に御冥福をお祈りし、お見舞い申し上げます。

それでは１問目、ふるさと産業開発センターなどの遊休施設の今後はについてお伺いいたします。

遊休施設の活用については、有効的に利用されるべきものと考えますが、ふるさと産業開発センターや静山研修センターなどの公共施設において、十数年間使用していない施設の今後はどのように考えているのか、お伺いいたします。

１点目の公共施設の在り方や遊休町有地の在り方については、過去に議会において一般質問でも議論し、また、行政改革推進の中で町民の方々へも説明など行なっているものと認識しておりますが、施設の現状と今後の進め方についてお伺いいたします。

２点目の公共施設において、今後、使用する考えのない施設について、町民の方々や法人・団体などへの譲渡、売払いを考えているのかお伺いいたします。

３点目でございますが、現在、管理している施設の譲渡なり、売り払うこととなれば、町の財産から離れることとなりますが、手続を始めるに当たり、議会や町民の方々へ説明はどのように考えているのかお伺いいたします。

質問の相手は、町長、教育長でございます。

一問一答細目方式はなしということでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　大住議員のふるさと産業開発センターなどの遊休施設の今後はの質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の施設の現状と今後の進め方についてでありますが、平成３０年の第３回定例会において、利用していない公共施設や遊休町有地の考え方についての御質問をいただいておりましたが、これまで遊休施設の借受けに関する相談は数件ありました。しかし、現時点で貸し付け、また譲渡に至ったものはありませんでした。

本町におきましては、本別町総合計画、本別町公共施設等の総合管理計画に基づきまして、各施設などにおける個別施設計画や長寿命化計画など策定をし、中長期的な維持管理や更新に関する基本的な方針を定め、取り進めているところであります。

また、現在、策定を進めております第６次の行財政改革大綱におきましては、今後の

人口減少を踏まえました公共施設の在り方を検討するとともに、施設の維持と運営方法の見直し、施設の統合・廃止を進めることとしております。今後も長寿命化などの効率的な維持管理や、保有施設数の面積の最適化を計画的に進めますとともに、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設などの管理を進めていきたいと思います。

２点目であります。譲渡、売払いの考え方についてでありますけれども、公共施設及び町有地における未利用・遊休地は、取得した経緯や目的、利用状況などの情報は、年数が経過しているものが多くありまして、全ての情報を適切に把握できていないという状況でありますけれども、未利用となっております施設につきましては、所管する課・部局におきまして、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、個々の財産の利用価値を検証し、その活用方法を継続して検討しているところであります。

閉館から１４年を経過します御質問の静山研修センターにつきましては、これまで利活用に関する検討を進めてまいりましたけれども、現状のままでの利活用は困難であると判断をしまして、今年度におきまして、具体的な検討を進めることとしております。今後も公用、もしくは公共用に供されない町有財産及び将来的に利用が見込めない町有財産の利用価値を検証し、売却可能資産の範囲の位置づけを明確にして対応してまいります。

なお、売却の際には、建物及び土地の金額を算定するために、家屋の評価や不動産鑑定が必要となりますので、現在は購入希望や公共事業に係る用地など、相手側から譲渡の依頼を受けてから、有効活用について最終の判断をした上で、売却するための手続きに着手することとしております。

また、取得希望が隣接地を所有している人や、現在貸し付けをしている人など限定される場合や、公共事業用地などを除き、原則公売により売却することとしております。

取得の希望がない財産のうち、建物につきましては厳しい財政状況の中で、地域における防災や防犯の観点から取り壊しなどの必要がありますが、解体処分費用と更地になった後の土地の想定売却代金を比較検証して、国の交付金や起債の活用を検討しながら、適切に取り進めてまいります。

次、３点目であります。議会や町民の方々への説明についてでありますが、売却に当たり、その相手が隣接地所有者や現に貸付者の場合につきましては、事前に自治会等への説明と承諾を受けてから、価格の算定や用地の確定測量、また売買の契約や登記などの手続を進めてまいります。公売による売却は現在まで実績はありませんが、事前に近隣住民への説明や承諾が必要であると考えておりますので、また、いずれの場合でも売却する施設などの面積や金額について、また、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、議会への説明を行ない、議決を受けてから取り進めることとなりますので、御理解と御協力をいただきたいと思います。

以上を申し上げて、答弁といたします。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　細かく答弁をいただきましたが、この件については私も何回か質問しておりまして、今、町長の御答弁もありました。

使わなくなった財産を全部売り払えとか、処理すれというような言い方、過激な言い方ではございません。やはり町が持っていて維持費等々もかかってくることは、目に見えているということでございます。再質問という形でさせていただきますけれども、何点かございます。

１点目でございますが、ふるさと産業開発センター、これは共栄にある農業関係の施設だったというふうに理解しておりますが、昨年、議会の総務常任委員会で、私が担当している委員会でございますけれども、防災関係の資機材の状況といいますか、収納状況といいますか、それを現地で調べさせていただきました。当然、ふるさと産業開発センターに置いてあったということでございます。ちょっと煩雑になっていたものですから、どのような内容かとお聞きしましたら、これからきちっとしたいということで、コロナの関係もあるからということで、それはごもっともだなというふうな理解をして、各議員の方々もそういうことでお解れしてございますけれども、ただ聞き及べば、今、ふるさと産業開発センターにあった災害関係の資機材については、弥生町の旧学童保育所というのですか、そちらに持っていっているというようなお話でございますけれども、それはどういう意図があるのでしょうか。

それは、ふるさと産業開発センターを空けて、新たに皆さん方で使っていただくと、誰かに使っていただくというようなお考えがあるので、そういう災害の資機材については、そちらのほうに持っていったということなのでしょうか、その辺の考え方を明快にお知らせいただきたいということでございます。

それからですが、静山研修センターも含めてでございますけれども、年間の維持費、これは再三質問してございますけれども、どのようなことになっているのか、その辺の考え方もお知らせいただきたい。

それと、議会の承認ということでございます。これは議決要件に係ってくる分については、当たり前のことでございますけれども、議決要件に係らなくても議員協議会等々でお知らせいただく考えがあるのかないのか、その辺の考え方だけお知らせいただきたいということと、静山研修センターに至っては１４年たっているから、使えないのだというような今お話でございましたけれども、そういう建物・土地も含めて大きな土地も持っておりますし、細かく分散している土地もあるかと思いますが、それらを処分といいますか、町の財産を離れていくというような形で、行政改革の推進委員会の中にもあるのかもしれませんが、財産を処分するプロジェクトといいますか、そういうような形で、町民の皆さんに開かれた行政財産の処分の方法ということを考えていくべきでないかと思いますが、その辺の考え方について４点ほどになろうかと思いますが、明快にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　再質問の答弁をさせていただきますけれども、防災資機材を学童に移転したというのは、学童のあの施設が今御質問にありましたように、開発センターで一時保管をさせていただきましたけれども、保管上どうしても整理整頓というわけにいかないということ含めて、学童の有効活用ということで、学童の弥生のところに移転をしたということが主な理由であります。

また、静山研修センターにつきましては、御質問のとおり、それぞれ非公式にこれ利用したいというような今までありましたけれども、なかなか施設の大きさなど含めて利用するというまでにいきませんでしたので、今の現状のことになっておりますが、これも今年しっかり情報を出しながら、また利活用していただける部分も公募しながら、利活用について今年１年、今年度というか新年度１年かけてそれぞれ検討をしていくということにさせていただいているところであります。

また、それぞれ売買のところに関しては、もちろん公有財産をそれぞれ売買とかまた賃貸含めてですけれども、変更する場合についてそれぞれ議会含めて、それは当然議決要件、以前にもそれぞれ議会に提案しなければならないことですから、議案としてきちっと提案をさせていただいて、明らかにしていくということは当然のことだというふうに思っておりますので、その辺についても遅延のないようにしっかり示していきたいなというふうに思っています。

４問目は、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１０時３３分　　休憩

午前１０時３３分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　それでは私からは、２点目でございました維持管理費の現状でございます。

前回の質問の際もお答えをさせていただいておりますが、まず、旧子育て支援センターですが、建物に係ります保険掛けております。これが年間で２万５，９３１円、それとグラウンドの草刈り年間９万円程度かかっております。あそこは今現在使用しておりませんので、電気・水道料はかかっておりません。あと、旧美里別保育所、ここも建物の保険だけになりますが年間で１万６，８６０円。静山研修センターですが、ここも建物の保険のみですが１万７，９０２円。ふるさと産業開発センターですが、建物の保険で年間２万７，９３５円、電気料が年間１１万４，１９８円、水道料が４万９，６７６円。あと、ここ団体の方トイレ等を使用されておりますので、し尿くみ取りが二、三年に１度かかります。これが大体２，３１０円。それと、利用されている団体から電気料、一部負担いただいております。これは町の収入として受ける部分ですが、これが４

万７，９２９円。

それと、今後の部分ですけれども、旧学童保育所、ここが保険になりますが、年間で３万３，２３０円。旧仙美里保育所、建物の保険で１万９，２６８円。それと、勇足のコミュニティセンターですけども、建物の保険、今３万７，７７５円、電気料なのですけれども、令和元年の１２月で、あそこは電気は使用しないこととしておりますので、今はかかってはおりません。建物の保険料ですが、これは令和３年度この額で加入を予定しているということでございますのでお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利勝）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也）　私のほうからは、大住議員よりありました利活用に向けたプロジェクトの考え方でございますけれども、行政改革の事務局といたしましては、そういった公共施設等の利活用、あるいは使用されなくなった後のそういった部分についても、検討させていただいているところであります。

御指摘のとおり、確かに進み具合ですとか、そういった部分がどうかということもあろうかと思います。今後、この課題については継続してまいるわけでございますけれども、その検討の具体の在り方について、先ほどプロジェクトをつくってはいうような御提案ありましたので、そういった形が庁内ワーキンググループがいいのか、あるいは横断的な組織がいいのかというところは、ちょっとまた方向性だとか、今、６次の中でも検討しているところでございますので、今、こういった御意見いただいたことも踏まえまして、その方向性について定めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　細かく担当から維持費といいますか、料金が、今、足し算きちっとしておりませんけれども、団体から４万円もらったとしても結構なお金２０万円、３０万円には黙ってなっているのかなと思いますが、私が言いたいのは２０万円でも町が使っていないところにお金を投じているというのは、いかがなものかというのは、再三申し上げてきているところでございます。その辺まだまだ、子育て支援センターから美里別の保育所まで細かく説明ありました。その辺については、議会のほうにも相談していただくべきだと思いますし、納税者である町民の方々が一番心配していると思います。その辺の考え方について、大局的な考え方からお伺いしたいということと、先ほど町長の御答弁の中で、学童保育所だから災害の資機材が云々ということだったのですが、どういう意図をして学童保育所、弥生町のほうに災害の資機材を持っていったのか、私はそこを聞いているのであって、空いているから持っていったのだ。それでも結構なのですけれども、ふるさと産業開発センターを空けた理由は何か話が決まっている方がいるのではないですかということを申し上げている。それがないのならないで、きちんとお話ししていただければ結構なことでもございますし、弥生町の旧学童保育

所に持っていったというのは、これからの災害に対する行政の基幹となるところ、核とすることだという考え方があって、ほかのことも含めてそこに集約していく、ただ、自治体のコンテナ等は別だけれどもというような考え方があれば、その旨お知らせいただきたい。

ただ、空いているから持っていったのだ、ここについてはこうなのだということでは、私どもお話させている答弁にはならないような気がするのですけれども、２点ほどになりますけれども、再度。

○議長（高橋利勝）　小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司）　ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

担当といたしましては、ふるさと産業開発センター、どうしても手狭だというところで、今後、備蓄品も増えてきている状況ですので、より広いスペースのある学童保育所に移動いたしまして、備品と管理が分かりやすくなるようにということで、そちらのほうに移動したというところでございます。

防災の観点からというところですけれども、そちらのほうに、広いところに移動をいたしまして、備品を管理して誰が行ってもわかるような体制をとりたいということでの移動というところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝）　村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　私のほうから１問目の関係でございます。

前回も同様の御質問はいただいていたと思うのですけれども、基本的に空いている公共施設、今、維持管理続けておりますので、また、防災資機材等も保管しているという現状もございますので、保険料等は引き続き加入は必要なのかと思いますが、大局的にというところでございますが、企画課長のほうからも先ほど答弁ありましたけれども、今後、行革大綱等に基づいて施設の統合・廃止、そういったものを含めて検討をしていく中で、こういった経費は当然、削減・縮減をしながら行なっていかなければならないと思いますし、そういった中での議論を今後十分進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　課長から今後、十分にということでございますので期待して待っておりますけれども、１点、最終的な確認をさせていただきますが、弥生町の旧学童保育所に、ふるさと産業開発センターから手狭だから持っていったと、その理由は分かります。

私が言いたいのは、去年の秋口に議会の総務常任委員会で所管事務調査に入っているのです。それを動かしたということは、議会に何も相談なく動かしたということなのですか、それは余りにも議会軽視ということになるのではないですか。その辺、それだ

け大きなビジョンがあるのであれば、事前にこちらのほうに、ふるさと産業開発センターにあった災害の資機材については、将来の災害行政をこういうふうにつかさどるのだということで、報告があってしかるべきだと思うのですよ。その辺、そこそこの人たちが答弁していただかないと、間に合わないと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　資機材を移動したのに、総務常任委員会で調査した折、移動させたということでありますけれども、これは先ほど担当から答弁しましたように、それぞれ規模、また狭隘になるということ含めてより管理のしやすい、また資機材をきちっと保管できるというそういうこと含めて、担当がそういう施設をしっかり利活用するということをやりましたので、別にこれは報告しなければならないとか何とかということの認識は私ども持っておりません。

より一層、前にも質問いただきましたように、どこに何をしっかりと保管してあるかということが瞬時にわかるような、そういう保管の方向含めて、いざ災害の時にしっかりまたそれぞれ資機材が利活用できるように、そういうことも含めてより利用しやすい、また分かりやすいことということの判断でやったということでありますので、議会軽視であるとか何とかということでやったという大意はございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　町長のおっしゃりたいことは分からないわけではないのですが、普通の流れと違うということなのですよ。町長御理解いただきたい。

私どもが所管事務調査入って、議会でも総務常任委員から報告させていただいているのは、余りにも煩雑だからきちっとしてください。分かりましたと。私どもでお手伝いも行くかと言っているときに、ある日突然そっちに行ったということになれば、こっちの産業開発センターは、何か違う使い道でもあったのですかということになる。それがないとしても、所管事務に入っていて、それだけ議会のほうと打ち合わせ協議をしていて見てもらってそういうやりとりをしているということになれば、議員協議会のほかの議案あった時でも、報告あってもしかるべきでないですかということを申し上げている。町長のおっしゃるように、議会に報告しなくていいのなら、それはそれで結構なのですよ。今回の場合ちょっと違うのではないですかと申し上げている。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　そこでずっと固定するという説明だとか、そういうことでの実施をしているということであれば、例えば資機材の保管場所はここここですと固定して、こういうことでということで、ずっとそういうことでということでの判断であれば、それは変更するときには変更するという報告なり、むしろ私どももしかるべきだと

いうふうに思いますが、ただ、ここは仮の置き場ということ含めて、また、そういう指摘もいただいたということ含めて、担当のほうではより先ほど申し上げたようにきちっと管理できる、また、それぞれ災害の時に有効にきちっと活用できると、そういう判断の中でありましたので、所管事務調査で言われたこと含めて、気を配りながらより管理をしやすいということだという判断のもとで実施をしたということでありますので、ここはそういう経緯があれば、それは一言また報告なり状況の説明なりというものは必要だったのかなと思いますが、その辺については十分に気を配りながら、これからもそれぞれ整備に向けて努力していきたいなと思います。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　私、質問であまり揚げ足を取るとか、言葉尻取りたくないのです。そういう経緯があればでなく、あったのですよ。町長誤解しないでくださいね。私、何も普通の議会の活動の中でやっていれば、こんなことは言わないのです。去年の秋口に所管事務で入った時に、余りにも狭い中で大変な思いしてやっていると、そうしたら段ボールに名前書くなり、整理したらよろしいのではないですかと、分かりましたということで、議会でも報告させていただいている。それを町長、そういうことであればなんていうことでなくて、そういうことがあったの。あったのだったら、そういうふうに今度移ったときに、こういうふうにします、ああいうふうにしますという、その事後でもいいですから、結果でもいいですから、報告したらよろしいのではないですか、そういうことを申し上げている。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　もちろん所管事務調査で、それまでよく見ていただいて、また、御指摘もいただいているところでありますから、そのものについてはしっかりとその理由も含めて、担当のほうも含めて我々もしっかりこの管理の方法含めて十分に説明して、また御理解もいただきながら、それぞれ万全な体制をとっていくという部分については、それはやるべきことだというふうに思っています。改めてそのものについては、私どものほうからもいろいろな反省をしながら、議会のほうにもそういう経緯も含めて今後の保管の方法など現状を含めてしっかり報告しながら、御理解いただける対応をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　次に、２問目に移ります。

コロナ禍の下、町長が感染拡大地域に出張した大義はについてお伺いいたします。

昨年１月に、国内で新型コロナウイルスの感染者が出て以来、１年が過ぎましたが、年明け１月７日に首都圏、１都３県に二度目の緊急事態宣言が発出された中、積極的な出張については控えるべきものと考えておりますけれども、町長御自身が出張していたことについて、経緯と考え方をお伺いいたします。

１点目でございますけれども、町長は、昨年１１月にも東京都及び札幌市へ出張しており、考え方などについては私が一般質問を行なっていますが、首都圏に二度目の緊急事態宣言が発出されているさなか、なぜ昨年と同じことを繰り返すのか、東京を経由し、愛知県名古屋市へ出張した経緯と考え方についてお伺いいたします。

２点目の不要不急の移動は避ける旨を緊急事態宣言の中でうたっているものと思いますが、町長が出張したことは宣言の考え方と整合性が私はとれないと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

３点目でございますけれども、出張後において復命書が存在しないことから、てんまつ書が私、請求させていただいて開示されております。詳細は全く不明ということでございまして、今回の出張の目的が判明されません。支出命令によると、企業誘致協議のためとありますが、万人が理解できる報告でなければなりません。復命書が存在せず、また、てんまつ書においては、大部分が黒塗りで開示されていない状況では、出張の内容、目的が不透明だと思いますが考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　大住議員のコロナ禍の下、町長が感染拡大地域に出張した大義の御質問の答弁をさせていただきますが、まず、昨年の１２月の定例会で一般質問でも質問いただきました。また、改めて御質問いただきましたので、その考え方などを問われていると思いますことから、丁寧かつ詳しく答弁をさせていただきますので、時間が少しかかるかもしれませんが御了承いただきたいと思います。

特に、質問の対象となりました出張に関しましては、目的とする企業誘致協議の用務は共通しておりますが、おのおの、また相手方と用務地が違うことから、本来であれば別日程で出張するところでありましたけれども、費用の面、またコロナ禍であることを考慮しながら、効率的に１回の出張で目的を果たすべく、日程の前の月となる昨年の１２月の初旬から協議をしながら、日程の調整を始めたところでありまして、その調整の結果、年末年始の休暇明けとなります１月１１日から２泊３日の行程で、東京都並びに愛知県名古屋市において、当該関係者との協議のための出張することとなった次第であります。

当初からの行程案としましては往復東京経由、また、名古屋へ行って名古屋から東京経由というそういう行程を組んでいたのですが、これは実際として令和３年の年明けてから１都３県中心に新型コロナウイルス感染数の増加によりまして、１月７日に緊急事態宣言が発出されましたことから、出張の中止、もしくは延期も検討した経緯もございましたけれども、このたびの協議が相手方についても最大限のまた配慮をいただきながら、その組織の事情や相手方の都合から１回の出張で両方の調整がかなうことと配慮いただき、このこと自体が相当困難なことでありましたけれども、延期した場合どうなるのか、今後の協議そのものも実現しないなども想定されましたことから、種々協議を検討しながら、このために決定をさせていただきました。

緊急事態宣言の実施区域であります東京都の滞在をできるだけ避けるために、急遽、東京から移動しながら、その当時はまだ緊急事態措置の実施区域ではなかった名古屋に赴きまして、それぞれ協議を進め、また、所定の変更をさせていただきながら、名古屋での協議に至ったということであります。

なお、日程の初日、東京都で協議を予定していただいている相手方も、それぞれ別地域から東京都まで公務として行く、また、私も公務として北海道から行くなどの本当にこれが是か非かということ含めて協議をさせていただいて、感染リスクなどの事情を特段に酌み取っていただきながら、相手方との協議も進めさせていただいて、愛知県名古屋市にコロナ対策を十分に施した中で協議をさせていただくということで、それぞれ出張が実現したというところであります。

以上が、東京を経由して愛知名古屋に出張した経緯という考え方でございます。

次に、２問目であります。

出張したことと宣言の考え方との整合性がとれるかという御質問でありますけれども、緊急事態宣言につきましては、内閣府のホームページに緊急事態措置区域でお願いする対策の考え方が示されているところでありますから、掲載されている内容を改めて確認のために御紹介をしたいと思います。

一つ目には、緊急事態の措置区域では、社会的経済活動を幅広く止めるのではなくて、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策を徹底する。

二つ目には、具体的には、飲食を伴うものを中心として対策を講じ、そのため飲食につながる人の流れを制限する。飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの徹底などをお願いするということであります。

また、緊急事態措置区域での外出・移動につきましては、飲食による感染リスクが高い場面を回避する各種の対策を行ないます。これらの対策の実効性を高めるため、住民の皆様には日中も含めた不要不急の外出や移動について、感染拡大予防のため自粛を要請しますということです。次には、出勤や通院・散歩など、生活や健康の維持に必要な外出・移動は除かれますとされているところであります。

今回の出張の目的につきましては、社会的経済活動の一環として、企業誘致の協議を行なうためで、緊急事態宣言で特に懸念されている、飲食による感染リスクの渦中に行くものではないこと。また、感染リスクを低くするために、緊急事態措置の区域の対応を極力避けながら協議を行なってきたことから、御質問にあった宣言の考え方には反しないものと考えております。

不要不急の関係では、いろいろな考え方があろうかと思いますけれども、一般的にはどうしても必要というわけでもなく、急いでする必要もないということが不要不急の解釈とされているかと思います。

こうした中で、企業誘致に関しましては、これまでも総合計画でも掲載しておりますけれども、少子高齢化・人口減少が進む中にある地方にあっては、雇用の場の確保であ

り、また地域経済活性化のため必要な重要政策課題でありますから、とりわけコロナ禍における経済的な閉塞感が大きくなる中で、望みとしては例え困難で薄いものであったとしても、与えられた機会を最大限に生かすことが重要であると考えております。今回は、不要不急の要件ではないものと認識をしているところであります。

次に、３点目の復命書の存在、また、てんまつ書の開示と出張内容が不透明とされることに対する考え方についての御質問でありますが、今回の１月１１日から１３日までの出張に際し、情報公開請求を受けて情報開示をさせていただいたところでありますが、御質問にありました開示した内容は一部開示とさせていただきました。

その理由につきましては、本別町の情報公開条例第９条第１項第２号に規定します非開示理由に該当する内容を含むことがあるということであります。第１０条の規定により部分公開とさせていただきました。懸念されている出張の内容でありますけれども、誘致する側からの一方的な働きかけのみならず、相手方からも資料による提案をいただくなどしておりまして、今後の交渉と発展に含みを残すものであったと考えています。

ただ、具体的な詳細につきましては、相手方に対して情報公開を前提とした交渉でないことから、また企業間の競争の実態と、この間の企業立地に至るまでの実情に鑑み、相手方から積極的な情報公開の働きかけがある場合を除きまして、趣旨として企業立案中、交渉中の段階で公開すること自体がなじまないものであり、万人が理解できる報告ではなく、公開できる段階にないといった違う事情、違う局面であることを御理解いただきたいと思います。

復命書の件でありますけれども、本別町役場の処務規程によりましては、職員が出張より帰庁したときには、軽微なものを除き遅滞なく、そのてんまつを文書にて復命する旨をそれぞれ規程をしておりますが、この規程は職員を規定しているものでありますが、命令権者である町長を規定してはいないということから、復命書は存在はしていません。

ただ、企業誘致という性格上、担当課には資料とともにてんまつを伝達をして、担当課として記録と情報共有を目的に協議の概要書として、整理をしたものとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

御質問の全体の趣旨として、コロナ禍における感染拡大や危機管理に関する御心配からの御質問だと思いますが、前回の一般質問の答弁と同様に、出張に際しては感染症の対策には最大限の配慮をしていること、また町政運営につきましても支障が生じることのないように、万全の体制をとっていることも御理解いただきたいというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　一般質問、何回もやっておりますけれども、町長の御答弁でこん

な長い答弁は初めて聞きました。相当いずい話かと思いますけれども、情報開示された部分が真っ黒でございます。ほとんど黒、今、復命書は職員には当たり前のこと、町長に要らないとか要るとかというレベルの話をしているのではございません。職員がしていて、町長が復命書でなくても、きちんとした形でできるの当たり前であって、政治家ですから、いろいろ約束事もあるでしょう。けど、行ったことが判明されないことには、これは出張という大義が立たないのではないかということの質問の趣旨なのですね。

それで旅行の命令書、これもいただきました。額が９万７，７００円ということになっています。町長おっしゃるように羽田でおりて品川まで電車で行ったと思いますけれども、品川から新幹線で愛知県名古屋に入っていると。それと行程の話ですから、帰りは中部国際から千歳に入っていると、千歳からＪＲで池田に来ている。行くときもそうですが、行くときは１１日は祝日でございます。帰りは何時に帰ってきたか、これでは定かでないですが、職員が公用車ですから迎えに行ったり送ったりしている。その辺の超勤はどうなっているか、それも含めて御答弁をいただきたいと思いますが、支出命令書の先に旅行命令書を先に上げると思いますが、この中で用務といたしまして、これは用務起業誘致協議のためとなっている。この起業誘致の起業が起こす企業の誘致なのです。起こす企業というのは、私が述べるまでもなく、これから若い人でもお年寄りでも自分たちで起業をやってみたいと、起こす起業なのです。

それでお金の精算、命令もらうときに、これが今で言う支出命令書というのですか、このときの中身が企業誘致協議のため、この企業は一般の会社の企業です。ということは、お金をもらうために２枚の支出命令書出していますけれども、中身が全然違う。発音は同じですよ、きぎょうということで。中身が違うということは、おかしいことでないですか、訂正するのならきちんと開示するときに訂正してもらうか、今、きちっと訂正してもらわないと、私が言っているのは、復命書は書かなくていいのだ、行った内容は秘密だからするんだ、それでは通らない。

それと何点かありますけれども、町長がおっしゃっている宣言を出していると、それには一切当たらないのだと、不要不急云々には関係ないのだと。私が言っているは、皆さんが、おじいちゃんがお孫さんのところに会いに行かなかったりしていると。町長は町のトップですから行って、町のために汗をかいてくるというのは当たり前の話なのです。だけれども、冒頭の答弁にもありましたように、なぜ１月１１日から１３日なのか、１か月でも１週間でも遅らせれば何のことはない、相手の方々にそれだけの説明すればよかったのではないですか。それができないとなると、私どんな人と話ししたか、全然これでは分かりませんけれども、町長は７，０００人近くの町民の人たちのいつも町長おっしゃる、町民の安心と安全私は背負っているのだと、当たり前のことなのですよ。なぜ、そのリスクの多いところに行かなければならない。

私、先ほど言ったように、名古屋の中部国際空港から何で千歳に入ってこなければな

らない。町長おっしゃるように、感染地は避けたのだから、羽田でおりて品川から新幹線で行ったというのであれば、中部国際空港から羽田に入って、羽田から帯広空港へ入ってくるのが本来でないですか。一番日本の中で千歳とどこどこというのは、どこの路線でもドル箱なのです。ドル箱ということは、人がいっぱい集まってくるということなのです。あえてそこに行ってくるということ自体が、そこで利用するということ自体がおかしなことではないかと、私は思うのですが、その辺も含めて答弁を求めるものでございます。

それと、何とか読み切れるものは、１日目に４社の方と会っているようなのですね、これは東京都、石川県、石川県、北海道となっています。それでこれで終わったかなと思えば、次の日に、１２日にこれはどこの人だか分かりませんけれども、常務執行役員と書いてありますけれども、そんな中身でやってきているというようなことでございます。これは、てんまつ書として、そういうふうになっているようでございますけれども、要する２日間で５社の人と協議をしたということの解釈でいいのか、会社の数は何も非公開にする理由がないと思いますので、その辺明快にお知らせいただきたいと思います。

今、何点かお話させていただきましたが、コロナ禍での出張というのは、町民の人たちが注目してございます。私も年の暮れに質問させてもらいました。私だってこんな嫌な質問したくないのです。したくないのですけれども、町民の人たちがなぜ我が町のトップは、正月早々そんなところに行かなければならないのだと、これは当たり前の話で言っているのです。感染してこなかったからいいとか、そういう問題ではないですし、感染するリスクを負うようなところに、町長自らが行動することがいかがなものかということなのです。

そして行ってきたてんまつが、行った内容がさっぱり分からないで９万７，７００円というお金、どこに捨てたかも分からないことなのです。町長。その辺をきちっと。相当長い間、町長やっているからわかると思うのですが、その辺明快に何点か質問させていただきましたが、お知らせいただきたいと思います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　再質問に答弁させていただきますが、私も長い間やらせていただいていますが、職員として長い間頑張っていただいた大住議員も、命令権者が復命書をつくっているなんていうのは、これは残念ながらありません。それはないです。

今回、情報の請求、情報の開示、請求が来ましたので、何もないということも、これもまた開示をしていただいたのに何かいずいなんていう、さっき言葉ありましたけれども、決していずいことでありませんから、最大限てんまつの中で職員とそれぞれ出張の経過も含めて説明させていただいた中で、職員がそれぞれ作成をして、書類として残していたものを支障のない部分について、開示をさせていただいたということでありますから、まず冒頭ここを御理解いただきたいと思います。

そしてなぜコロナ禍の中に出かけたのかということでありますけれども、昨年の質問もそうであります。どうしても不要不急を超える案件であるから、また、先ほども答弁しましたけれども、今回は相手方とも十分に協議させていただいて、このコロナ禍の中で北海道に来ていただくよりもこちらから出かける、そういうことも含めて、そして少人数で、場所も石川県の人も来てくれたし、東京都の人も来てくれましたけれども、それぞれ最小限の中で最大限の配慮をして、こういうことでということで相手方も日程を決めていただいて、この日程を過ぎればとてもとてもお会いをしていただけるような日程ができないと、取れないということでこの日に設定をしたということであります。

あわせて、先ほどもこれも言いましたけれども、１回の出張で済むように名古屋のそれぞれ企業にも会わせていただきました。わざわざ５社、人数で１０名の方がお会いしていただいて、それぞれ協議させていただきました。そこにつきましては、それぞれの情報の開示の中でもお話させていただいているというふうに思います。

それと、また、なぜ品川からだということで、羽田空港に降りて東京駅に行きます。東京駅から、それぞれ名古屋まで新幹線ということで利用させていただきました。それは出張命令については品川になっていましたけれども、それはまた訂正するのも東京都内ですから、東京都まで行って始発のそれぞれ新幹線乗って、次の日も帰り、また東京駅まで戻って羽田からということでありましたけれども、夜になって飛ぶ飛ばないもいろいろ計画運休というのですか、運航しない飛行機があっても困ることも含めて、名古屋中部空港がいろいろな会社の飛行機が飛んでおりますので、今時期はそれほど混み合うこともないということ含めて、そこで利便性を高めながら協議を終えた後、中部国際空港から千歳までしか出ていませんので千歳経由で帰りました。ちなみに公用車というのですから、池田駅までお迎えをいただいて帰ってきたということも、これもその行程の中であるとおりであります。

あとのほうについては、担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝）　村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　それでは私のほうから、２点ほど答弁をさせていただきます。

まず、御質問の中でありました送迎の職員の関係でございますけれども、当然、正規の勤務時間外のことでございますので、必要な手当は支給しております。

もう１点、旅行命令の中の起業、旅行命令のほうでは起こすほうの起業となっておりまして、旅費を支給します支出命令書のほうでは通常の企業というふうになっておりました。これは完全に私どものほうの誤りでございまして、通常の企業が正しいことでございますので、御指摘のとおり開示する際、その辺を十分確認せず提出いたしました。大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

０６番（大住啓一）　担当も含めて、細かく御答弁いただいてございますけれども、私は冒頭からお話ししているように、町長は町のトップで政治家でございますから、町長は今御答弁の中で、私のほうを見て残念ながら復命書はないのですと。私は何も復命書をつくれというようなことを言っているわけでないので、行ってきたことがわからないようでは困りますよと。ですから、てんまつ書でも何でもいいのですけれども、きちっとわかる。ただ、相手のいることですから、それは町長おっしゃる部分である程度伏せていただくのは、それは政治としてやることです。ただ、政治としてやることは理解しても９万７，７００円というこれは、紛れもなく国から交付税で来ているのかという詭弁でなくて、税金は税金ですから、それを充当しているということは、町長であっても一般職員であってもこれは当たり前の話なのです。

それ町長、私を見て、残念ながら復命書ない、それは町長に復命書書けとは言っていないですよ。てんまつ書を見たら、これはこれで今の段階ではいいです、これで。そちらの法律なり規則がありますからそれはいいのです。何社かで集まったかなと、そうなんだなと思うぐらい。これからが重要なことですが、こういう立派な企業と２日間名古屋で話をしてきて、本別に来ていただけるというとこがなったとして、なろうとしているとき、そういう考えがあると思う。それはいついつ１月に、何年の１月に行ったから、秋口でも結構なんですけれども、夏でもいいのですけれども、これからどうなるか分かりませんけれども、８月ぐらいまでの間にそういうのが決まれば、どこかここかで報告していただかないと、こんなもの真っ黒で塗られたのだったら、私は町民の人たちに説明つかないですから、それは出せないものは出せないでいいですよ。だけどこれからきちっとした形で、４社もいるのですから、名古屋へ行ってきたのはこういうことだったんだと。北海道の会社もいるように、てんまつ書なっていますから、その辺どのようになっているかお知らせいただきたい。

それと、今、課長のほうから説明ありましたように、重箱の隅みたいなことを言ったつもりはございません。起こすほうの起業と普通の企業の、それは発音が同じですから、今、パソコンというのですか、それで起こせば、こういうふうにデジタル化されている命令書ですから、可能性としてはあります。正月早々、命令起こす担当の職員も大変だったと思いますけれども、わかったときに事前に知らせていただく、今日でいいのですけれども、これが起こすほうの起業と普通の企業では全然違う、それは。町長に起こすほうの起業の人が御相談したいということであれば、それはそれで結構なことですけれども、それがどうなっているのですかという聞き方だけさせていただいたということですから、それは今日判明したのそれはいいとして、その辺、町長に求めるものは、これが当然、町長が１月早々出張して、出張っていったということでございますから、それなりの成果が町長として感触あるのだろうと思いますけれども、それが出てきたときに、６月議会でもいいですし、５月までの議員協議会等々があれば、それなりの方向性もある程度出たときに、その辺の考え方。コロナ禍のときに政治で、政治家とし

て町のためを思って行ったということであれば、その辺の解釈で理解はしますけれども、余りにも不備な点が多いから苦言を呈しているだけであって、それが決まりかけてきたとき、決まりつつあるとき、どのようにお考えになっているか明快にお答えいただきたい。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　先ほども、それぞれ事情含めて話をしました。もう一度、答弁をさせていただきますけれども、見通しですかね、うまくいったという質問ですけれども、そういう見通しがついてかなり色濃くなるというのですか、そうなければ当然のように、もちろん議会に真っ先にそれぞれ報告しながら、相談含めてしながら、企業誘致に向けて万全の態勢をとっていくというのは、それは絶対私たちとしても実施をするということに、それはやぶさかではありませんので、そのような姿勢をしっかりと持っていくということであります。

ただ、現状の中では初めてのことですから、先ほども申し上げましたけれども、これは私ども今まで経験あります。企業誘致の中で、ここまでいってもそれぞれ大きな企業というのはそれぞれの部署があって、それが情報として管理できるのかどうか。先ほど言ったものもありますからもう一度申し上げますけれども、お会いした企業がそれぞれ公開をするということが、この前提でありませんので、それぞれ話がきちっと方向性が決まるまではそれぞれ企業間の競争含めて、企業間の言ってみれば実情を踏まえてですね、これは実態を企業立地に至るまでの実情を鑑みながら、相手方から積極的な情報公開の働きがある場合を除きまして、趣旨としては企業立案中また交渉中の段階で公開すること自体がなじまないということでありますので、これは御質問にありましたように公開をしながら、万人にわかるというようなことにはなかなかなじまない、そういう事情が違うという局面であるということも御理解いただくということで、先ほど答弁させていただきました。

これが今、御質問のように、それぞれ行政含めて成果が出てですね、それぞれ何回も言いますが、先が見えたときにはしっかりと議会には真っ先に、それぞれ報告させていただきながら、その態勢をとっていくということは、しっかりとそれは約束ももちろんそうですが、そういう体制を今までもそうですけれども、これからもとっていくということはやぶさかです。

ただ、申し上げましたように復命書、それから、てんまつ書というのは、本来は私どもはというか、今まではつくったことはありません。それは情報開示の今回開示の請求が来ても、それは物がないということでありますから、本来はできませんけれども、この企業誘致に関して今回はこういう中で、議会のほうで積極的なそういうことの内容も含めて、それぞれどういうことなのということも含めて御心配をいただいていることなので、職員にそれぞれ報告したてんまつをできる限り開示できるものについては開示した。もちろん名前とか何とかが、黒塗りになっているところについては、非常に

違和感あるかもしれませんが、最大限開示できる情報というのは、今のところの開示させていただいた内容であるということの御理解いただいて、それがそれぞれ進みながらもう少し前向きに話が進む段階では、しっかりとその道筋を含めてきちっとやる中で、それぞれ報告しながらまた協力いただける体制をとりたいなと。

以上。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　先ほどの質問でも私、同じこと述べたと思うのですが、町長、考え方間違ったら大変なことになると思います。私が言っているように、町長が復命書書けとか、そういうことは言っていません。

それで今、町長のお話では、開示請求があったからつくったのだとおっしゃった、そんなものつくるものではないですよ、これ当たり前にあるものなの。お金かけて行っているのですよ。中身はメモであっても、当たり前にあることなのです。それを情報開示した人間が、さも情報開示したら仕方ないからつくってやったのだよに聞こえたのですけれども、そんなつもりでは言っていないと思うのですが、その辺もうちょっと言葉を選んで大事なことなのです、これ。

まず一つは、時系列で言いますけれども、コロナ禍の時に行った、重要性があるから行った、そういうことでそうわかった。そして中身、多少違う。それは重箱の隅、それもわかった。町長は復命書書かない、それは私が求めているわけでないけれども、復命書があれば一番簡単なこと。職員はあるけれども町長は要らない、それもわかった。そうしたら９万７，７００円どうするのですかと、そうしたら、てんまつ書がある。それでいいのではないですか、てんまつ書は自分で行って担当とこういう話をしてきて、帰ってきたときにこういう制作、作成したやつを出しましたと。開示したからつくったということ、そんなことになったら、ちょっとおかしな話ですよ、町長それは。

町民の人たちが開示する権利があって、これから開示来るかもしれません。あなた方が開示したから全部つくったのだと、これは行政として大きな間違いだと思うのですが、私の聞き間違いだったら、その辺きちんと言っていただきたいということと、それと４社なり５社の方々と会ってきたと。うまくいったときだけの報告でなくてもですね、話が立ち消えたときには当然、出していいことなのですね、名前は出さないかもしれないけれども、その辺も含めてどのようにお考えなのか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　先ほど、それぞれ情報公開で復命書はありません。でもそれぞれ、てんまつ書の中で、それを開示するときには、先ほども一部申し上げましたけれども、支障のないというか、開示できるものは、そういう面でてんまつ書の中で開示をする書類をつくった。それで開示をさせていただいたということですから、そこは改めて請求来たからつくったということでありませんので、私どもが出張するときは復命書ありませんけれども、どこどこ、どういうことで行ってきて、誰と会ったというのは、担当

職員のところにはきちっと報告しますから、それはてんまつ書として職場の中で、みんなちゃんと共有しているということでありますから、それを開示するために、全部開示というわけにいきませんので、そこの必要な部分について開示をさせていただいたというそういう意味でありますので、私の言葉足らずだったというふうに思いますけれども、そこは御理解いただきたいと思っています。

あとは、うまくいったときだけでなくて、それぞれ結果の見えたとき、また、必ずしもうまくいかないときだってもちろんあるかもしれない。あるのは当たり前でありますから、それはどちらにしてもきちんとその経過の中含めても、それはそれぞれ大事なところの企業の誘致に関わる活動ですから、それはしっかりとそれぞれ結果は別にして、しかるべきそういう時期には、全部議会の中にも報告させていただき、また、それも併せて次のそれぞれ企業誘致などなど含めて参考になるように、また、努めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　てんまつ書は、どんな形であってもつくっておかなければならないものですから、それを開示したときに出したという解釈すれば、それはありますけれども、開示したからつくったのだということになれば、ちょっと憤慨する話ですから、その辺は言葉をきちっと理解していただきたいと思います。

それと、議論させていただきましたので、最終的な局面に入ったと思いますが、今回の旅行含め町長、年の暮れにも行っております。それは町村会だとか道路要請だとか、今回は企業誘致ということでございます。コロナは早く収束することに、町民の皆さん一丸となって願っております。私もそう思います。町の財政も町の人たちの生活も大変逼迫しているということでございますから、町長に全部足かせするつもりはございませんけれども、今回の議会との私とのやり取りを含めて、この状況下でこういうことが三度となると、ちょっと大きな話になるものですから、その辺、町長ですから、全部が全部とは言いませんけれども、その辺の考え方の一旦はどのようにお考えなのか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　御質問の趣旨にあるように、当然、今までないというか、初めてのコロナ禍のこういう事態の中ですから、おっしゃることは十分私ども受け止めていますし、それを日常町民の皆さんにも協力をいただきながら、感染防止に向けて全力を尽くしているところでありまして、それが本当に皆さんよく耐えながらというか、現状に厳しい中でも頑張っていただいてやっているところですから、その中で私自身として、軽率な行動をとるということはあってはならないことでありますから、あくまでも御質問ありますように、これは不要不急を超えたですね、この今でなければ、ここの場面でなければというところを抜かしては、自粛を含めての趣旨をしっかりと踏まえな

がら対応していくということになりますので、御質問にありますように、町民の皆さんに不安を与えるようなことは、私どもとしてはやるべきでないし、それは本意でありませんので、それを超えてどうしても将来のまちづくり、そしてまた現状のそれぞれの状況の打破含めて、どうしてもやらなければならないというそういう使命のときには、全力を尽くしていくということで、しっかりめり張りつけてそれぞれ心配のない対応をしてまいりたい、こう思います。

以上です。

○６番（大住啓一）　終わります。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１１時２８分　　休憩

午前１１時４０分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１０番阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　議長のお許しをいただいたので、３問について質問したいと思います。

一つ目の質問です。今こそ町民安心のＰＣＲ検査をということで伺いたいと思います。

コロナ対策として現時点で必要なことは、町民の皆さんのＰＣＲ検査の実施であると考えますが見解を伺いたいと思います。

本町の現時点の状況から、全町民を対象にしたＰＣＲ検査を実施することが必要だというふうに考えます。国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金第３次分として１億１，６２６万円が本町に交付されることとなっています。これまでの１次及び２次のコロナ対策の交付金は、事業者支援はじめ学校や各施設の施設整備などに活用してきました。現時点でも飲食業をはじめ、コロナの影響を受けている事業者は引き続き深刻な状況と考えます。

したがって、その支援を目的とする交付金の活用は引き続き重点的なものと考えます。同時に町民の皆さんの中には、現時点でコロナ感染の不安が以前よりも増しているように思います。町民の皆さんの安全を守るのが、自治体の基本的役割だということは言うまでもありません。

そこで、全町民を対象にしたＰＣＲ検査を実施する必要があると考えますが見解を伺います。ただし、これは少なくとも希望者ということが前提ですけれども、そういう考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　阿保議員の今こそ町民安心のＰＣＲ検査をの質問の答弁をさせていただきます。

全町民を対象といたしましたＰＣＲ検査の実態の必要性についてですが、ＰＣＲ検

査や抗体検査を行なう一番の目的は、感染拡大を防ぐということであります。御承知のとおり陽性検査は、陽性患者と濃厚接触者があった人や病院や施設のクラスターが発生した場合など感染拡大を防ぐために、速やかに検査が必要な場合に実施をされるものであります。

令和３年３月に、厚生労働省及び日本感染症学会などから出されております新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針の中では、無症状の人に対して広く検査をすることが感染拡大防止に効果的であるのは、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設の職員、または入院・入所者に対して幅広く実施する場合と示されています。

また、医療・介護従事者に加えまして観光・飲食業の従事者など、特に感染を拡大するリスクの高い方を対象として、重点的に検査を実施する方向で、全国的に議論が進められていると認識をしているところです。

しかし、無症状の人に広くＰＣＲ検査を行なうためには、検体の採取を行なう医療機関やまた検査機関の協力が不可欠でありますから、検査の目的や結果が陰性であっても引き続き感染予防策を講じるなど、検査を受ける側の正しい理解も必要であると考えております。

以上のことから、無症状の人に対するＰＣＲ検査の在り方につきましては、これからの動向や今後始まりますワクチンの接種の効果などを総合的に勘案する中で、あらゆる面で検査体制の構築を図りながら、これ慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

町民の皆様の感染症に対する不安に対しましては、今後も広報などを活用して正しい情報を提供して、相談などにも対応しながら不安のないように、不安の軽減も含めて図れるようにですね、取り組んでまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　ＰＣＲ検査の必要性という点で言えば、ＰＣＲの検査の感度というのは、これもそういう専門家の意見ですが、感染してから８日目が８０パーセントの感度だというのが出ているのです。それは感染者に対してやる検査という形になってしまうのですけれども、そういうような学術的にはそういうことが発表されているようです。

それで、今、無症状の人についての検査については、いろいろ今後動向を見ていくというような趣旨の話だったと思います。ただ、元がん学会の会長の黒木さんという方がいらっしゃるのですけれども、これは、赤旗の３月１日付に１面トップで出ていた記事です。それで、コロナウイルスというのは、サーズやマーズほど悪性ではないけれども、非常にずる賢いウイルスだということで、発症する前、あるいは無症状で感染をして、知らないうちに広がってしまうということで、ニュースでも時々出ているとおり、肺炎

とかになると、あっという間に死に至るというようなことばかりか、後遺症が次々と分かって、老若、若い、年配者問わずに恐怖だというような話をしているし、最近の報道の中では、そういうことを裏づける報道もあるというふうに思っております。

無症状で感染していくというのが、コロナの厄介な特徴だということも併せて言っておりますが、最後に言っているのは、ＰＣＲ検査が社会経済のダメージを防ぐのだという趣旨の話をしております。ＰＣＲというのは、これもこの間でわかったのですけれども、特別な手法ということではなくて、乳がんや白血病、結核などの検査にも現在使われているそうで、普通の検査だというような認識のようです。そういうことではやはり無症状、まだ出ていないところでのＰＣＲの検査というのが、有効だというような結論づけになっております。

そういう点では、今後の動向を見て慎重に検討するという考え方は、一定わかるわけですけれども、実際に本別でも報告があるような形になっておるものですから、住民の皆さんの不安というか、先ほど申し上げたようにしているというふうに思うのです。そういう面では、国からはコロナ対策ということで、先ほど申し上げたように一定の金額が出されるという形になっています。

今、一番深刻なのは、私も事業者の関係の人たち、飲食業の関係の人だというふうに認識をしております。そこの部分の手当はしっかりとしながら、ただ、予防あるいはこの検査ということにも、一定の力を割いていかなければならないのではないかなというふうに思います。

町長、最後のほうで、検体を採取して医療機関の手間もかかるという趣旨の話をされておりました。大阪の例なんか、ニュース報道で見る限りなのですけれども、町なかでキットを配っていく、その後、医療機関のほうに回っていくのか、その辺は分かりませんけれども、いずれにしてもああいう方法もあるということが、一つ示されているのかなというふうに思います。今後、検討していく中でですね、手軽にという表現はよくないですが、一定の方法が示されている中で、そのような形での検査を希望者ができるような体制も考えていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、その点について再度伺います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは、阿保議員の御質問にお答えをしたいと思います。

阿保議員がおっしゃるように、無症状の方へのＰＣＲ検査というのは、全くその効果がないとかそういうことではなくて、ある程度有効だという認識は持っています。ただ、今、この状況の中において、無症状の方へのＰＣＲ検査を優先的にやっていかなければならないのは、クラスターがなかなか収まらない施設があって、今、発生状況見ると道内なんかもクラスターに起因している部分が結構あるのかなというふうに認識をしておりますので、やはり医療機関、あるいは介護や福祉施設等の職員、あるいはそこ

の入居者、その方たち無症状の方の中、無症状の方に対してＰＣＲ検査ができる体制というものをつくっていかなければならないのかなというような認識ではあります。

ただ、いずれにしましても医療機関、検体を採取するですとか、その検査結果を判読するですとかというような医療機関の協力体制もないと、できないという部分もありますので、先ほど町長の答弁にもありましたように、少し時間をかけて検討したいというふうに考えております。

また、後半のほうで議員がおっしゃられていました、町なかで例えば検査キットを希望する方に配るという方法も存じ上げておりますけれども、例えば流行が結構収まっていない多発しているですとか、感染経路不明のどこかの要はひもづけされていない陽性者が、たくさんいるというようなそういう状況の中においては、そういう方法も有効かもしれないなというふうにも思いますけれども、今現在の本町の状況を考えたときには、やはり今後大きな感染を起こさないためには、まず一番リスクの高いところについての検討が必要なのではないかというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　先ほど黒木さんという医学博士の話を引き合いに出しましたけれども、発症する前、あるいは無症状で感染が広がる、非常に厄介なずる賢いという表現が通っていますけれども、そういう性質なものだというのは、十二分に御承知だというふうに思います。

それでコロナが始まった頃、本町ではずっと感染者が出なかったものですから、私自身もですね、北海道も含めて感染のリスクというのは、相当低いのだろうなと思っていた矢先に、ちょっと出てしまったということですから、リスクの考え方というのは、大都市あるいはこういう地方の町に限らず、コロナに限ってはあまり関係がないというか、リスクは大いにあるのではないかというふうに、今現時点で私は思っていますし、たくさんの町民とお話ししたわけではないですけれども、書いてあるとおり前よりちょっと不安が増しているよという話が出ているわけです。

ですから、私の中では医学的な知識も根拠ももちろんありませんけれども、予定されているワクチン接種が少なくとも始まるまでの間に、一定のそういう検査というのは必要なのではないかなというふうに思っているわけです。そういうことも含めてぜひ検討すべきでないかなというふうに思いますけれども、再度伺います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

例えば検査キットを希望する方に配付をして、検査をしていただくという方法も確かにありますけれども、例えばそういう方法をとったときに、その結果をきちんと医師が判断して、あなたは陽性でしたというような手順を踏まないと、その後の検査というか、その後、進んでいかないというところもあります。なので、今いろいろな簡易キッ

トが売られていたりですとか、通信販売で取り寄せて自分で試してみるというような方法が、市中いろいろあるというのも存じ上げておりますけれども、そういうところがどういう検査機関が行なっていて、きちんと医療機関の裏づけがどういうふうになっているのかですとか、そういうところも重要なのかなというふうに思っています。

私どものほうに来ております厚労省からの事務連絡の部分につきましては、やはり自費の検査、検査キット等を使う自費の検査につきましては、提携医療機関との関わりを明確にしておくようにですとか、あとは検体の取り方、要は唾液を自分で取るという方法もあると思いますけれども、その量が少ない多いだとか、どうやってそれを保管するのかとかによって値が全然違ってしまうので、きちんとした取り方ができる人でないと難しいとかということもあるので、やはりそういう検査キットを使うというところには、一定のリスクといったら変ですけれども、もしかしたら本当は陽性かもしれないけれども陰性に出てしまうですとか、必ずしも正確な値というか、出ない場合も使い方によってはあるのかなというふうなこともあります。

また反面、ＰＣＲ検査が陰性だったということで、感染を否定されるのは検体を取った日とその後数日だけであって、その後、またいつ感染するかが分からないというような状況なので、仮に検査で陰性でしたといっても、という結果があったとしても、それが何か月も保証されるものでもないというところもあります。

ですから、そういうことを考えますと、町全体の感染リスクを抑えていくということを町全体のことを考えますと、やはりクラスター対策の部分でリスクの高いところをまずターゲットにするというような考え方で、今後、考えていくほうがいいのかなというふうに考えているところです。

もし不安ですとか、心配なことがある場合は、先ほどの町長の答弁でも申し上げましたように、健康管理センター等で相談等も受けておりますので、そういうところの利用もしていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　先ほど申し上げなかったのですけれども、もちろん私、取れる情報はインターネットが主なものですから、まず、キットの価格というのですか、ざっと見て３分の１以下くらいですよね、それは御存じかと思います。それから管内では先行して、かなり初期の頃にＰＣＲ検査を始めた町も当然ありまして、報道もされていますよね。だから先進例もあって、そこはどこのキットを使ったのか、どこを使ったのか私はちょっと分かりませんけれども、そういう先進例もあると。

それから仮に、そういう方法で検査をしていただいて、ここのお医者さんが一定陽性だよと判断しても、その段階で今度は道の保健所に移りますよね。ですから、最初の段階の表現何て言えばいいのですかね、最初の取っかかりとしての参考としても、町民の皆さんに対する検査だというのは、間違いないというふうに思っています。そういう前

提を含めて、先ほど来申し上げているのが、町民の皆さんの不安を除くためには、一定必要なのではないだろうか。

先ほど言ったのですけれども、実際にワクチン接種が始まる時期くらいに、まとめて言えば、今私たちの周りにあるコロナ感染のチェックするアイテムというか、状況は始まった当初から見ると財政的な負担も含めて相当低減しているという状況の中で、一定のコロナ対策費が来ているわけですから、その一部を財源として取り組んではどうかという趣旨の話でした。そういうことも含めて、最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えいたします。

やはり住民の皆様が、不安に思っているというところへの対応というのは、非常に大事なことだというふうに思っております。今、阿保議員おっしゃったように、先行してやっておられる自治体の例とかも何か所か実施、要は検査どれぐらいの方が受けているのですかというのも確認、聞いてみたりいたしました。一つの町はゼロですという、要は希望者なしという状況でありましたし、もう一つの町は始まってから２０数名は受けに来ていますということなのですけれども、そのうちの１０名は医療介護従事者なのです。一般住民ではなくて、そういう施設の人であるというようなところとか、あと一般の方では高齢者の人が三、四人来ているですとか、あと転入されてきた方が、一応安心のためにとかというようなことで、受けに来られているというような状況であるということもちょっと伺いました。

そういうことを考えますと、やはり医療介護従事者の方以外は何か不安を持ってこられたり、その方たちは感染を自分の心配もさることながら、人にうつしてしまうとクラスターになりかねないというようなところでの問題意識があって、こられているのではないかと考えておりますので、もしターゲッティングするとすれば、そういう方なのかなと考えているところです。

ただ、全体的なところで言えば、今後ワクチンが始まったときにまたどういうふうになっていくのかというようなところもありますし、今後のそれに伴う感染状況がどんなふうになっていくかというところもありますので、その辺を少し総合的に判断をさせていただきながら、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○１０番（阿保静夫）　終わります。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午後　０時０３分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　それでは、２問目について一般質問を行ないます。

２問目は、サービス付き高齢者住宅の整備の必要性はということで伺います。

高齢化が進む中、高齢者への対応の一つにサービス付き高齢者住宅、一般的にサ高住と呼ばれていますが、サ高住などの整備があります。将来を展望したときに高齢者の生活スタイルに対応した専用住宅の整備が引き続き必要ではないか、見解を伺いたいと思います。

先日、第８期銀河福祉タウン計画の説明をいただいた中で、高齢者アンケートの結果では、介護サービスを受けている方、受けてない方いずれも約６割が自宅での介護サービスを利用したい旨の意思を示しました。また、介護サービスを受けていない方の約４割、サービスを受けている方の２割以上は、町内外の施設入所でのサービス提供を希望していました。

本町をはじめ管内各自治体でも、サービス付き高齢者住宅・サ高住、ケアハウス、経費老人ホームなどの整備が行なわれています。その設置スタイルは、公営・民営、それぞれあるようです。独居、高齢夫婦のほか、家庭事情による入居などがあるとのことです。例えば、ある施設、サ高住やケアハウスなどでは、身の回りのことができることが入居の条件となっている例もあります。

本町においても、独居の高齢者が一定の生活支援を受けながら、国民年金程度の費用で利用できる高齢者入居施設、住宅等の整備は、ますます必要になってくると考えます。

そこで伺います。今後、サ高住などの整備、誘致が必要と考えますが見解を伺います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　阿保議員の２問目のサービス付き高齢者住宅の整備の必要性の御質問の答弁をさせていただきます。

要介護状態になっても、住み慣れた地域で最後まで暮らすことを目指すということで、先ほど質問にありましたように、地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることが基本だというふうに考えておりますが、その上で日常生活を支える様々なサービスの確保を含めた居住の安定が図られることが重要と考えています。

本町におきましても、要介護状態になっても自宅で暮らしたいという方が多い反面、独り暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯の増加に伴いまして、外出・食事といった生活面での不安を抱える方が増えてきたことから、平成２３年度に本別地区、平成３０年に仙美里地区、令和元年に勇足地区、合計２２戸の低所得者に配慮した高齢者向けの共同住宅を整備したところであります。

高齢者向けの住まいの概要といたしましては、自宅・介護保険施設のほか、住宅系サービスとしてサービス付き高齢者住宅、介護付や住宅型・健康型有料老人ホーム、ケアハウスなどがあり、これらの自宅と介護施設の中間的な住まいは、今後ともニーズが

高まると予測しております。また、それぞれ居住の身体条件や提供されるサービス、また設備の基準、そして料金体系などに違いがありまして、今後、本町におきましても既存のサービスを踏まえ、住民にとってどのような住まいが必要なのかを把握しながら、どのような住まいをどのように整備するかを、十分に検討する必要があると考えております。

さきの議員協議会でも御説明をさせていただきましたが、令和３年度から令和５年度の第８期の銀河福祉タウン構想で計画の期間中に、特別養護老人ホームの在り方についての検討と併せまして、グループホームやサービス付き高齢者住宅などの介護・居住施設整備に関する検討・整理を進めることとしておりますので、今後の方針に向かって御理解を賜りますようにお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　ただいま答弁をいただきました。

一定、本町の現人口の中で、先ほどアンケートの結果あったとおりで、できればという意味も含まれていると当然思っていますが、介護サービス受けていない方の約４割、受けている方２割以上は町内外、町内も含めてですが、今、町長おっしゃったように、多分、町内という希望は確かに多いと思うのですが、あのアンケートの中には町外の施設もあったものですから、いわゆる自宅を離れてもほかの施設でという考え方の方がサービスを受けていない方で４割、受けている方で２割という率直な感想だと、結果だと思っています。

当然、今、町長おっしゃったように、今後の施設整備で町として考えていかなければならないということなのですが、町長おっしゃったように２２戸、一定の整備をしてきたが、その予想を上回るというか、それ以上の高齢化の進展とか、それぞれの条件に必要な居住の仕方というのが、今、要求されつつあるのかなというふうに私は見ています。

今回、あるサ高住を見たいということで、２人ほどの方を連れていったのですけれども、１人の方は、今、町長もおっしゃったのですけれども、三度の食事に相当きつくなったという状況で、体は比較的元気だけれども、私も２名の知り合いの中でそういう方がいる。多分、町民全体にいくと相当数になるのかなと。その方は車も運転できる方なのですけれども、食事がなかなか厳しいと。そういうことで多分、急病になっても清流の里というのは、そういうことでスタートしたと理解しています。

だから今、私が申し上げたいのは、現瞬間でアンケートも含めて、そういう住宅なり施設の整備を望んでいる方、それでまだちょっと入れないでいる方というのは、どの程度いるというふうにつかんでいるのか。それが今後の数年間の立派な何階建てというのをという意味ではなくて、いつも申し上げますけれども、国民年金で何とかしてほしいというのが基本なのですけれども、そういうようなことも含めて整備ということについて、私はすごい必要性あると思っているのですけれども、数字も含めて現時点でど

ういうふうに考えているのか伺いたいと思います

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　阿保議員の御質問にお答えをいたします。

要は自宅を離れての居住系というか住宅、サ高住ですとか、ケアハウスですとか、そういうところへのニーズがどれぐらいあるのかという数的な部分でございますけれども、現在、どの程度の方が今町外に、そういう施設を求めて行っていらっしゃるかというところでお答えをさせていただきますと、まず住所地特例ということで、本別町の方が住民票を持って町外の施設に行っておられる方、サービス付き高齢者住宅に行っておられる方が９名、有料老人ホームに行っておられる方が１１名、ケアハウスに行っておられる方は３名。この方々の主な理由としては、自分たちだけで本別での生活が厳しいので子どもさんがいる近くの施設に行こうということで移っている方が主かなと思います。あと、住民票を本別に置いたままそういう施設を利用されている方につきましては、サービス付き高齢者住宅４名、有料老人ホーム５名、ケアハウス３名というのが、今、直近の数になっております。

本当に今困っていて、まだ特養に入れるレベルでもないけれども、自宅での生活が厳しいという方、合わせますと今にでもすぐ利用したいという方は、十数名ぐらいはいらっしゃるのかなというふうに捉えているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　今の課長からあったとおりで、本当に元気そうに見えるけれども、三度の御飯つくれないよみたいな人がいて、その人は知り合いだから時々行くと栄養が入った飲み物とか、それから商品名は言えないけれども、何とかメイトとかそれを食事にしているようなので、それはやっぱりだめだなというふうに思うので、その認識は多分一緒だと思います。

そういう意味では、今、伺っただけで、町外だけで３５名という数字になろうかと思います。町外の施設に何らかの形で、理由は子どもさんが近くにいるとかということもあると思うのですけれども、他の議員もときどき町外に行っている人たちを、町内で過ごせるような形で目指していくべきだという趣旨で発言されている方もいらっしゃいますけれども、私も全くそう思います。あえて町外を希望している方は別としても、町長もいつもおっしゃるとおり、住み慣れたこの町で、できれば一生を送っていただければというのを、そういうふうに思いますし、私自身も自分の体のことよく分かりませんけれども、当然そう思っていますので、計画を今後もニーズを踏まえながら、十分に計画を検討していく必要があるという御答弁だったので、現瞬間ではこれ以上出てこないのかなと思いますが、一定の老人ホームの整備等の関係とか病院の関係とか、いろいろ絡まってきている部分ではありますが、とりあえずはまだ不足部分が３５人分とは言いませんけれども、結構な人数分がいそうだなというふうに現時点では捉えている

ものですから、なるべく早急に本町として無理のない、背伸びのしない形の中で一定の整備が必要だと、私は今、思っておりますが、その点についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　お答えをさせていただきます。

今、阿保議員がおっしゃったように、やはりちょっとした生活面で自分のことが自分でできなくなってということで、在宅は苦しくなってくるという方は、介護度に関わらずいらっしゃるというふうに認識をしております。今、特養の在り方についてもう一度、検討をし直すということにしておりますけれども、やはり町内のそういう居住系・施設系の基盤がどの程度必要になるのかというところが、例えば特養が５０床で、そのほかに住宅サービスが必要なのか、あるいは住宅サービスをもう少し広げることで、逆に特養に入る時期が遅らせることができるから、特養のベッド数がもうちょっと調整されてもいいのかですとか、いろいろな要素を検討していかなければならないのかなというふうに思っています。

いずれにしましても、単独で特養はこうしますだけではなく、町内全体の基盤の中でどうあるべきかという形をお示ししていくことが大事ではないかというふうに考えておりますので、次期８期計画の中、期間中におきまして住民の皆様の実態も十分把握をさせていただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　それでは、３問目の質問を行ないたいと思います。

ＬＧＢＴに対応の取り組みを。

道内自治体でもＬＧＢＴ、一般的には性的少数者と言われているようですけれども、厳密にはもう少し違う呼び方もあるようですが、あえて性的少数者と訳させていただいております、に対応する取り組みの実施、検討が始まっております。個人の尊厳を尊重する考え方が基本だと言われております。本町においても調査研究を始めて、対応を検討すべきというふうに考えますけれども見解を伺いたいと思います。

ＬＧＢＴなど性的少数者に配慮する職員向けの指針を作成した道内自治体の報道がありました。管内の町ですが、報道によると、その指針では役場窓口で来庁者を呼ぶ際は、名字のみとし、各種申請書やアンケートは原則として性別記入欄を設けないことを定めたほか、施設を整備するときは多目的トイレの設置を検討するなどを、その指針の中で求めています。

現時点では実践例の少ない取り組みですが、近い将来は自治体としての個人の尊厳を尊重する上で、当然の対応となろうかと考えます。そこで伺います。

一つ目は、性的少数者への対応について、調査研究を始めるべきと考えますが、この点についての見解を伺います。

二つ目は、現在、学校教育の中では、課題として取り上げられていると聞いておりますけれども、本町における取り組みの状況と今後の対応の考え方について伺います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕　阿保議員の３問目のＬＧＢＴ・性的少数者の対応の取り組みの御質問の答弁をさせていただきます。

一人一人に個性また特徴がありますように、性についても性的指向な性自認など、様々な性の在り方があるとされています。性的少数者であります人の調査は、本町ではこれまで行なってはおりませんが、また公的機関による全国的な統計などは存在していませんが、民間・団体などによる調査では調査の実施方法、ネットだとか郵便ですけれども、差があるものの、全人口の約１．６％から１０．０％ほどの性的少数者が存在するとの結果が示されたところであります。さらに平成９年から平成３１年までの調査におきまして年々その割合が高くなっていると、調査結果を発表している団体もあると聞き及んでいるところであります。

自治体における職員向けガイドラインを作成しております帯広市、また苫小牧市ともに令和２年１２月作成の例でありますけれども、窓口また電話での対応、申請書、アンケートなどにおける性別の取扱い、また性自認に配慮した施設の利用、そして職場における職員間の対応について記載がされまして、相手を尊重し誰に対してもふだんどおりの対応を心がけることを基本としつつ、相手が希望する場合など、特別な配慮が必要と考えられる際には、困り事や不安の理解に努め、どのような対応が可能なのかを柔軟に考えることが重要と整理をしています。

このように、既に性的少数者の直面する実態や課題などへの取り組みを始めている自治体もあるところですが、本町におけるＬＧＢＴに関する対応といたしましては、行政組織としての共通認識度は低く、組織的な具体の取り組みにも至っていないというのが状況であります。

本町といたしましては、町民誰もが安全・安心な環境で毎日が笑顔で暮らせるまちづくりを目指していますことから、基本的な人権の尊重、また擁護の立場の延長線の上の考えに立ちまして、御質問にあったとおり、性の多様性の理解を深め、正しい認識を身につけるため、さらには先進自治体の取り組みに学び、一人一人の性の在り方を尊重し、誰もが暮らしやすい社会づくりのために啓発活動や研修を行なうとともに、関係者などから相談があった際の対応ができるように、まずは行政組織としてのスキルアップを図っていくことが、時代の潮流であると考えております。この実施に向けての調査研究を、非常に難しい課題でありますが、相談窓口を設置をしながら努めていきたいと思います。

２点目であります。２点目につきましては、学校現場の教育については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕　２点目の学校教育における取組状況と今後の対応の考え方の御質問について、私からお答えさせていただきます。

まず、学校における性の多様性に係る人権教育につきましては、平成２７年４月３０日付で文部科学省から、性同一性障害や性的思考・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての通知がなされ、各学校における児童生徒の特有の支援や取り組みが示されたところであります。

現在の学校の状況につきましては、保健体育、そして道徳や家庭科など、各教科の授業においてリーフレット等を活用しながら発達段階に応じた学習に取り組んでいるところであります。

今後におきましては、学校として適切な対応を進めるため、教職員全員の理解の習得が大切でありますことから、教職員がＬＧＢＴに関する正しい知識を得ることができるよう研修機会の充実を図るとともに、個人としての多様性を認め合い、お互いを尊重し合えるよう、学校生活においてきめ細かな人権教育の推進に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　先ほど、町長がお話の中で示していた全国的な調査、国というよりも国が依頼したそういう団体があるのですが、そこが平成２８年に全自治体、１，７３８自治体にアンケート調査みたいなことをやって、どういう取り組みしていますかということで、８１１の自治体が答えたということで報告書が、結構分厚い報告書ですけれども、あります。

全部読んだわけではありませんが、それで率直な感想として、道内の市の段階では結構取り組んでいるのですよね。函館市、ニュースによくなったのは札幌市ですよね、そういうことで市の段階では結構全国的にもあると。だから町村で、先ほど町長答弁していただいたように、これから取り組んでいくと、恐らく各町村はこれからがまさに、そのことを取り組むことになろうかと思います。その実施の有無は別として、オリンピックが予定されている年でもありますので、まさに今、申し上げたこと、世界的に言えば当たり前のことになりつつあるのですね、既に町長は御存じだと思う。

だから、そういう意味では、町村だろうが市だろうが道だろうが、それぞれの立場の中で取り組むのは、私は当たり前だと思っています。ただ、かように言う私もその頭は、今までなかったなというのを自覚しなければならないなと思っています。そういう意味では、教育現場で言えば新たな教育の分野の一つだし、我々議会人としてもそういうことも理解する必要があるかなというふうに私自身は思っていますので、当然、住民窓口の先頭に立つ行政としては、先ほどの町長の答弁の内容のとおりだと思いますけれども、やっぱり積極的に取り組んでいかなければならない分野だなというふうに、今回の質問をやるに当たって感じているところです。

ぜひ日程的なものも含めてですね、何日何日という意味ではなくて、めどをつけて前

進をしていくべきだというふうに感じるわけですけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　先ほども答弁させていただきましたけれども、まだ、具体的な取り組み、また認識も十分でないというような状況が正直な私どもの実態でありまして、そこで今御質問のありますように、また、めどをつけてということでありますが、なかなかめどというのは、どのような取り組みをしながらいくと、どのようなめどがつくのかなということで、非常にまだ図りかねる状況だなというふうに思うのですね。内部で協議をしますと、本当に正直相当難しいよねと、状況というのはよくわかるのだけれども、具体的に何をどう取り組んでいくかとなると、やっぱり相当難しいよねと。それよりまずは職員が今、教育長もお話ありましたけれども、学校の教職員含めてその理解をしっかり得る、そのことをしっかりやりながら、それぞれのスキルも高めながらですね、そういう相談だとかですね、いろいろな悩みも電話だとか窓口の中で、そういう相談も受けられるようなそういう環境だとか、そういう対応する職員なりのスキル高めていって、理解度を高めていくということで、それを先行しながら本当にやっていかなければならないということで考えているところですが、ただ、どこをめどにするということについては、非常に難しいかなと思いますが、極力そういう相談にも対応できるような方向含めて、やっぱり地道に対応をしていく、そういうスケジュールを組みながら対応してまいりたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　表現はいろいろあると思いますけれども、未知の分野に今、足を踏み入れるべきだという趣旨で話ししたつもりなので、このことについてお話ができる人は、何かいっぱいいらっしゃるみたいです。いわゆる専門家的な方は。

つい先日も何かそういう研修会みたいなのが、十勝管内であったという話も聞いておりますので、そのあたりからの取り組みということから一歩一歩進めるべきではないかなというふうに、今、お話を伺いながらも感じているところなのですが、その辺も含めて最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　今、御質問のとおりだと思いますので、私どもも関心と言ったら、何か表現が余りうまくいきませんが、持ちながら割と近くというか、十勝管内も道内も具体的にそういう活動している方もいらっしゃいますので、それぞれが今週、先週ですか、国際女性デーの中でそれぞれ講演をしたとかと、大きな反響があったという中で聞いておりますし、また、そういうことも含めてですね、我が町の中でもそういう理解を深めるような研修、また講演などを含めて重ねながら、その理解度を高めて取り組めるように努力をさせていただきたいと思います。

以上です。

○１０番（阿保静夫）　終わります。

○議長（高橋利勝）　次に、３番梅村議員。

○３番（梅村智秀）　まず、平成２３年３月１１日に発生いたしました、東日本大震災から１０年がたとうとしております。質問に先立ちまして、改めて犠牲になられた方々に哀悼の誠をささげますとともに、今もなお御苦労を強いられている全ての皆様に心よりのお見舞いを申し上げます。

それでは、通告済み２問について一般質問を執り行ないます。

１問目、一問一答細目方式を採用し、高齢者等にやさしい冬期の公営住宅管理を。

それでは、通告書の読み上げを行ないます。

公営住宅入居者には単身の高齢者等も多く、特にも冬期間の生活に手助けを必要とされるが、その体制が十分に整っていない。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をただす。

１、公営住宅入居資格については、条例や管理規則により定められているが、本町の公営住宅入居者における高齢者及び障がいがある方の入居割合、こちらは各公営住宅ごとについて実態と見解を伺う。

２、公営住宅で共同生活を営む上では、各自が周辺の環境整備に努め、相互に協力をし合う必要があるが、冬期間の除雪、排雪、屋根の雪下ろしについてはどのような取り決めになっているのか。住宅玄関前から歩道等への通路、駐車場の通路部分など、共用部分の取り決めと管理の実態と見解を伺う。

３、冬期間における公営住宅管理の能率化及び効率化を図り、職員の負担軽減と、ついては入居者の安全性や快適性につなげるためにも小型重機や除雪機の導入、または民間への管理委託が必要であるが、実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　梅村議員の高齢者等にやさしい冬期の公営住宅の管理をの質問の答弁をさせていただきます。

まず１点目、公営住宅入居者における高齢者及び障がいがある方の入居割合につきましてですが、高齢者及び障がいがある方の公営住宅の団地ごとの割合について申し上げますが、本人及び同居者を含めた割合になりますが、市街地の北６丁目団地であります、これは４７％。北８丁目団地が５０％、錦町団地が５３％、向陽町団地は８３％、栄町団地が５４％、新町団地が６８％、共栄団地が５８％、勇足地区の星の里団地が５８％、勇愛団地が２５％、仙美里地区の朝陽の里団地が３３％となっております。

全体では６４％となっており、高齢者や障がい者の同居する世帯の割合が高い状況にあります。高齢者の独居は全体で３６％でありまして、今後もこの傾向は続くものと考えておりますし、公営住宅に限らず持家の方や民間の借家を含めた全町的な傾向になっていることでもあります。本町でも平成３年度以降に建設をされました公営住宅

につきましては、高齢者や障がい者にも配慮した住宅づくりを進めてきております。

２点目の冬期間における屋根の雪下ろし、また団地内の除雪の取り決めにつきましては、入居時の説明や、家賃の納付書の発布の時に同封するチラシなどで、環境整備の一環として御家族などを含めた自助や、また隣近所の互助を基本に入居にお願いしているところであります。自助努力で人を頼んで行なっている方もいらっしゃるようですし、対応が困難な方につきましては、公助として福祉除雪を利用している方もおります。

団地ごとの状況でありますが、北６丁目、北８丁目、錦町の２階建て、３階建ての住宅では、入居者間で共益費を集めて住宅周辺や、駐車場の除雪を行なっていただいています。

平家建て団地の通路や駐車場は、入居者各自で行なっていただいておりますが、空き家の除雪につきましては、栄町、朝陽の里、星の里、勇愛、向陽町の一部のように、共用の風除室や屋根つきの通路のある団地につきましては、必要があれば職員が対応をさせていただいています。

向陽町、新町、共栄、錦町の老人同居住宅などは、玄関前に屋外通路があり、また、長屋形式の団地につきましては、空き家の増加や高齢者により地域から、自分たちの住まいだけで精いっぱいであるとの声がありまして、平成２９年度からは、町が建設会社と単価契約を結んで、空き家部分の除雪を行なっているところであります。除雪を行なう基準は、町道の除雪と合わせまして、おおむね１０センチ以上の降雪としておりますが、雪の状況によっては１０センチ以下でも行なっております。

また、屋根の雪下ろしなどにつきましては、特段の取り決めはないために、本年１月２９日から３０日の大雪では、向陽町団地があります昭和４７年から４８年に建設をされました、三角屋根形式の１３棟５６戸、入居者３８戸ですが、雪下ろしについての問い合わせがありまして、状況を確認したところ、屋根に降り積もった雪が北側にある玄関や通路、また頭上にも落下するおそれがあり、危険であるとの判断をして緊急的な措置として、入居している住宅も含めて業者に依頼をして、雪下ろしの対応をしてまいりました。

今回のことを踏まえまして、今まで以上に各団地の巡回など強化をしながら、危険箇所があった場合につきましては、入居者の安全のための措置を図ってまいりたいと考えております。また、駐車場の通路部分の除雪も必要に応じて行なってまいります。

３点目です。能率化及び効率化につきましては、雪下ろしで落とした屋根の雪の除雪など、手作業では職員の負担も大きくなる、また時間も要するために、今後は車両センターの冬期間における小型重機の充実を図り、また除雪機の導入につきましては、他の施設で現有している機械をシェアしながら、様子を見ていきたいと考えております。

民間への依頼につきましては、地域の労働者不足もあり、現在は１社のみが引き受けていただいている状況でありますが、今後はより速やかな対応で入居の安全確保を可

能にするためにも、複数の業者にも依頼できるように、他の業者にも働きかけていきたいと考えております。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは、１番項について再質問を行ないます。

ただいま御答弁いただいた中で、全体といたしましては、高齢者や障がいをお持ちの方の入居割合、全体で６４％と高い比率。中でも一番高かったのが向陽町の団地で８３％、こちらに至りましてはとても高い数値であるということがわかったところでございます。こちら当然のことながら、こうした高比率の高齢者の方々や、障がいをお持ちの方々の入居があるというところでございますが、当然、一律年齢や障がいの有無ではかれるものではございませんが、一般論といたしましては、こうした方々というのは冬期間の除雪・排雪・屋根の雪下ろしというものにつきましては、手助け等が必要な方々であるというような御認識をお持ちかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　ただいまの梅村議員のそうした高齢者の方々に手助けは必要であるか、認識はあるかということでございますけれども、もちろんそういう方は手助け必要という認識はございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、あくまでも自助ですとか共助を基本としておりますので、今回のような屋根の雪がどっさり落ちたような、どう見てもちょっと高齢の方では無理ですし、危険を感じるという場合には対応させていただいたということで、認識としては、そのような認識は持っているつもりでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは１番項を終わりまして、２番項に移らせていただきます。

こちら町長の御答弁からは、入居時の説明であるとか、家賃御請求時について御案内をしているというところで、環境整備の一環というような御答弁をいただいたところでございますが、こちらいわゆる公営住宅入居者のしおり、こちらを拝見いたしますと、季節の移り変わりとともに１月から２月、屋根の雪下ろし、団地内の除雪をしましょう。また、御協力をお願いします草刈りやごみ拾い、冬期の除雪をお願いしています。こうしたいわゆるお願いベースのものというものが確認されたところでございますが、基本的な入居に関する約束、取決めですね、契約内容そうした縛りのあるものとしてはどのようになっているのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　お答えいたします。

梅村議員おっしゃられるように、入居のしおりですとか、春と秋に先ほど町長の答弁にもございましたが、入居者の納付書発布の際にお配りするチラシで、今、おっしゃい

ました屋根の雪下ろしですとか、住宅周辺のお掃除の関係ですとか、お願いをしているところであります。

取り決めといたしましては、公営住宅法、本別町住宅管理条例２３条の入居者の保管義務等で、入居者は公営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない、そういう規定がございます。さらに、入居の時にですね、請書というものをいただくのですけれども、それらには関係条例を遵守しということで、本人と連帯保証人様の印鑑をついてもらう書類があるのですけれども、実際といたしましては、公営住宅の条例を盾に入居者の方に、この条例で決まっているのだからというようなことは、実際にはお話はしておりません。あくまでも入居のしおりですとか、チラシをもとにお願いをしているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　改めて２番項についてお伺いをいたしますが、ただいまの御答弁、事実の整理をいたしますと、契約等々縛りのあるものというものは存在していないと、あくまでもお願いベースであるというような理解でよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　請書はいただいておりますけれども、請書が契約に準ずるものという認識はございます。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　その請書の中身でございますが、先ほど条例で述べられた２３条においてでも、義務として必要な注意を払い維持するというような趣旨のことでございましたが、これ広範にわたる部分でございまして、特段冬期間の除雪や排雪・屋根の雪下ろしというものではなく、条例の解釈といたしましては、一般論としてそうしたところに努めていくというような趣旨のものではないのでしょうか。それはあくまでも除雪等々まで含めた条例ないしはそういう契約内容等々、縛りのあるものというものの理解は、私は及ばなかったのですが、改めてこちらの御見解お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　除雪とか排雪のほうも、私どもはそこに含まれるという認識ではいるのですけれども、ただ、先ほど申し上げたように、請書をもってがちがちの契約とかそういうふうには捉えておりませんので、あくまでもそれらについてもお願いしますということで、何といったらいいのでしょうか、それをもってどうのこうのではなくて、あくまでも入居者の方には梅村議員おっしゃられるように、お願い事ということで対応させていただいております。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　これ一般的な不動産賃貸等の考え方でございますけれども、一般

的なものですよ。であれば、いわゆる基本的所有者とか、管理者がその責を担うべきものというのがあると、そのように解されるのが通常でございまして、今、述べられた条例の部分とか、必要な注意を払い維持するというような基本的な部分、これをもって除雪等々をあくまでも縛りといいますか、あるような解釈というのは、余りにも拡大解釈ではないかなと、私は感じるところでございます。

御答弁いただいたとおり、これらをもってがちがちに契約して縛るものではなく、お願いいたしますというような趣旨でありますので、そういったところから確認すると、認識としてはそういう契約という縛りのあるものはないというような御答弁だというふうに私は認識しますが、その中でこれまでにおいて、今年度でございますけれども、例えば要請のあったものに対して、本来は除雪や屋根の雪下ろしは御自身でやってもらうものだけれども、今回だけ特別だというような御趣旨の説明をしたり、現地に赴かれた職員が住居者の方に対して、今回だけ特別だという趣旨の説明等をしたことはあるのかどうか、事実の確認を行ないます。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　確かに、ふだんは自分たちでお願いしていることなので、今回のように３７センチ、４０センチに迫るような雪が降って、頭上に張り出しているような場合におきましては、今回、特別な措置としてやらせていただくという説明は、入居者の方にさせていただいております。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　あくまでもお願いベースであるものに対して、お願いしているからといって、それが今回だけ特別だという話になるのかというところでございます。入居者の方においては、そんな物言いあるのかと、確かに助けていただいてありがたいけれども、物言いとして、それは余りにもひどいのではないのかというような疑念をいただいた方も、少なからずいらっしゃったという事実もあるわけでございまして、私もその辺の役場の考え方というものの根拠を調べたところ、やはりそれがないと。あくまでもお願いベースのものでしかないし、かつ、一般的な維持管理を善良なる入居者として行なっていてくださいというような御趣旨の程度のものしかない中で、それは自身でやってもらうのが通常なんですというような理解が、担当課ないしは所属する職員に認知・周知されていたということは、甚だ問題であるというふうに私は考えるところでございますが、改めてその辺の御認識、根拠等々を含めて改めてお伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　確かに、今、おっしゃったように、住民の方々からその物言いについて、横柄だというような意見があるということは、今、初めてお聞きしたところでございます。そのようなことがあるのであれば、今後、改めなければいけないと思って今伺っておりましたし、私たちどもにとっては、あくまでもやってあげるのだと

いうような認識ではなくて、今回のようなことで危険が伴うものについては、やらせてくださいというよりも、うちでやるべきものと判断したところでございます。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　ただいまいただいた御答弁のとおりだというふうに私も認識するところであって、私が伺っている限りで言うと、現場で御対応いただいた職員が横柄な態度をとったというよりは、どちらかというとスキンシップというか、雑談の中ではあったけれども、やっぱり言われた発言の内容について、疑問を持った方がいらっしゃると、本当にそうなのだろうかというようなところでございます。

それで私も調べたところ、根拠となるそういったものがなかったというところでございますので、ここは多分、私、推測するに担当課含め所属する職員の皆様に、こうした正しい情報の共有というものが、なされていなかったことが原因ではないかと考えるところでございます。本来、今、おっしゃったように、それは役場として管理するのが本来であると、所有者・管理者であるわけですから。ただ、一般的な入居者の善良なる管理義務として、それをお願いしているというところを基本的に改めて周知をして、入居者の方々との良好な関係というものを築かれるべきだというふうに私は考えますが、御認識をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　確かに、公営住宅の管理については自助・共助が基本でございますけれども、今回のような場合、私どもやるべきことは確かに存在するという認識を持っておりますので、その辺は、課で意思統一をしていきたいと考えております。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは、今の御答弁についてでございますけれども、所属される職員、あわせて公営住宅に入居されている皆様についてもですね、改めての周知というものが必要だというふうに考えるところでございますが、そちらについては御認識どのようにお持ちでしょうか。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　改めてということでございますので、例えば今回のような大雪の場合、そのような場合には役場でやるケースもありますという周知につきましては、特に全戸でなくても、向陽町の該当する１３棟５６戸の方々には必要なのかなというふうに、心配される方もいらっしゃると思いますので、ということを考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　１月後半から３月の初めまでの間で、大雪やいわゆる気温が急激に高くなったことによって、屋根の落雪の危険性が出たということが度々ございましたが、その中で私もお手伝いをさせていただいた経緯がございまして、今、一番高齢の

方や障がいをお持ちの方の入居の割合が高い向陽町団地、８３％にも及ぶ部分でございますが、皆さん、できることは自分たちでやるのだというようなお考え、また、御自身もお独り暮らしである高齢者であるにもかかわらず、周囲のさらに年齢を重ねていらっしゃる高齢者を支えるとか、そうしたいわゆる自助と共助、先ほど互助というような御答弁もございましたけれども、自助・共助というものはしっかりと確立されているのだなと、私自身も認識したところでございます。

そこに今、御答弁いただいたとおり、改めての認識を新たにして、公助というものを、ここで自助・共助が形成されているこうした共同団地の中で、公助として役場の力添えがあれば高齢の方々等々が、特に困難に思われている冬の除雪・排雪・屋根の雪下ろし等、そういった労苦から不安というものが取り除かれていくのではないかというふうに考えるところでございます。

近年は異常気象等で降雪量の偏り、一気にいわゆるどか雪というものがあったり、気温の変化などが著しく、時には日常生活における御自身の身の回り、玄関周り等々の除雪をするというような域を超えるところがありますので、こうしたところ高齢者や障がい者の方というと、いわゆる若年青年層の方よりも歩行時においても特に路面の状態であるとか、屋根からの落雪等にも十分な配慮をしていかなければ、本当に安全性というものが担保されていないという現状もあるわけでございます。

こうした中で、いわゆる支えの自助・共助、支え合いの自助や共助をさらに広げるべく、行政として公助の体制を強化していくべきだと考えるところでございますが、改めてこちら今後の御認識についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、巡回等強化いたしまして、危険ですとか、例えば雪下ろしに限らず路面が滑るときの砂まきですとか、砂の供給ですね、そういうところについては配慮していきたいと考えております。

また、今回の大雪に関しましては、私ども雪下ろしという感覚が確かに欠如しておりましたので、前日からの態勢づくり等がちょっと甘かったかなという反省も実はしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　ただいま御答弁いただいたとおり、私も同じような認識を有しておりまして、１月の下旬の部分、これは住民の皆様から要請等があってから、いわゆる初動を開始されたというような実態ございます。しかし、評価できる部分もございまして、３月前半の３月２日でしたか、こちらの大雪の部分につきましては、住民からの要請を受ける前に、既に役場として職員を派遣して、その後においてはいわゆる民間事業者の方々の御助力もいただいたというようなところもございまして、一つの１月の起

きたことを教訓と既にされているというような認識を持っておりますので、こちらについてはさらにそれを拡充して、行政としてしっかりとした態勢を構築、さらなる構築をしていくべきだと考えるところでございます。

２番項終わりまして、３番項に移ります。

今、述べたとおり、今年１月下旬、２９日でしたか、１月下旬の大雪時、住民からの要請を端緒として、結果として空き家等の管理ですね、空き家等の除雪や屋根の雪下ろし等に、事務方職員の出動などが余儀なくされておりました。こうした事実がございます。

また、当時、地域業者への要請、助力要請も行なったところでございますが、そのやり取りの中で人員の確保等が困難だったのかなと推測するところでございますが、直ちに対応をできるかどうかというところが、曖昧であったというような懸念も確認されてございます。

また、当然、大雪であってもいわゆる庁舎内の実務というものには就かなければいけない現状もある中で、そうしたいわゆる緊急といいますか、そういったところの対応の任に当たる職員の皆様の負担軽減と、また入居者の安全性確保等のために、作業性の向上・能率化・効率化・迅速化、これらを図っていく必要があるわけでございます。

例えば、希望する公営住宅入居者への貸し出しや、御対応いただける職員用に小型の重機や除雪機などを導入して貸し出す。先ほど、町長の御答弁からは、今、お持ちの物をシェアするとか、車両センターのそういったものを充実していくというような御趣旨の御答弁をいただいたところでございますが、例えば、札幌市や帯広市では、いわゆる町内会にそうした物を貸し出しする制度等も既に制度化されておりまして、一定の利用があるところも確認されているところでございます。

重機等においても、いわゆるエンジンの排気量が小さくて、スクーターぐらいのサイズの物とか、そうしたものもございます。こうしたものは、例えば公営住宅の玄関先などの狭い隘路といいますか、狭いところにも進入可能ですし、能力としては人力で行なうスコップ等を重機化したというようなものもございます。こちらについてですね、そうした新たな制度を設けたり、今あるものをシェアするとか、導入について充実化を図るというところでございましたが、改めて具体的なところのお考え等をお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝）　坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　御答弁いたします。

先ほどの重機のほうの関係でございますけれども、これにつきましては、今回の大雪のようなとき車両センターに１台所有しておりますけれども、あちこちから要請があって、実は引っ張りだこ状態ということでございますので、次年度におきましては、まだ予算提案前でございますけれども、冬期間の間ミニショベルについて１台借り上げをいたしまして、そういう細かいところ、狭小なところの要請があった場合ですと

か、公住だけということではなくて、それらに対応したいと考えておりました。

また、除雪機のシェアでございますけれども、貸し出しとかそういうことは念頭に置いていませんでしたので、あくまでも除雪機につきましては、ほかの施設で使っているものを大雪時の雪下ろしだとか、年に何回もあることではないので、そのときにはそれらのもの、役場で持っている、ほかの課で持っているものを持ってきて充てることで、職員の負担軽減というふうに考えております。

また、除雪機の貸し出しでございますけれども、現在においては考えておりませんし、検討もしておりませんし、それにつきましては各町内会ごとの問題もありましょうし、公営住宅だけの問題ではないと捉えておりますので全体について、もし導入するにしても、役場全体で考えていくべきものなのかなと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは、いわゆる住民に対する貸し出し等の整備というものについては、現在では具体的な検討はお持ちではないというようなところでございましたが、さきの町長の御答弁からでありますし、担当課長からの御答弁にもあったように、いわゆる小型の重機の借り上げ等を充実させて対応していくと。また、民間への管理委託についても、人員の確保等困難ではあるが、それを１社のみならず複数の業者等々と契約をして、さらに充実を図っていくと、このようなお考えを有しているということでの理解でよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　今、１社にそれぞれお世話をいただいているのですけれども、１社も大変な状況の中で、特別いろいろな居住だとか、そういう役についている企業の職員の皆さんが、ほかならぬこういうときであるから最大限、極端に言うと自分のところの敷地もやらないで、協力していただいている現状でありまして、ただ、その業者の方も言っていただけるのは、みんなに声かけようと、１回。駄目なものはたくさんあるけれども、でもやっぱり声かけて協力してくれるところあったらしてもらおう、そういうこともアドバイスもいただいておりますので、全体的に業界、建設業界の皆さんに声かけさせていただいて、うちは一般路線も全部民間、皆さん方協力いただいてやっていますから、非常に厳しいところもあるのですけれども、そんな中で少しでも協力していただけるところがあれば、その中で協力体制をとりながら、より安全・安心の環境をつくるために努力していく、こういうことで答弁させていただきましたので、いきなり契約するということにまだまだできないかもしれませんが、そういう呼びかけをしながら努力していくと、こういうことにさせていただきたい。

○３番（梅村智秀）　１問目終わります。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午後　２時３４分　　休憩

午後　２時４５分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは、２問目に移らせていただきます。こちらも一問一答細目方式を採用して、一般質問を執り行なわせていただきます。

それでは２問目、通告文の読み上げを行ないます。

商店街を守ろう！コロナ支援の拡充を。

収束の先行きが見えないコロナ禍において、飲食店のみならず、多くの業種の皆さんが不安を抱えている。これまで町民の生活を支えてきていただいた商工業者に対し、さらなる支援体制の構築と拡充が必要があるが、現在までの対応と今後の方針について事実と所信をただす。

１、これまでに国からの交付金等を主な財源として活用した幾つかのコロナ対策、支援事業等を行なってきたところではあるが、主に飲食店を対象としたものが多く、また消費者である町民がポイントカードや商品券等を利用する必要があるなど、町内事業者の業種や営業形態によっては、その利用の恩恵を受けにくいものもある。飲食店の実情が特にも厳しいことも事実であり、改めて飲食店及びその他業種についても、経済支援を行なう必要があるが、実態と見解を伺う。

２、商工業者がコロナ感染拡大防止対策に費用と労力を割かねばならない中、経営者の高齢化も進み、店舗前や駐車場出入り口等の除排雪が大きな負担となっている。経済面のみならず、後継者問題等とも相まって、経営継続の意欲を失いかねない実情があり、また車の往来の激しい沿道の店舗等の利用者、こちらも町民の方が多数でございます。これら町民である利用者の安全性の確保の必要性もあるため、十分な対策等を講じて消費を促し、コロナ禍を一丸となって乗り越え、町民の誰一人として取り残さないための取り組みが必要であるが実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　梅村議員の２問目、商店街を守ろう！コロナ支援の拡充をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、１問目の改めて飲食店及びその他の業種について、経済支援を行なう必要があるという旨の御質問にお答えしますが、コロナ禍における商工業者に対する支援策につきましては、これまでもその考え方などについて一般質問の答弁をはじめ、方向性を説明させていただいた経過もありますことから、内容が重複することがあるかもしれませんが、あらかじめ御了解をいただきたいと思いますが、今、御質問のとおり、いまだ新型コロナウイルスの感染症の不安が継続する状況下にあって、経済の先行きの見通しが立たずに、消費経済の根幹を支える住民及び中小事業者双方の不安感が払拭されずに、とりわけ経済基盤が脆弱な中小企業者から、経済対策の維持拡充が望まれてい

る状況にもあり、そのことは十分に認識をしているところであります。

このため消費の喚起と地域の消費購買力を増加させ、そして中小企業者の支援を図ると同時に、住民・消費者にも利益が享受できる政策を展開することにより、双方に安心感を付与しつつ、結果として、事業所及び雇用の維持を図り、地域経済の持続化を目指すことを目的に、この間コロナ禍が与える中小の商工業者への経済的な影響を緩和するために、令和２年度の初頭から町の独自施策として各種経済対策、１億１，３１３万８，０００円を実施をしてきているところであります。

緊急支援事業、３月、４月の２，７００万円に及ぶ事業から、昨年の年末年始の臨時特別支援事業、これが１，０００万円を超える事業ということでありますが、その他子育て世代、またポイントカードキャッシュレス化、特産品販売などなど含めて１０件のそれぞれ経済や支援対策を実施してきたところであります。

コロナ禍による影響につきましては、当たり前でありますが、これまでの通常どおりの暮らしが戻ることと同時に、場合よってはコロナ禍によって変わってしまった消費者の価値観や消費動向も戻らない限り、経済的な影響を消し去ることはできないものと考えております。そのためまずは初期の目的であります、当面引き続く課題となっております事業所及び雇用の維持を図るため、地方創生臨時交付金を活用して、切れ目のない各種対策を講じることにより、中小事業者の不安解消に資するよう努力をしてまいりたいと存じます。

その具体的な内容につきましては、この間も商工会と事務レベル協議を継続してきておりまして、意見や要望も踏まえて地域経済の持続化、また支援事業として引き続き必要な支援を講じてまいりたいと思います。

次に、２問目であります。

店舗前の除排雪の負担軽減を図る必要がある旨の御質問の答弁をさせていただきますが、御承知のことと思いますが、十勝東北部における冬期間の積雪量は比較的少なく、今シーズンも年末に一定程度まとまった雪が降るまでは、積雪のない状態でありました。相当少ない降雪でシーズンを終えるかと思いましたが、先日の３月１日から２日にかけての相当な降雪により、また積雪が多い状況に戻ったところであります。その後、気温の上昇により自然に溶解してきておりまして、歩道などに堆積する積雪の高さも、おおむね１メートルを切る程度となってきている状況であります。

御質問にあります除排雪の負担の関係ですが、北海道全体が積雪寒冷地でありまして、中小事業者も消費者もこういった冬期間の道路事情と商業敷地を含む商業環境に、古くから慣れてはいるところですが、当然、冬期間における道路状況は除排雪の行き届くことが理想であり、危険箇所として散見される場合は、本町の商店街の状況としては、国道の大通り商店街に関しては、国道を管理する帯広開発建設部、道道の銀河通り商店街に関しては、道道を管理する帯広建設管理部に連絡をして、除排雪を含む維持管理を依頼しているところであります。ただ、今シーズンに関しましては、その特殊な降

り方が全道にも及びまして、維持管理費用が切迫しているとの理由により、要望どおりの実現に至っていないのも事実であります。

一方で、十分な対策により消費を促すことも必要との御質問のとおり、商店街の積雪対応だけでなく、消費者がふだんアクセスする他の生活道路環境も良好な環境を行なわなければならなくて、均衡の取れた整備の在り方を模索してまいりたいと考えます。

また、本年２月から補正予算にて実施中の高齢者等のハイヤーの利用促進事業は、高齢者を含む交通弱者の交通対策のほか、季節を問わず安心して買い物をしていただける施策として展開をしているもので、こうした中小企業者と消費者双方のメリットとなる施策の実施も、引き続き併せて検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、本町においては今後も少子高齢化、人口減少が進み、経営者及び消費者にもその環境下に入り影響を受けることから、商工業者だけの問題ではなく、消費生活の在り方も念頭に置いた施策の展開が必要となることから、商工会をはじめとする関係団体とも、連携をとりながら対応してまいりたいと存じます。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　では、１番項について再質問を行ないます。

当然、本町の単独の事業のみならず国や道、これらの施策を見てもやはり厳しい飲食店への対応・支援、これらに偏重していると、偏っているというような傾向がある中、それでも困っているのは飲食店だけではなくて、どの業種も同じだということもございます。例えば、これはいわゆる我が町の商店街のみならずでございますが、管内のデパート等においても、例えば出控え等で衣料品等が売れないですとか、商品等の売れ行きがよくないというようなものもありますし、年末年始に売上げが落ちた、伸び悩んだというものは、これも飲食店だけではないという事実もございます。

飲食店の皆様の御苦労、さることながら小売業やサービス業等、様々な業種・業態の皆様が大きな不安を抱えていると、いわゆるコロナ禍における見えざる影響というものが及んでいるというような実態があります。そこで、これまでの事業をさらに拡充していくというような考え方から、柔軟な使途となるですね、いわゆる大胆な経済支援というものをしていく必要があると考えるところでございます。改めてこちらのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也）　御質問にお答えいたします。

これまで以上に、大胆な経済支援も必要ではないかという御質問でございますけれども、当然、交付金事業を活用してということで、町長の答弁にもありましたけれども、また、年度といいますか、これからに向けてどのような施策が求められるのかといったところは、既に商工会とも協議の話は続けているところでありまして、大胆な経済施策となるかどうかは、また、いろいろな評価もあろうかと思いますけれども、ただ、いろ

いろ話をしている中で難しいのは、やはり梅村議員の御質問の中にもありましたとおり、いろいろなそれぞれ事業者の事情だったり、抱えている背景が全く違いますし、それぞれ１０事業者が１０それぞれいらっしゃった中で、全てが十分であるというふうな感じていただくという施策も、正直難しいのかなと思っているところであります。

したがいまして、それぞれこの間いろいろな施策を展開させていただいておりますけれども、それぞれ持つ課題等もありますし、また抱えていらっしゃる課題等も違うというのは十分認識しながら、やはりこれから求められる事業、それは当然先ほどもありましたとおり、国や道の助成事業も続いておりますので、そういった支援策との均衡も考えながら、検討してまいりたいと思います。

ただ、今、大胆なというところで言うと、次はこれを考えていますというところには至っておりませんけれども、そういった御意見等があるということも踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　改めまして、１番項について再質問を行ないます。

ただいま御答弁をいただいたところでございますが、いわゆる全ての事業者の皆様が十分であるというような施策は難しいと、これも承知してございます。ただ、こちら使途が柔軟なもの等であれば、当然、多くの皆様、広く十分であると考えていただける可能性、蓋然性というものは非常に高くなってくるのが一般的な考え方だと思います。

今、御答弁で、次はこれというような大胆な施策というものが、まだ念頭にはお持ちでないということでございましたが、先行きの見えないコロナ禍において、これは多分、既に共通認識を持っていただけているというふうに察するところでございますが、いわゆる不安や懸念等が目の前に顕在化して、具体的に見えてからの対策では遅いものでございまして、そうなる前に、困る前に、困ってからではなくて困る前に、事前に先回りをしてですね、町としても町内の事業者、先ほど商工会等々との御相談ということも御答弁ありましたが、これらにも具体的に積極的に提案をしていく、そうした姿勢が必要ではないかなと考えるところでございます。

町長の御答弁にもございましたように、いわゆる商工業者への支援をもって、ひいては消費者である町民・住民の皆様にも利益が享受できるようなというところでございましたが、町内の事業者の中におかれましては、当然、それらをそういった支援を受けた際には、また、これまで受けた場合において、それらをいわゆる運転資金等に充当するということだけではなくて、それらを原資として新たな企画といいますか、サービスを検討して、それを町民の皆様に還元していくのだと、こうした心強い前向きな姿勢をお持ちの事業者もいらっしゃるというところが確認されております。

私が申し上げているのは、これまでの施策は当然評価できるものが多々ございましたし、それを本当に拡充していって、本別町が十勝管内でも先駆けてそうした商工事業

者への支援、ひいては町民の皆様の消費の喚起、ひいては地域の活性化ということにつながっていくようなですね、そうした体制、今の時点では具体的なものが念頭にないということでございましたし、そうした大胆な施策ということであれば、当然、ではその財源はどうするのだというようなものは課題になってくるところでございますが、そもそもコロナ禍というものは、一方では災害だというような御認識も示されてございますし、我々も国難であるというような表現も使わせていただいている中、これらを否定するという方はというのは、本当にごくごくわずかではないのかなというふうに認識するところでございまして、例えば、こうした現況下でございますから、基金等の柔軟な活用等をもって、これらを財源として具体的に大型の経済支援等を行なっていくべきだというふうに考えるところでございます。

当然、その理由といたしましても、経済支援・経済支援と私申し述べておりますが、これよく考えてみると、そもそもこれまで本別町の町民の皆様の生活と暮らしを支えて、本別町の活況・にぎわいというものを創出してきていただいたのは、いわゆる商工業者の皆様ではないかと。今こそこうしたときだからこそ、しっかりとそれらに恩返しをしていく必要があると考えるところでございますので、今、申し述べたとおり基金等の柔軟な活用、これらをもって大型の経済支援、使途が柔軟である経済支援を行なっていくべきだと考えるところでございますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　ただいまの御質問の答弁をさせていただきますけれども、大胆なというのはどういうところが、まだ私どもも十分に自分の中では構築できていませんけれども、ただ、梅村議員も理解していただいていると思うのですが、こういう状況に、誰も経験したことのないこんな状況に陥ったときに、受けて状況を見て待つのでなくて、積極的に先手、先手を打ちながらという思いで、昨年からそれぞれできる限りの支援対策ということで、言ってみれば１軒の店もなくさないと、こういう思いで対策を講じてきました。

そのほか消費者の皆さん方にも、また子育ても、また高齢者対策含めていろいろな対策含めて行きましたけれども、これもただ商工業者というだけでなくて、町全体がそれぞれの職種が、そしてそれぞれの企業がまた町を支えていただいている、そういう世代もそうですから、そういう意味でこの本別町みんなが元気に、これからも持続、継続できるまさにＳＤＧｓの先駆けるようなものでありますけれども、しっかりと本別町がこれからも元気でまちづくりができると、そういう思いでこの交付金事業含めて、また、単独含めて実施をさせていただいています。

私ども、さらにこれを求めるとなると、やはりこれは長期間の中で、いつ収束するか分からないというような状況の中ですけれども、少しでも希望を持てるようには日々の暮らしの中で不安を持たないように、そしてまた先行き本当に真っ暗闇にならぬように、しっかりと少しでも光を指すようなこの対策・支援策を打たなければならない

と、こう思っています。これは国も含めて、特に北海道も含めてですね、その責任においてしっかりと支援していただくことを、さらに私の立場からも全力でその財源の捻出など含めてそれぞれ対応させていただきたいと思います。

基金の活用の話もありましたけれども、必要とあればもちろんその基金はいざという時のための基金でありますから、ただ、目的いろいろ含めてもありますから、一概にそれを活用するとは軽々として言えませんけれども、しっかりと住民の皆さんがそれぞれの職種・業種含めて不安にならないように、それぞれ自治体だけでなく、国や北海道も含めて応援していただける環境も、また財源対策もとりながら全力で尽くしていきたいなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　再質問を行ないます。

ただいま町長より、私が先ほど御提案申し上げた基金等の活用についても、必要とあればということでございました。これ大胆なというような表現を使わせていただきましたが、こちら平たく申しますと、いわゆる多額の使途が柔軟であるというようなところをもって、大胆なという表現をしたところでございますが、当然これから長期化していくであろうということも想定されるコロナ禍でございますから、タイミングというものがまた大切なということも分かってございますし、いわゆる財源というものにも当然のことながら、厳しい町財政の中で限りがあるというところもあるわけでございます。

例えば、基金等を活用とした多額の使途が柔軟なというものは、今、すぐというようなお話にはならないというふうに理解をしたところでございますが、例えば、これまでも行なってまいりましたいわゆる議員報酬の削減、特別職の給与等の減額によって一部の財源確保というものも行ない、またこれも具体的な施策として、コロナ対策として活用してきたところでございます。ここで改めて、財源確保のためにコロナ禍を乗り越えていくための財源確保のため、町長がよくおっしゃっていられる聖域なき改革の一環といたしまして、御自身、特別職の給与等の減額、給与・賞与・手当、またこれから迎えられるであろう退職金等、これらをもって財源として充てていくような強いお気持ち、こういったものをお持ちかどうかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　これからのいつ収束するか分からないというような状況の中で、それぞれ必要な対策のためには、それぞれ財源も必要だということでありますけれども、ただ、今、御質問にあります特別職の分から含めて、それぞれ身を削るという部分については、まだまだこれは今の段階で明言するような、また、答弁するようなことではありませんので、そこは答弁を差し控えたいと思います。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　それでは１番項を終わりまして、２番項に移らせていただきます。

こちら町内においても、いわゆる車の往来の激しい道路におきましては、開発等の維持管理となっているところでございます。ただ、開発のほうででもいわゆる維持管理について困難な状況があるという中、当然、それはどういう事情かというと、局所的な大雪等に見舞われてというところでございますから、当然、その中においては述べたように、沿道沿いの町内の事業者の皆様方が高齢化も進んでいく中で、それらの除排雪に多大な労力を要しているという実態もある中で、これら幸いにも本町においては自前で車両センター等を持ってございますし、一部、重機等も所有してございますから、沿道の雪を全て除排雪するということではなくて、最低限の通路等の確保とか、いわゆる町道等の維持管理が終わった後に、余力があるのであれば、余力があればやるというような考え方はいかがかというものもございますけれども、そうした部分についてもこれから最大限の配慮というものをして、利用される消費者の皆様の安全の確保とか、商工事業者の皆様のそうした負担というものを軽減していくべきだというふうに考えるところでございますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也）　御質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、もちろん商工事業者の皆さんが、そういった部分で御苦労されているのが御質問の中にもありましたし、実際、高齢化しているというのは、重々見えてきている状況だというふうに思っております。

ただ、後段でも申し上げましたとおり、先ほどの御質問にもありました生活環境の整備とする除雪と、こういった営業と絡めた除雪というところでいうと、現に商工事業者もそれぞれ営業のために費用を出し合って、共益費的にやられている事業者もいらっしゃいます。

また、そういった部分とのバランスですとか、あるいはもう一つありましたとおり、それぞれ生活関連でいうと、そういった部分での除雪、十分ではないというお声も当然ある中で、そういった均衡のとれた在り方というのは、少しまた今後、高齢社会を迎えるに当たって検討すべき事項だというふうには思っているところです。ただ、今、具体にですね、それをどうするのかといったところも、今後、先ほど町長の答弁のとおりにありましたけれども、商工会としてどういうふうなそういったビジョンをお持ちなのかといったところも、しっかり行政として意見交換しながら、対応できていければなというふうに考えているところです。

以上です。

○３番（梅村智秀）　終わります。

○議長（高橋利勝）　次に、２番柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　議長の許可をいただきましたので通告済みを１問、ふるさと納税

クラウドファンディングについて質問させていただきます。

朗読により質問の内容とさせていただきます。

質問事項、ふるさと納税クラウドファンディングについて。

本町でも、ふるさと納税の収入額は令和元年度に１億円を超え、今後も有用な財源として、より一層の増収を見込みたいと考えるところでございます。令和元年５月には庁内ワーキンググループを設置し、議論を進めてきたと思います。昨年末には初となるクラウドファンディングをしたところですが、より向上させるべく伺います。

①、庁内に設置したワーキンググループについて、設置した目的とこれまでの会議の進め方について改めて伺います。

②、昨年末に実施したクラウドファンディングに対し、どのような評価をしているのかを伺います。

③、ふるさと納税の増収は、各自治体にとって有益な歳入と考えますが、本町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　柏崎議員のふるさと納税クラウドファンディングの御質問の答弁をさせていただきます。

まず、１点目の質問でありますけれども、事業の推進庁内のワーキンググループは、ふるさとの寄付金事業の推進によって、本町の魅力発信と地域経済化につなげるため、庁内における連携と具体的な協議を行なうことを目的として設置をしてまいりました。

具体的には、一つには返礼品の充実に関すること、二つには寄付の使い道や基金の有効な活用に関すること、三つ目はクラウドファンディング方式を導入し新たな実施したい事業の創出に関すること、四つ目には寄付者へのフォローに関する、四つの事業推進目標について、それぞれの課、部局を超えた横断的な議論から、魅力あるまちづくりに直結する協議を行なってまいりました。

ワーキンググループのメンバーは、各課、部局から選出された職員で、人事異動による増減はありましたが、現在は１１人で組織をしています。これまで令和元年５月から令和３年２月までの間に、全１３回の会議を開催して、四つの事業推進目標のうち、特にクラウドファンディング方式の導入についての集中議論を進めてきたところであります。

２点目の御質問でありますが、本別交通公園再生プロジェクトというテーマで、令和２年１１月５日から１２月３１日の期間で、専用サイトにおいてＰＲ及び寄付募集をしてきました。交通公園内の信号機などの設備を新しくするための費用、５００万円を目標として設定しましたが、結果は時期的にも日にちも少ないというのもありますけれども、結果は３１万５００円となりましたので、金額的には6.2％の達成率ということでありますけれども、大きな成果ではなかったという判断になりますけれども、しかし、実施に至るまでの庁内の体制づくり、その組織を中心として議論した中から、本

町として初めての取り組みを開始できたこと自体が、大きな成果であると評価をしています。

また、ワーキンググループ内においても、開始までの時間がかかったことや、町内それぞれの多くの方々の意見をもっと取り入れなければならないといった反省や、課題があったことも強く認識をしています。これらを踏まえた議論を今後もさらに進め、第２弾以降しっかり取り組んでいくことも、成果の一つになると考えているところです。

３点目の御質問でありますが、本町として重要な財源でありますことは、十分認識しておりまして、これまで以上に歳入確保だけでなく、本町及び特産品の魅力発信と認知度の上昇を図ることで、関連事業者の売り上げ増といった経済の循環や商品開発の促進、そして来町者などの関係人口の創出など、活力あふれるまちづくりのための事業となることを強く意識をして、今後も事業推進に努めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、ふるさと寄付金の事業の自分の故郷を大切に思い、寄付という形でふるさとに貢献するといった本来の趣旨から逸脱することなく、町全体の活性化につながる事業となるように進めていく考えでおりますので、議員各位またそれぞれ多くの皆さんの御支援をいただいて、取り進めたいと思います。

以上申し上げて答弁といたします。

○議長（高橋利勝）　柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　改めてお伺いします。

かなり、いい答弁をいただいたというところでございますが、何点かお聞きします。

①でございます。ワーキンググループに掲げた四つの目標、返礼品に、寄付金の使い方、クラウドファンディング、寄付者へのフォローですか、こちらはやはりクラウドファンディングありきで始まったものではないというふうに認識していますので、こちらせっかく職員の皆さんで集まったチームですので、例えば出展者との協議でしたり、商品のブラッシュアップ、例えば試食会をやったり、いろいろなことで商品の魅力をもっと高めていくといったような事業を考えてやっていただければというふうに思いますが見解を伺いたいと思います。

②、クラウドファンディングについてですが、５００万円の寄付額を設定したとこ３１万５００円、町長も言っていましたけれども、初めてのことなのでなかなかうまくはいかないなと、これは本当にわかるところではございます。その中でも次に向けて第２ということも言っていましたので、次に向けてどうしていくのかというところで、今回ミスはミスで受け止めなければならないのかなというふうに思っています。こちらキャンプファイヤーというサイトで登録して、町長も言っていましたけれども、短い期間の中で５００万円、なかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、私、感じるところでございます。ＰＲがちょっと足りなかったのかなというふうに感じるところです。

この３１万円の中には、町内の方も何人か寄付されているとは思うのですけれども、

基本的には自分の自治体に寄付したときには返礼品は返さない、基本的にはですけれども、そういった中でサイトに掲載しました。物を選んでクリックしました。町内の方ですよ。そうしたら戻ってくると思ってしまうと思うのですよね。その中で例えば町内の方に返礼品はございませんとか、書けるとか、書けないのか、そういった配慮がちょっと足りなかったのかなというふうに感じています。

その中で、町内の方でも返礼品ないんだってねというふうに何人かの方は言い合った中で、ほぼ数名だと思うのです。その数名の中でも、５人、１０人でしたら、例えば１日で皆さんにきちんと連絡して、おわびをするというようなこともやれたのかなというふうに思います。３日ぐらいにわたって、ばらばらに何というのですか、１日目はこの人、２日目この人、３日目この人みたくなったときに、この人たちは連絡来た、来てないよと。何で俺のとこ来ないのだということにもなり得たので、その辺のことは、次回からきちんとやったらいいのかなというふうにもございます。

何せふるさと納税、クラウドファンディングはやはり右肩上がりで、今１，０００億円の市場だと言われています。ここから第２、第３のことをこのワーキンググループできちんと話し合って進めていく、期待するところではございますが、先ほど私ＰＲが足りないというところで、新聞報道で出たときには既に後半のところだったのですよね。これをやる時点から、例えばＹｏｕＴｕｂｅですとかで配信したり、新聞・チラシ、可能ならテレビとか、町外に向けて発信しなければならないのかなということも感じますので、その辺の見解も伺います。

○議長（高橋利勝）　村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

今、柏崎議員のほうからもありましたけれども、御質問いただいた中身については、当然のことというふうに認識をしております。

まず、ワーキンググループの関係でございますが、御質問のとおり、四つの目標を掲げてこれまでやってきました。今後、このワーキンググループがどういった議論をしながら、どういった取り組みをしていくのかというのは、これについては私どももしっかり注意をしながら、必要な指導・助言、そういったものを行なってまいりたいと思いますし、あとグループにいる１１人、それぞれも今回の取り組みを通じていろいろ感じるものはあったというふうに思っておりますし、そういったものを生かせる場になってほしいなというふうには考えております。

それと、クラウドファンディングの関係でございます。今、御指摘のあったミスと申しますか、十分準備をしながら進めていなかった点、あるいは実際スタートさせた時点で、御指摘のあったようなことがあったというのも把握をしております。こういったこともワーキンググループの中でしっかりと整理をしながら、今後、生かしていくようにしていきたいというふうに考えておりますし、そういった何かあった場合の対応ですね、そういうのはやっぱり速やかにすべきだと思います。これは日頃から、ふるさと納

税の返礼品の取扱いの中でも、十分経験として蓄積されているものだと思いますので、そういったものを生かせるようにしてまいりたいというふうに考えております。

あとＰＲの関係ですね、こういったものも今回の取り組みが終わった後、いろいろと御意見もちょうだいしておりますし、担当ワーキンググループの職員の中でもそういった話題も出ておりますので、この辺もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝）　柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　改めてお伺いします。ほぼほぼお答えをいただいたので、もうこれ以上というふうに感じていますけれども、最後に１点だけ。

最初の答弁で、町長のほうから、ふるさと納税について有益な、もちろんだというような趣旨の答弁をいただきました。この質問を鑑みるに、今後１億円を超えているというとこで、専任職員をつけて本当に真剣に取り組むといったような姿勢はあるのか、ないのか、最後に伺います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　きっと質問来るかなというふうに思っておりましたけれども、実は職員とも協議をしました。どうだいと、ざっくばらんに、ちょっとこれだけでは荷が重い、もう少し頑張らせてください。せっかくこのクラウドファンディング含めてチームができているので、ここで世代的にはかなり若い世代でありますから、まちおこしの大きな力になれるように頑張っていきますということでありまして、できれば近隣の自治体で、状況は違いますけれども、例えば海の物がたくさんあって、それこそ１００億円にもなるところもあったり、また肉がどれだけすごいのか、すごいところも何十億円もあったりしているのですけれども、ただ、どういうやり方でどうなっているのか、職員体制もどうなっているのかなど含めても、そういうところもしっかりと視察・検証をしていただきながら、専任で頑張っていけるというそういう心意気を持ってもらえるような、そういう環境もつくっていきたいなというふうに思っています。

できれば、そういうことも負けないで頑張りたいと思っているのが、今、担当していただいている職員の皆さんですから、期待に応えれるような職場環境をつくっていきたいなと思っています。ただ、せっかくの御提案ですけれども、今、そういう意味ではちょっと荷が重すぎるので、もう少し検討させていただきたいというのが本音でありますけれども、その意も含めてしっかり取り組んでいけるように、職員と一緒に努力させていただきたいと思います。

以上であります。

○２番（柏崎秀行）　終わります。

○議長（高橋利勝）　次に、１１番藤田議員。

○１１番（藤田直美）　議長のお許しをいただきましたので、次の１問、高齢者や障が

い者を持つ人に優しいまちづくりを質問させていただきます。

一問一答細目方式を採用させていただきます。

高齢者や障がいを持つ人に優しいまちづくりを。

低所得高齢者や障がいがある方の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、コロナウイルス感染防止のための換気による光熱費負担の軽減や、常時紙おむつが必要な方など、日常生活に係る費用の一部の補助をしては。

１項目め、福祉灯油等光熱費補助の拡充を。

現在、本別町は福祉灯油等を１１月の灯油価格の値段に基準を置いて、冬期間の光熱補助をしていましたが、昨年の１１月の灯油価格は１００円を超えなかったため、支給されておりません。コロナ感染防止のための換気をするように呼びかけており、冬期間のみならず、光熱費負担は大きいことが考えられます。福祉灯油等に関しては、世帯の状況に合わせて毎年支給するべきと考えますが、町の見解を伺います。

２項目めに、紙おむつの支給や購入費の助成をということで、寝たきりや認知症など在宅介護に係る費用の主なものは、訪問などの介護サービスに係る利用料と紙おむつなどの消耗品です。月々の負担は、1日、4回から5回の取り替えで約1万円かかっております。介護期間が長引くと、大きな負担になっております。本人、介護者への経済的、精神的負担を軽減するため、障がいがある方も含め、常時おむつが必要な方へ、紙おむつなどの支給や購入費の助成をするべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　藤田議員の高齢者や障がいを持つ人に優しいまちづくりの質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の福祉灯油の件についてですが、福祉灯油の制度につきましては、昭和４９年に北海道が設置したものでありまして、平成１０年に制度が廃止になってからは、市町村に制度を引き継ぐ形がとられまして、各市町村の裁量によって事業が展開されているところであります。

本町における福祉灯油事業といたしましては、平成１９年の世界的な原油価格の高騰を受けまして、実施基準などを検討・協議をして、同年１２月に事業を開始したといった経緯となっております。それ以降は１１月の灯油価格を参考に、毎年実施のあるなしを判定してきておりますが、当初より事業目的としては、灯油などの価格の変動が経済的困難を招くおそれがあるとのことから、灯油などの購入費の一部を助成するものとして実施をしてきたところであります。

今後も社会情勢を把握しながら、灯油価格の高騰などが、北海道の冬期間における安定的な生活に影響することのないように適時適切に判断をしながら、事業を継続していきたいと考えているところであります。

議員がおっしゃるとおり、コロナ禍における町民の皆様には、適切な換気を促しているところでありますが、新型コロナウイルス感染症に関する住民生活のかかり増し経

費については、国の責任においても実施してもらうことをしっかりと訴えながら、別な形で支援していくことも検討をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようにお願いいたします。

次に、２点目の紙おむつの関係についてですが、現在、本町においては神経障害による排せつ機能障害のある方や運動障害、また意思表示が困難な方で主治医の意見書などにより、おむつなどが必要と判断される方につきましては、本別町の障がい者地域生活支援事業において、排せつ管理の支援の一つとして紙おむつなどの購入に対して、月１万２，６００円を限度に給付をしているほか、一定の要件を満たす方に対しましては、おむつ代を医療費の控除の対象として負担軽減を図っているところであります。

過去には、介護保険制度の導入にあたって、市町村の独自サービスとしておむつ代を対象にすることが否か、検討をしてきた経緯もございますけれども、町民の皆様に御負担をいただく介護保険料に影響が出るといったことのほか、できる限りトイレでの排せつ機能を維持することが、尊厳を守りながら生活の質を維持していくことにつながるのではないかとの判断から、見送った次第でもあります。

さきに申し上げましたとおり、一定の要件を満たしたときには、負担軽減を受けられる体制となっておりますし、尊厳を守りながら生活の質を維持していくといったことも考えたときには、対象者の範囲などには賢明な判断が必要でありますので、当事者の方々の御意見も踏まえながら、慎重に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　藤田議員。

○１１番（藤田直美）　再質問させていただきます。

まず、１項目めの福祉灯油の関係ですが、本別町は緊急対策事業として、厳冬期の灯油価格高騰の経済負担としてやってきたということですが、これは道の元々の事業を各町村の裁量でということで続けられたと思いますが、この福祉灯油に関して１００万円を超えたら道からの補助があったという経緯もあると聞いておりますが、まだ、そういう部分の条件というのがあるのかどうか、また、それも灯油の値段が関係しているのかどうかという点を伺いたいと思います。

また、本別では灯油価格高騰時、１１月１日の灯油価格１００円を超えると、支給するというような取り組みが行なわれたことがありますが、誰がどの時点でその判断をし決定していたのか、また灯油価格高騰に関係なく要綱を定めて毎年支給するべきというふうに考えておりますが、この福祉灯油の関係を調べたときに、どこにも要綱といいますか、その内容が記されていなかったこともありまして、要綱を定めて支給するべきではないかと思いますが、その点について考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは、御質問にお答えいたします。

福祉灯油に関しまして、道からの補助という部分でございますけれども、過去の部分については手元に資料がないのですけれども、現在の道の補助といたしましては、地域づくり総合交付金という補助金がありまして、それを活用できることになっております。なので、かかった事業費の２分の１が道のほうから補助金として入るという仕組みになっています。あと、１００円を超えると支給というのが、どういうふうに決まるかというところでございますけれども、次の要綱とも併せまして、この要綱については実施する年の社会情勢を勘案してということになりますので、要綱は実施する年その時点での要綱を単年度で定めて実施をしております。１００円を超える等という部分ですけれども、必ずしもその１００円が決定ということではなくて、その年、そのときの状況に応じて、例えば９０円弱ぐらいで支給した年もありますし、急な高騰で１００円を超えてという支給の年もありますので、そこは１００円を超えるか超えないかというは、必ずしも決まったラインではないということでございます。

誰が、どのように決めるのかというところでは何か基準、どの時点でという基準がないとならないということと、道のほうからの調査もまいります。１１月１日時点で実施を予定している自治体はあるかないかというような調査がまいりますので、一応１１月１日時点の灯油の価格を確認をいたしまして、本別町としてはどうするというような判断を毎年させていただいております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　藤田議員。

○１１番（藤田直美）　福祉灯油に関しましては、毎年希望している方もたくさんいるということで、町の財政が厳しいということは、町民の皆さんも分かっていることだと思いますが、それ以上に低所得高齢者や生活困窮者は、厳しい現実と向き合っております。

年金暮らしをしている低所得高齢者は、冬期間光熱費を節約するために、寒い部屋で暮らしているですとか、布団から出ないようにしているのだというお話をよく聞いているものですから、これは本当にフレイルにもつながる大きな問題ではないかというふうに感じております。

道からの補助が半分ということであれば、前回、１３０世帯が福祉灯油を受けているということですが、これは全世帯の中の３％ぐらい、ほかで毎年そういうものを出しているという町村の調査をしますと、大体１０％ぐらいいるというお話を聞いております。３％でなおかつ道からの補助が受けられるというのであれば、福祉のまち本別町ということですので、可能ではないかと考えておりますが、その点について見解を伺います。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午後　３時４１分　　休憩

午後　３時４２分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

今、前回、実施のときには１３０名の方が、福祉灯油の制度を利用されたということでございました。確かに、年金生活の方の中には毎年灯油を節約するとか、燃料を節約してというような状況があるということも、話は聞いているところでございますけれども、この福祉灯油の制度につきましては、事業の趣旨でございます通常の生活に影響を及ぼすぐらいの灯油等の高騰があったときに支給をするというところで、この点については進めてまいりたいというふうに思います。

低所得者の方に対する制度としては、必ずしも福祉灯油だけではなくて、例えば介護サービスを利用するときの減免の制度ですとか、保険料そのものの減免の制度もありますので、いろいろな町の中の対策の中に、低所得者の方に対しての配慮というのが入っているというふうに認識をしておりますので、それらを総合的に勘案した中での実施になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　藤田議員。

○１１番（藤田直美）　２点目に移りたいと思います。

２点目ですが、他町村では、介護保険制度に係る給付などのほかに、一般財源などを活用した独自の取り組みを実施している町村もございます。多くの町村が実施して、経済的負担の軽減を図っており、利用者は年々増加しているよい事業であるというふうに聞いております。

第８期銀河福祉タウン計画の中で、本別町の認知症高齢者数、令和２年に５２３人と推計されており、今後ますます認知症の高齢者が増える可能性があり、家族介護者の支援の充実が必要になってくると、私は考えております。その中で高齢者の実態把握という部分で、その把握はなされているのか、また、それはどのようになっているのか伺いたいと思います。

常時失禁する方は、長期入院や施設で短期入所する場合も、利用料に紙おむつ代が加算されている場合や、自分で用意して持っていかなければならない場合、急な入院、入院費用や食事代など出費が増えて、経済的に困難であるというような状態も見えてきております。在宅より家族介護者の負担も入院中は増え、中でもおむつ代が大きな割合を占めているというふうにも聞いております。家族介護の支援を充実させるためには、この部分は大事ではないかなと思っております。その点の見解を伺いたいと思います。

また、障がい者においてですが、先ほど町長も言っておられた、本別町障がい者地域生活支援事業の排せつ管理支援用具として、紙おむつの支給というものがありますが、その中で紙おむつ等は３歳以上であって、次のいずれかに該当するものということで、脳性麻痺と重度の診断を受け、排尿・排便の意思表示ができない、医師の意見書が要る。

もう一つは、治療によって軽快の見込みがないものなどの理由が書かれておりますが、該当していないが生活している上で、紙おむつを必要としている方がいると思います。

先ほど、一定の要件があればということもおっしゃっておりましたが、一定の要件というのはどういう部分かという部分と、この排せつ管理支援用具の要綱に当てはまらない場合は、一定の要件ということでおっしゃられたと思うのですが、障害手帳を持っている児童であれば、養育手帳を持っている児童であれば、特別児童扶養手当などの支援は受けますが、なかなか排せつ・失禁・おむつだけでは障害の手帳を持つという、認定を受けるというふうに親はなかなか思わない状況があります。なので医師の判断も受けられないという方もいる中で、生活実態を把握し、紙おむつを支援していく、購入費の一部を負担していくべきだと思いますが、見解について伺います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　何点か御質問いただいたので、もし漏れがあれば御指摘をいただければというふうに思います。

まず、高齢者の方々のおむつ使用の実態把握というところでございますけれども、日常生活圏域ニーズ調査等での介護をしていく上での困り事というようなことで、お聞かせをいただいております。そういう中には、介護をしていく上で経済的な負担が大きいとかというその項目も設けておりまして、そういうところにチェックがついた方は介護費用を、今、藤田議員がおっしゃっているようなおむつの費用ですとか、そういうものが大きいのかな、入ってくるのかなというふうに判断をさせていただいているところです。

ただ、介護者の方々にお話を聞いていたり、アンケートからもそうなのですけれども、今、介護で困っていることとか、大変なことというのは何なのかというところをお聞きしますと、大体の方が自分で排せつがうまくできなくなった、あるいはそういう方を介護するようになったら、まずは施設を考えたいというようなお答えが返ってくるのですね。施設入所を希望される方の状況とかもお聞きしますと、一人でトイレに行けなくなったのでとか、尿が、おしっこが怪しくなってきたので、もう施設を探したいのですというようなお話は結構多うございまして、例えば、紙おむつをして何とか在宅でも見ようというようなところに、今、ニーズはちょっとないのかもしれないなという判断もしておりました。ただ、ほかの多くの町村ではやられているという実態もありますので、もう少しお一人、お一人の実態も把握をさせていただきたいというふうには思っております。

他町の状況も教えていただく中で、よいサービスというようなことでおっしゃっておりましたけれども、実施している町村の実態を聞かせていただきますと、結構支給要件が厳しいのですね。介護４、５の方で、非課税世帯でというふうな、そういう要件が関わってくると、ほぼほぼそういう方で在宅でおられる方が少ないということで、幾つかの市町村聞きましたけれども、ゼロ人ですとか１人ですとか、いても２人ですとかと

いうようなそういう実態であるということも聞いております。

今、地域支援事業という国の財源も入るようになって、財源措置がされているのですけれども、それが今年度、令和２年度で終わるということで、余り使われていなければ、サービス自体を終了させるかもしれないと言っているような声も聞こえてきております。ただ、おむつにお金がかかるということは、事実であるというふうに認識をしておりますので、何ていうのでしょう、使いにくい制度をつくっても、仕方がないかなというふうにも思っているのですね。本当に困っているところに、ちゃんと手が届くような仕組みというか、考え方で支給を検討していかなければならないというふうに思っておりますので、そのためにはもう少しおむつ利用の実態なんかも聞かせていただく、調査をさせていただいたほうがいいのかなというふうに思っているところです。

あと、障がいの方の支給基準の部分ですけれども、町のほうでは一定の要件に当てはまった方に対しての支給をしているということなので、現在、今、１名の方が障がいの方のおむつ支給の利用をされております。それ以外の方はちょっとどういう状況にいるかというのは、先ほどの高齢者と同じように、状況がつかめていないかなというふうに考えているところです。

あと、一番最初の答弁の中で、一定の要件を満たす方には、おむつ代の医療控除が受けられるということで、ここは課税世帯の方が医療費と合算をしましたおむつ代に対して、１０万円を超えた部分に対しての控除は受けられるというような基準ということで述べさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋利勝）　藤田議員。

○１１番（藤田直美）　今、アンケート調査のお話が出ておりましたが、先日、協議会でいただいた資料の第８期銀河福祉タウン計画の中では、アンケートの中で、先ほど排せつできなくなったら、施設に入りたい、入れたいというような状況があるというふうに聞きましたが、私がちょっと見間違ったのか分からないのですが、要介護になったら、どうしたいですかという部分では、在宅でという希望者がとても多いというふうに私は読み取っていたのです。

なので、そうした場合やはり在宅で介護する場合に、おむつというのは本当に大事な部分ですので、そういうところでは本当に実態を把握して、きちんとした今後計画なり対応なりしていくべきではないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

藤田議員おっしゃるように、アンケート、阿保議員の御質問でもございましたけれども、やはり高齢者の方々は要介護状態になっても、自宅で暮らしたいという方が約６割いらっしゃるということで、在宅の意向が多いというのは、結果が現しているとおりだと思います。

ただ、私ども相談窓口でお話を聞いていると、御本人というよりはその御家族が介護で困って相談に来られるときには、自分のことが自分でできるうちは家で見られるけれども、特に排せつが立ちいかなくなると、家で介護するのが厳しいというような、そこが一つの線引きになっているのかなという相談をうける側の感覚としても、そういう部分があるかと思います。

おむつの支給とか、そこに本当にお金がかかるということであれば、検討していく必要は十分あると思っていますが、おむつの範囲も例えば尿取りパッドからリハビリパンツから、本当にぐるっと来るおむつからというのもありますし、どれぐらい寝たきりの期間が続くと、公費を使って支給の対象にしていったらいいのだろうかとか、いろいろな条件があるのかなというふうにも思いますので、なるべくいろいろな方の状況や御意見も聞きながら、もう少し検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○１１番（藤田直美）　終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝）　以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後　３時５７分）

令和３年本別町議会第１回定例会会議録（第３号）

令和３年３月１０日（水曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１	議案第１４号	本別町児童館条例の一部改正について
日程第　２	議案第１５号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　３	議案第１６号	本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第１７号	本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　５	議案第１８号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第　６	議案第１９号	本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
日程第　７	議案第２０号	町道の路線廃止について
日程第　８	議案第２１号	令和３年度本別町一般会計予算について
日程第　９	議案第２２号	令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第１０	議案第２３号	令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

○会議に付した事件

日程第　１	議案第１４号	本別町児童館条例の一部改正について
日程第　２	議案第１５号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　３	議案第１６号	本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第１７号	本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　５	議案第１８号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第　６	議案第１９号	本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
日程第　７	議案第２０号	町道の路線廃止について
日程第　８	議案第２１号	令和３年度本別町一般会計予算について
日程第　９	議案第２２号	令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第１０	議案第２３号	令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算につい

て

○出席議員（１１名）

議　長	１２番	高　橋　利　勝	副議長	１１番	藤　田　直　美
	１番	水　谷　令　子		２番	柏　崎　秀　行
	３番	梅　村　智　秀		４番	石　山　憲　司
	５番	篠　原　義　彦		６番	大　住　啓　一
	８番	黒　山　久　男		９番	方　川　一　郎
	１０番	阿　保　静　夫			

○欠席議員（１名）

７番　山　西　二三夫

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫	副町長	大和田　収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	花房永実	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪　忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋　優
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	村本信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後　忠

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案第１４号

○議長（高橋利勝）　日程第１　議案第１４号本別町児童館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次）　議案第１４号本別町児童館条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

現在栄町児童館及び東児童館の２カ所においてそれぞれ児童館事業を行なっており、子どもたちの余暇活動の拠点として健全な遊びと学びを提供しているところです。

近年、子どもの数が減少するとともに本別町子ども子育て支援事業計画にもとづき、国及び北海道の補助金や交付金を活用しながら、児童館の代替機能を有する様々な事業を展開しており、従前と比べ児童館を利用する子どもたちが大幅に減少しているのが現状であります。子どもの数を学校基本調査ベースに比較しますと、１０年前の平成２２年５月の中央小の児童数は３０１人、昨年令和２年５月の児童数は１８４人であり１１７人の減となっております。児童数の減少は児童館の利用者数にも大きく影響し、１０年前の平成２２年度の児童館を利用する子どもたちは３館で８,２８７人、１日当たり利用者数は２８人、令和２年の４月から令和３年の２月の利用者数は２の児童館で１,１００人、１日当たりの利用者数は栄町児童館が４人、東児童館が１人の計５人であります。こうしたことから児童館の利活用、集約など今後の在り方について、子ども子育て会議を中心に協議を重ねてきたところであります。結果として、現在２カ所あります児童館の内、比較的利用者の多い栄町児童館１館に集約し、東児童館については本年３月末をもって閉館するものであります。

それでは条例の案文を朗読し、提案とさせていただきます。なお括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町児童館条例の一部を改正する条例。本別町児童館条例平成１７年条例第１２号の一部を次のように改正する。

第２条の表、東児童館の項を削る。

附則、施行期日。第１項、この条例は令和３年４月１日から施行する。

本別町使用料条例の一部改正。第２項、本別町使用料条例平成１７年条例第８号の一部を次のように改正する。

別表第９、東児童館１時間につきの部を削る。

以上、議案第１４号本別町児童館条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

大住議員。

○６番（大住啓一）　向陽町の児童館を廃止し、栄町一館にするということでございますが、昨日の関連で一般質問しておりますけれども、この向陽町の児童館を３月３１日をもって廃止したあと、そのまま放置しておくのか、何か考えていることがあるのか、その辺の考え方をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝）　大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次）　大住議員の質問にお答えいたします。

現在町では、本別町公共施設等総合管理計画が策定されております。その総合管理計画の中にはそれぞれの部局において、下部計画を作るような指示がなっておりまして、私たちは子ども未来課として本別町子育て支援施設計画に沿って管理をしていくことになっております。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１０時０５分　　休憩

午前１０時０５分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次）　申し訳ございません。

計画に基づいて、計画を策定し、その計画の中には各課に、もし今日議決をいただいたあと、どのような利活用があるかということを事前に照会をしております。

議決をいただいたあと、手を挙げてきているのが住民課の防災のほうから手が挙がっておりますので、議決いただいたあと住民課と協議をしながら防災資機材を置く施設と考えております。

あそこの地域は水がつかない地域になっておりますので、そのように住民課のほうから要望がきております。以上であります。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　今、担当課長から私も質問外で言った部分がやっと返ってきましたけれども、防災資機材を置く計画、考えがあるということでございますけども、防災資機材については昨日の一般質問を聞いていたと思いますけども、弥生町に持っていくということになっているのではないですか。もう持って行っていると思うのですが。その二転三転すると言いますか、一過性がない考え方というのはどういう根拠にしてそれに基づいているのですか。

公共施設のあり方検討だとか、そういうのはわからないわけではないですけれども、町長が昨日一般質問で答弁している中、担当課長も答弁している中でそういう答弁をしていて、なおかつ防災資機材というのはそんなに空いた施設に全部置くだけの資機材を用意しなきゃならないということなのですか。それだけあるのですか。その辺を明解に

お答えいただきたいということを先ほどから申し上げている。

これから、プロジェクトを作って、ワーキンググループを作ってやるとかそんな悠長な話でなくて、どういうふうに考えているのですかってことを聞いているのですから端的にお答えいただきたいということなのです。

○議長（高橋利勝）　小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司）　お答えしたいと思います。

私ども東児童館のこの条例が通りましたあと、手を挙げさせていただいております。その考え方につきましては、今資機材が市街地で言いますと旧子育て支援センター、それと昨日の一般質問でもありましたとおり、学童保育所のほうに入れております。

旧子育て支援センターにあるとこに入れているものを、再度整理をさせていただいて、東児童館のほうに分散をさせていただいて、防災上、あそこに備蓄庫を２つ揃えさせていただいたので、それと連携して防災資機材をあそこのところに、東児童館のほうに置きまして、防災上動きやすいようにしていこうという計画をもって手を挙げさせていただいているところです。以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　私が言っている一過性がないというのは、皆さん理解していますか。

昨年の議会の総務常任委員会の所管事務調査でふるさと産業開発センターに防災の資機材を現地見に行っています。その時に煩雑だからきれいにしたらいいです、わかりましたと。そしたら、私どもの知らない間に旧学童保育所に持って行っている。昨日町長の答弁でもありましたしね。そして、今日の条例改正で聞いたらそちらに持っていく、そんなことで防災行政というのはしっかり行くのですか。我々に何も報告も何もなくて、ただ空いたから持っていくのだ、あっちがあったから持っていくのだじゃあ話にならないと思うのです、こと防災なのですから。７,０００弱の町民の皆さんの安全と命がかかっているのですよ。空いた施設に持っていくだとかどうのこうのでなくて、きちっとした計画性を持ってもらわないと困ると思うのですが、その辺きちっと皆さんが分かるような明解な答弁を求めるものですが、どのようにお考えですか。

○議長（高橋利勝）　髙橋町長。

○町長（髙橋正夫）　防災資機材の関連ということになるわけでありますけども、昨日も所管事務調査のお話ありました。今置いてあるところは、言ってみれば恒久的にきちっとした整理ができるということはありませんので、それで所管事務調査で見ていただいたように煩雑にならざるを得ないような施設ということで、言うなれば仮置きというような形の中で置かせていただきましたから、きちっとした管理ができるという意味では、それぞれ公共施設の有効活用を含めてですね、それぞれ地帯別に、言うなれば川を合わせて東側、西側ということで、それぞれ必要な防災資機材をきちっと管理するということで、それでその管理する建物がないということで、今年コンテナをですね２機購入させていただいて、それぞれ管理させていただいていますが、先ほど主幹のほうから答弁させていただいたように、そこにまた浸水区域にない東児童館、今の向陽町のとこ

ろにですね、それぞれ合わせて、その資機材を移動しながら管理をしていくということでありますので、決して二転三転してあちこちに行くということではありませんので、きちっとした恒久的に管理できる、そういう環境をですね整えていくということでありますから、それは何の報告もないということではなくて、しっかりとしたそういう管理ができて、決定した時にはまた防災のあり方について、それはきちっとまた

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　私語は慎んでください。

○町長（高橋正夫）　ぜひ、その辺については理解していただいて、決してあっちこっち思い付きでどこかというような、そういうようなことで資材を置いているということはないことをしっかり理解していただきたいと思います。

また、所管事務調査でそれぞれ調査いただいた分につきましては、私どもが議会で指導いただくこととか、何か保留するといった意味で説明しているわけではありませんので、その辺も含めてあくまでも仮置きからこういうきちっとした恒久的にできる管理の仕方を今回の中で議決をいただければ、そういう活用をしていくということに、それぞれ担当課同士のですね、話の中で進めさせていただくということでありますので、御理解いただきたい。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　先ほどの説明では、対象児童は日平均１名という話だったと思います。それで同じ方でも１名か、その実人数ですね、実人数が何名の方が利用されているのかということと、栄町児童館へ移転していくという形なのですけども、移行していくという形なのですけども、健康なお子さんの足であれば距離的なものは、私はあまり問題ないと思っているのですけども、いずれにしても当然保護者の方に説明したり、意見聞いたりはされていると思うので、その経過について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次）　お答えいたします。

１日平均１名ということなのですけども、栄町は４月から２月まで８８４人、東町は４月から２月まで２１６人、開館日を人数で割りますと１名ということになります。

子どもの足で確かに栄町に１カ所に集約するということは、一番理想は町の真ん中にあることがいいかと思うのですけども、利用の人数等を考えまして、こちらとしても栄町に集約をしたい。議決いただいたあと、当然地域にも広報にもお知らせをしながら、東児童館の玄関には看板を張りながら、周知を徹底をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　議決したあとに説明するという考えで進んでいるということなので、そういう考えだということが今わかったのですけど、議決する前に相談すべきだったのではないかなという気はするのですけど、その辺さっき伺ったのは現時点では保護者とか利用者個人の意見も含めて聞くような機会というのは設けていなかったのです

か。

○議長（高橋利勝）　大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次）　お答えいたします。

子どもの子育て会議の中には、学校、ＰＴＡ、子育て団体等が入っておりますので、その団体の長の方には１月最終の子ども子育て会議の中では御理解をいただいて、まだ当然決定ではありませんので周知はできない、町内会にも御相談を申し上げております。来ている子どもたちの行き場ということも、担当の先生方とも打ち合わせをしながら居場所の確保をしていきたいと考えております。

議決いただいたあと、広報、張り紙等で周知を徹底していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１４号本別町児童館条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号本別町児童館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第１５号

○議長（高橋利勝）　日程第２　議案第１５号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　議案第１５号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第８期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業に要する費用を賄うため、介護保険料を改定するものです。

第８期の介護保険料につきましては、第１号被保険者の減少及び後期高齢者数の増加により要介護認定者の増加に伴うサービス利用料の増加が見込まれることから、介護保険準備基金から１，９００万円を取り崩し、第７期より３００円増の６，２８０円といたしました。

また、国の課税所得者の保険料段階の基準所得金額が引き上げられることから、本町の第７段階の所得限度額を２００万円未満から２１０万円未満に、第８段階の所得限度額を３００万円未満から３２０万円未満に改正いたします。

それでは改正条文の朗読をもって提案に変えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本別町介護保険条例平成１２年条例第２５号の一部を次のように改正する。

第４条第１項中、平成３０年度を令和３年度に、令和２年度を令和５年度に改め同項第１号中３万５，８８０円を３万７，６８０円に改め、同項第２号中４万４，８８０円を４万７，１６０円に改め、同項第３号中５万３，８８０円を５万６，５２０円に改め、同項第４号中６万２，７６０円を６万６，０００円に改め、同項第５号中７万１，７６０円を７万５，３６０円に改め、同項第６号中８万６，１６０円を９万４８０円に改め、同項第７号中９万３，２４０円を９万７，９２０円に改め、同項第８号中１０万７，６４０円を１１万３，０４０円に改め、同項第９号中１２万２，０４０円を１２万８，１６０円に改め、同項第１０号中１３万６，３２０円を１４万３，１６０円に改め、同条第２項中平成３０年度を令和３年度に、令和２年度を令和５年度に改め、同条第３項中平成３０年度を令和３年度に、令和２年度を令和５年度に、２００万円を２１０万円に改め、同条第４項中平成３０年度を令和３年度に、令和２年度を令和５年度に、３００万円を３２０万円に改め、同条第５項中平成３０年度を令和３年度に、令和２年度を令和５年度に改め、同条第６項中令和２年度を令和３年度から令和５年度までの各年度に２万１，４８０円を２万２，５６０円に改め、同条第７項中令和２年度を令和３年度から令和５年度までの各年度に２万１，４８０円を２万２，５６０円に、３万５，８８０円を３万７，６８０円に改め、同条第８項中令和２年度を令和３年度から令和５年度までの各年度に２万１，４８０円を２万２，５６０円に、５万１６０円を５万２，８８０円に改める。

１号から１０号は、令和３年度から令和５年度までの各段階における年額の介護保険料です。第１号から第３号の保険料につきましては、国の低所得者保険料軽減措置により軽減率を乗じた額となっております。第３項及び第４項は、国の所得段階基準額の変更に伴う改正です。第６項から第８項は、低所得者への介護保険料軽減で各段階の基準割合から第１段階では０．２％、第２段階では０．１２５％、第３段階では０．０５％を減額するものです。

附則、施行月日。第１項、この条例は令和３年４月１日から施行する。

経過措置。第２項、この条例による改正後の本別町介護保険条例第４条の規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による。

以上で議案第１５号本別町介護保険条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

大住議員。

○６番（大住啓一）　２点ほどになろうかと思いますが、今、細かく説明いただきました。

十勝管内の動きと言いますか、各担当課長さん方で連絡協議会ではないですけども、いろいろ連絡し合ってやっていると思いますが、ほとんどの町村でこの３月定例会で上げてくると言いますかね、そういう状況なのかというのがまず１点目。

２点目といたしましては、よくマスコミ等で、十勝で６,２００円だとか５,８００円だとか、こういうのに順番付けるのは如何なものかというのもありますけれども、今までは確か、私の記憶では大樹町に続いて２番目だったと思うのですが、今回上げたと言いますかね、料金を上がった形で行きますと、現段階でどの位置まで上がるのか下がるのか。

なぜこんなこと聞くかと言いますと、非常に介護保険、役に立つ制度かとは思うのですが、高齢者の方々もコロナで大変な時にですね、私どもも説明はきちっとしなくてはならないということなものですから、十勝で状況として、数字が固まっていなくてもこのくらいになりますよとか、こんな状況でこうなるような考えですとか、こういう状況ですというのをわかる範囲でお知らせをいただきたいということです。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

十勝の動きというところでございますけれども、こちらにつきましてはある程度固まる前ですとか、おおよそこれくらいでとかっていうようなところは、十勝振興局のほうで取りまとめもしながら、そのデータも送っていただいて、十勝の状況を把握するような形で共有はさせていただいております。

ほとんどの町でこの３月議会で新たな保険料の改定を提案させていただくということになると思いますが、３月２日現在でいただいている状況の中では、本別町は一応十勝の市町村の中では今、高いほうから２番目の状況になっております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　介護保険制度が始まって２０年になると思いますけども、２０００年の４月からだったと記憶しておりますけども、発足当初の基準額、私ちょっと調べてきませんでしたので、改めて伺いたいと思います。

ここで言う基準額の部分は現在の月額５,９８０円が６,２８０円の３００円の上昇と、ただ御説明があったとおり基金を充当しながら、値上げ幅を割いたというふうに理解しておりますけれども、その辺の発足当初の基準額がまず、それをいくらか聞きたいと思います。

それから、先ほど取り崩し１,９００万円っておっしゃったと思います。介護保険は３年間で保険料が決まるもの、３年分が決まるわけですから、この１,９００万円というのは単年度で、残りの２年間も同じように基金を充当していくという考えなのか、そこを確認したいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　御質問にお答えをいたします。

介護保険の発足当初の本別町の基準額というところでございますけども、第１期のときはですね保険料は３，０６０円、基準額は３，０６０円でございました。その後、少しずつサービス利用者の増加ですとか介護サービス自体も増えてきたというような状況もあって、基準額が上昇しているということでございます。

あと、取り崩し１，９００万円というのは、この３年間の中でこの１，９００万円を使って保険料の上昇を抑えるというような、そういう形になっております。以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　１，９００万円が単年度じゃなく３年分ということで、基金の溜まり具合でこの金額が変わってきたのでしょうけど、５，０００万円を目標に基金を溜めてきたというふうに思っていますけども、なかなかそこまでいかなかったということなのかなということを、確認をしたいと思います。

それと、この間被保険者の所得は上昇というよりは特に年金の方ですね、手取りはどんどん下がっているのではないかというふうに思うのです。それで先ほど発足当初が基準額で言えば３，０６０円だったものが、今回倍以上の６，２８０円という提案なので、この間の被保険者の生活の状況というのは、負担に応じて介護保険の利用がしやすくなったとか、そういうような状況ってあったのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１０時２９分　　休憩

午前１０時２９分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　まず１点目はその基金の状況と保険料の関係というような意味合いかなというふうに捉えたのですけれども、やはりその介護保険料は３期、３年間分を皆様から納めていただくということで、あまりその残しすぎてもその時払った人が恩恵を受けられないということもありますので、あまり集めすぎてもいけないし、しかし足りなくなると次の人たちに負担がかかるというところでは、保険料と給付のバランスを見ながら設定をしていかなければならないというふうに考えております。

今回１,９００万円を取り崩すということにした背景といたしましては、基金の状況を申し上げますと元年度の決算後の基金というのが６,５７６万円ほどでした。そのあと、令和２年度の給付費が少し足りないということで、先の３月補正の時に２,１００万円ほど基金から取り崩しをさせていただくことになります。

それに次の時の介護保険料を少し下げるために１,９００万円を使うと、今現在で給付が上がった時に対応できる部分としては、２,５７６万円ほどが基金として給付に対応できる分としてあるというような状況になります。

次の質問にあります、保険料が上がることによってサービスが使いやすくなったかというところとも関連するのですけども、この間、介護保険制度が始まって２０年の間に、

まず特別養護老人ホームは昔からありましたけれども、老健施設は介護保険制度施行と同時に１２年からスタートしております。

本別町の特徴としては、小さな町なのですけども介護保険サービス１事業１サービスがほぼ大体揃っている、町の規模によってはデイケアはあってもデイサービスがないとか、デイサービスはあってもデイケアがないですとかっていうふうに、あと訪問看護が町にはないだとかっていうようなやはり、十分なサービスを整えていない町も中にはある。ただ、本別は人口規模の割には１サービス１事業所は確保していて、必要なサービスは受けられる体制になっているのかなというふうに考えております。

また、認知症の方が増えてくるという中では小規模多機能の事業所を３カ所、この町の人口規模で３カ所あるというのは、私は結構充実しているのかなというふうに思います。そこでショートステイも行なっていただいているということでは、やはり自宅で少し見られなくなった時に短期間お預けをさせていただくですとか、利用者の方にとっては柔軟なサービス利用が可能になっているのではないかというふうに考えております。

柔軟な利用ができるということは、それだけ保険料に跳ね返ってくるというふうな仕組みになっているので、今回この金額で上げさせていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　ほかの町の同僚議員の方といろいろ話すと、今の話がまさにそのとおり出て、当初から言っている福祉の充実した町だというのは、少なくとも私の前ではそういう認識はあるのかな。ところが、制度上はやればやるほど料金負担が増えるというか、介護保険料が上がらざるを得ないという制度設計ですから、せっかく充実しても、これ以上言ったら討論になりますね。そういう経過があったというふうに思っていますが、先ほど伺ったのは発足当初、あるいはそれ第一期、第二期あたりくらいまでの今充実したサービスを設計してやってきたと思うのです。それで当然恩恵を受けた方もいっぱいいらっしゃると、必要な方もいっぱいいらっしゃったという認識なのですけども、それ以後の５回、６回の介護保険料の改正があって、基本的には少しずつ上がってきているという状況で、当初から２倍になっているという経過があるのですけど、先ほど伺ったのは、こういう経過の中で保険料が増額することによって、新たなサービスをもう１つ増やせたとか、そういうような経過があったのですかということを聞いたつもりなのですよ。

同じサービスを維持するために保険料上げてきたということだと半分思っていますけども、そういう経過も合わせてあったのかということを聞いたつもりなので、申し訳ないです。そこをお願いします。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　失礼いたしました。

保険料を上げたことで、新たなサービスの増があるのかというところでございますけれども、この保険料が上がっている要因といたしましては、新たなサービスが増えたから上がっているということではなく、まず保険料を納めていただく第１号被保険者の方の人口が減っているということは、頭数が少なくなると一人当たりの負担が大きくなる

というようなところがあります。

それともう１つは、やはり人口構成的に同じ６５歳以上でも後期高齢の方の人口が増えているという、まだ７年くらいは増えるという状況がありますので、そうなりますと介護認定を受ける方の割合が増えてくるので、新しいサービスというよりもサービスを使う方が増える、パイも少なくなるということとサービスを使う方が増えるというところが上昇の大きな要因でないかと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

柏崎議員。

○２番（柏崎秀行）　間違いだったらすみません。

条文の一番下の段に、５万２,８００円に改めると書いてあります。私、聞き間違えていたら本当に申し訳ないですけど、５万２,８８０円と聞き取れたのですよね。これもし、会議録等で訂正になると、また議決云々で面倒くさくなるので、ここで確認だけしておきたいなと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　大変失礼いたしました。

私、提案の中で５万２,８８０円と言っていたのですね。正しくは５万２,８００円です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

方川議員。

○９番（方川一郎）　先ほどから基金の関係もあったのですけれども、１,９００万円取り崩すというか、そこを充当して、これは介護保険料にしたら２００円程度、あるいは介護給付費の関係でいくと３００円くらいは上がるのだろうという予測になっています。

基金の関係で言いますとまだあるわけでして、１,９００万円に落ち着いたというか、そこで留め置く理由、あるいはまたもう１,０００万円ほどすれば給付費と大体トントンのところいくような感じもするのですけども、そうした議論はなかったのでしょうか。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　保険料とその基金残高の関係のところは担当レベルでも理事者を含めても何回か協議をさせていただきました。

やはり基金をゼロ、全部取り崩して保険料を下げるということも考えてはみましたけれども、そうすると６,０００円ちょっとくらいのところで収まるのかなと。ただ、そうなった時に、もし８期期間中に見込みよりもサービス料が増えた時には崩すものがないので、北海道の基金から借り入れをしなければならなくなります。

そうしますと、今度９期の保険料にその借り入れた分が上積みされるということと、あとはもう９期の時は取り崩すものが何もないので丸々跳ね返ってきてしまうということも考えました。

どれくらいの基金があるのが妥当なのかというところですけれども、運転資金、介護保険の給付を一応円滑に行なっていくためには２,０００万円ちょっとくらいがあると何とかなるかなというようなそういう判断で今回はこの金額にさせていただいています。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　議案第１５号本別町介護保険条例の一部改正について反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。今回の保険料率の改定に関しては、被保険者の負担増が繰り返されてきたし、先ほどの議論のとおりですね、サービスの内容とか、質という言葉は使いませんけど内容の充実したとした経過ではなく、むしろニーズ的なものもありますが、サービスの維持ということで町村としては最大限の努力、先ほどもあったとおり１,９００万円を基金を取り崩して値上がりを抑える努力しているということは高く評価できることだと思っております。ただ現時点ではコロナ禍の中です。コロナの中にいます。コロナの状況の中で、この中でさらに高齢者の被保険者の負担を増やすという中身については、これは町だけではもちろんできないことは十分承知ですが、これに対してよいよという話にはならないというふうに思います。そもそも最大の問題は国が新しい老人保険から移った介護保険制度で、国の負担が大幅に減らされたということが一番の起因だというふうに思ってますけども、町村の議会の意思としても、また住民の意思の代弁としても今回の負担増に繋がる介護保険料の増というのには反対の意思を明確にしたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで討論を終わります。

これから議案第１５号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成者９人、よって起立多数です。お座りください。

従って議案第１５号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第１６号

○議長（高橋利勝）　日程第３　議案第１６号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　議案第１６号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営の基準等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は令和３年１月に国の基準省令が改正され、事業所の運営において、介護現場の業務の効率化、感染症や災害への対応力強化、自立支援重度化防止の取り組みの推進などの基準が追加されたことから、条例の題名を本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に改めるとともに、本条例に改正関連事項を追加し、章、条、項、号及び字句の整理を行なっております。

それでは改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。なお括弧書きの朗読は省略させていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　ただ今説明省略という声がありましたが、賛同者もおりますのでそれでは案文の説明については省略させていただきます。

これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１６号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第１７号

○議長（高橋利勝）　日程第４　議案第１７号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）

議案第１７号本別町指定介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の

説明を申し上げます。

今回の改正は、令和３年３月３１日までとしていた指定居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とする要件の経過措置期間が延長されるとともに、やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員が管理者になることが可能となったこと及び令和３年１月の国の基準省令の改正において介護現場の業務効率化、感染症や災害への対応力強化、自立支援重度化防止の取り組みの推進が加わったことから必要な事項の追加を行なっております。

それでは改正条文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。なお括弧書きの朗読は省略させていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　ただ今案文説明の省略という声がありまして、賛成がありましたので案文の朗読については省略させていただきます。

質疑ございませんか。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　議案の１ページ目の１番下の段です。ただしのところなんですが、主任介護支援専門員の確保が困難な時は介護支援専門員を管理者とすることができるという趣旨だというふうに読み取れますが、この違いとかあえてこういうことを規定するということの意味というかその内容についてですね、もう少し詳しく教えてください。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは質問にお答えいたします。

居宅介護支援事業所と言いますのは、介護認定の方のケアプランを作成する事業所であります。事業所には１名管理者を配置することになっておりまして、これまでその１名の管理者というのは介護支援専門員のどなたかが管理者であればよかったのですけれども、ケアマネジメントの質を高めるような観点から、平成３０年度の制度改正におきまして、管理者につきましては主任介護支援専門員を配置するというふうになりました。

主任介護支援専門員といいますのは、キャリアが５年以上あってそれでしかるべき研修を受けて、その研修を終了して道のほうに登録をするというような形になっておりまして、そういうある程度キャリアがあって職員を指導できる人が居宅介護支援事業所の管理者になりなさいということが３０年度に義務付けられたのですけども、その経過措置として、なかなかすぐにそういうキャリア５年以上のケアマネ、介護支援専門員を確保できない等々のいろんな事情があったということでこの３月までの間経過措置となっておりましたが、介護現場の人材不足というところは介護現場だけではなくてケアマネ業界も同じような状況がありまして、確保が出来ないというような状況においては、今現在介護支援専門員の資格で管理者になっている方については、経過措置期間がさらに伸びるという状況になったということです。以上です。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　本町においてただいま説明いただいたことが適用される状況が

あるのかということと、やはりその主任という言葉が外れるものですから、我々素人的に見ると今キャリアが５年以上とか指定の研修を受けた方が主任ということになるということなので、ちょっとどうなのかなっていうか、不安というか、それでちゃんと対応していけるのかな、責任も含めて主任じゃないということになった時の責任の処理とかそういうのがあるのかという点を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　ご質問にお答えいたします。

ケアマネジャー、ケアマネジメントの質を高めていくというところでは、小さい事業所とかで１人ケアマネジャーですと先輩から教えてもらえないだとか、そういう課題が合ってなかなかケアマネジャーとしての成長が出来ないというような問題があって、そういう中できちんとスキルを積んで、５年たって主任ケアマネジャーの研修を受けて、資格というかそういう研修を受けて登録をした方がなるというようなことになっております。本町の状況といたしましては、幸い居宅介護支援事業所におきましては、研修受けさせていただいていまして、主任介護支援専門員が管理者として配置をしておりますし、そのほか今は管理者業務はしていなくてもそれぞれキャリアを積んでいくという中では、５年たってそれなりの実績をちゃんと積んだりとか、いろんなケアマネジメントができるという状況になった時には、管理者じゃなくても主任ケアマネジャーの研修は受けていただくような形で人材育成を図ってきているところです。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１７号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第１８号

○議長（高橋利勝）　日程第５　議案第１８号本別町国民健康保険病院事業の設置及び

管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野国保病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸）　議案第１８号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、耳鼻咽喉科医師の退職に伴います耳鼻咽喉科廃止のための条例改正を提案するものでございます。

それでは改正条文をご説明させていただきます。なお、条文中の括弧の朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例平成１２年条例第１９号の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第６号を削り第７号を第６号とし、第８号から第１０号までを１号ずつ繰り上げる。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１８号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１０時５７分　　休憩

午前１０時５７分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

申し訳ありません。確認が抜けていましたので改めて。

したがってただいま異議なしと認めていただきましたので、したがって議案第１８号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案の

とおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前１０時５８分　　休憩

午前１１時１５分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第６　議案第１９号

○議長（高橋利勝）　日程第６　議案第１９号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　議案第１９号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬及び災害出動時等の費用弁償を改定することに伴い、条例を改正する必要が生じたことから提案するものであります。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例。

平成２７年条例第２７号の一部を次のように改正する。

別表１中、５万７，０００円を６万円に、４万１，０００円を４万４，０００円に、３万７，０００円を４万円に、３万円を３万２，０００円に改める。

これは消防団員の年額報酬の額について、それぞれの階級に応じて定められております額を５万７，０００円とありますのは分団長でございますが、５万７，０００円を６万円に、４万１，０００円とありますのが部長でございますが、４万１，０００円を４万４，０００円に、３万７，０００円とありますのが班長でございますが３万７，０００円を４万円に、３万円とありますのは団員でございますが３万円を３万２，０００円に改定するものです。今回の改正により報酬額は十勝管内の他町村消防団の最高額と同額となります。なお、団長及び副団長、副分団長につきましては、現行の報酬額が管内の最高額と同額でありますので、今回改定は行なわないことといたしました。

別表２中、４，８００円を６，０００円に、３，７００円を５，０００円に改める。

これは団員が災害出動、訓練、警戒等の職務に従事する場合において、それぞれの区分に応じて費用弁償を支給するものでありますが、災害出動手当の額について４，８００円を６，０００円に、訓練、警戒及びその他出動手当の額について３，７００円を５，０００円に改定するものであります。

附則、この条例は令和３年４月１日から施行する。

以上、議案第１９号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

大住議員。

○６番（大住啓一）　２点ほどになろうかと思いますがお聞きいたします。

日夜日々本別町民の方々のために、誠意を持ちながら消防の活動をしていただいている方々には敬意を表させていただくとともに、これからも町民の皆さんの財産を守っていただくということでの本当に熱い想いでございます。従いまして今説明の中で、管内最高額と言うことでございますけれども、年額５万６万ということになればですね、これは本当にそれだけ大変なお仕事をしている中で、やはりもう少しなんて言うんでしょうかね、倍くらいになっても構わないのではないかと私は思うんです。それで、１個１個の役職による上がる単価はわかりましたけれども、例えばですが令和２年当初の影響額と言いますか、予算組んでいる額が団員なんぼでいくらだと、今回これに４月１日から適用するとしてですね、条例が通ったとして適用するとして俗に言う影響額としてなんぼ増えますというのを２点ほどになりますけども考え方とその影響額の差額と言いますか、それをお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝）　上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司）　今回の改正に当たりまして、十勝管内の現状それから改正状況そういうものをもとにしまして金額の改正を行なったところでありまして、年報酬関係につきましてはそういった団員さんとの話の中で管内の最高額に統一するとそういった見直しの要望となったところであります。それから、令和２年度の当初予算に関する影響額でございますけれども、年額報酬につきましては総額になるのですけれども、２０万１，０００円の増額になります。それから費用弁償のほうにつきましては、３３７万３，０００円の増額になります。以上でございます。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　私の質問が大変悪かったかと思うんですが、３００万円増額２０万円増額というのはそれは増えるの当たり前なんです。私が聞きたかったのは、去年消防団の方々に係る金額がいくらでしたかという聞き方なんです。言ってる意味わかりますか。人数が変わるなら変わるで、それはいいんですよ、そういう中で十勝管内今の２回目の質問として十勝管内になったからそこでやっていただくんだという判断なのかもしれませんが、年度の途中でも構わないですから、やはり十勝管内で１番になろうがなんだろうが本別町の町民の皆さんの財産と命を守るという大変な業務についていただくとなれば、やはりあと５，０００円とか１万円上げてですね、そんな対応をしていくべきではないかと私は思うんです。もうこの部分についてはこれでいいんだと思いますけども、それで上げたとしたら、上げるとすればどのくらいの年度当初の予算で組んでいて、それから２０万円あがりました３００万円上がりましたという話を聞きたかったということなんです。

私の質問わかりますか。わからないんだったらもう一回言いますけども。他の人わからない。言ってる意味わかります。わかんないの。なんでわかんないかな。もう一回言いますか。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１１時２３分　　休憩

午前１１時２５分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司）　令和２年度の当初予算ですけれども、年額報酬につきましては当初予算３３３万3,０００円。これを改正案のほうにしますと３５３万4,０００円。で、２０万1,０００円の増額になります。費用弁償のほうでございますけれども、令和２年度の当初予算でいきますと、1,０５９万1,０００円。改正案で計算いたしますと1,３９６万4,０００円。３３７万3,０００円の増額となります。それからこの金額の関係でございますけれども、団員とのお話の中でも管内の金額それを参考に話し合いをさせていただきまして、今回の金額ということになりました。それで改正の時期につきましても令和３年の４月ということで、団員のほうもそういった中身で理解しているところです。以上です。

○議長（高橋利勝）　大和田副町長。

○副町長（大和田収）　先ほどの質問で年度途中でも改定はしないのかというふうなお話かと思います。今回の改定につきましては、消防署長のほうからもお話があったとおり、年額報酬についてはもう２２年間上がっていないという部分がありました。十勝広域消防になって丸５年がたちまして、そういう関係があっていろいろと団員の中でも協議をしていただいて今回このような改正をさせていただきました。やはり団員も幹部の方もおっしゃっているのは、やはり最高額、十勝管内の平均よりもやっぱり一番よいところ最高額でやっていただきたいと、そういうことで希望もありましたので協議をした中でこういう形になりました。年度途中でという形は今のところ考えてはございません。なぜかと言いますと、やはり１年間協議をした中で今年の４月からこれでやりたいと御意見ありましたので、そちらを尊重しておりますので年度途中での改定は今のところ考えておりません。以上です。

○議長（高橋利勝）　大住議員。

○６番（大住啓一）　総務課主幹の消防署長という肩書もあるかと思いますが、前段の私の質問が悪かったかもしれません。当初いただいた数字はかみ砕いていただくと合うと思います。私が聞いたのは端的に予算がなんぼでなんぼ増額したかという難しく考えなくて結構だと思います。質問の仕方も悪かったかと思いますが、今副町長のほうから補足でありました。年度の途中で、それはもうお役所ですからそのくらいの答弁が当たり前の答弁だと思いますが、私が言っているのは十勝の中で広域消防が出来ていろいろな情報、横の連絡もとれると、それで横並びも結構だと思いますが、その町その消防団の成り立ち、広域消防になって５年もたって、町村の境まで消防で行ったり救急車で行ったりとするということになればですね、これは人口が減ってきて若い方がいない中で大変な中だと思うんです。これは年度の途中でどうしても変えれというようなことで申し上げているんではなくて、絶えず幹部の方々、消防団長の方々とか勇足消防の分団長、

仙美里の分団長の方々と、絶えず膝を交えてですね、そういうことも含めてやっていくと、それは当然団員の方の福利厚生、議会の質問でも出ておりますけども、福利厚生も大事ですけれども、下世話な言い方をしますけども、やはり報酬というのは少ない中でも気持ちの入ったことが必要ではないかと思いますので、年度の途中で組み換えするというのは大変な事かもしれませんが、お話をしていくというのは出来ることだと思うので、それはどのようにお考えなのか、最後３回目ですのでその辺のお知らせをいただきたい。

○議長（高橋利勝）　大和田副町長。

○副町長（大和田収）　団員の報酬の改定につきましては、今回だけではございません。私どもやはり本別消防団員の皆さんの今の活躍は本当に議員おっしゃるとおりだと私は思っております。その中ではやはり幹部会、団員皆さんとお話しながらですね、十勝にいる今の年額報酬の位置、そういう部分を鑑みながらやはり今後しっかりとそういう部分についてはしっかりと協議しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

篠原議員。

○５番（篠原義彦）　３点くらい質問したいと思います。

まず出動時の費用弁償で非常出動費と訓練とありますけど、訓練は前もってわかって年に何回かあると思いますけどこれが年に何回くらいあるのか。その非常出動時の上げ幅、もうちょっと見直してもいいかと思います。というのは非常出動時はサイレンが鳴ればお菓子焼いていてもそれを投げていかなきゃならないと。そういうことも考慮してやっぱりもうちょっとみてもよいかと思います。この上げることによって団員の確保がどうなるのか。十分な確保ができるのかどうかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１１時３１分　　休憩

午前１１時３２分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司）　それでは団員の訓練の回数でございますけれども、大体１５回から１８回くらいとなっております。

それから災害出動の増額の関係でございますけれども、こちらも管内の状況ですと、改正状況それを参考といたしまして平成２８年の４月から消防広域化がなっておりまして、それ以降管内で９の消防団が改正を行なっておりまして、一番近い改正令和２年の４月ですけれども、管内で３つの町の消防団が改正を行なっておりまして、その金額と同額に合わせた形となっております。それからこの改正によりまして、団員の増加、入団関係に関してでございますけれども、団員との会議の中でもこういった増額については新入団員の勧誘時の入団促進効果に繋がるのではないかとそういったことも話し合いの中で出ております。以上です。

○議長（高橋利勝）　篠原議員。

○５番（篠原義彦）　報酬のほうはおいおい団員の皆さん方と協議して、理事者とも協議して年々やっぱり満足とまではいかんけども出ただけの値のある金額にしてもらえればよいかと思います。団員の確保について、それぞれの事業所からも出ていると思いますけども、役場の若い方ここに出るってことにならないのか、なれるのかその辺お伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　大和田副町長。

○副町長（大和田収）　前段部分につきましては今後とも団とは協議をしながら進めてまいりたいと思います。後段の役場職員の団員についてでございますが、やっぱり非常時になりますとやはりうちの職員も招集をかけてそれなりの対応をせざるを得ないという部分があります。過去に一度協議をしたことがあるんですけども、やはり本部のほうの仕事をしっかりやってもらうとそういうことがありまして、現在のところは消防団員としてのことは考えておりません。以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで討論を終わります。

これから議案第１９号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第２０号

○議長（高橋利勝）　日程第７　議案第２０号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第２０号町道の路線廃止について提案理由の説明を申し上げます。

今回は一路線の廃止を提案しております。本路線は昭和４５年３月に町道認定を行ない、美里別中央幹線道路から地域で管理をしている拓農水源地までの道路であります。現在は一般交通利用としての必要性がなく、また地域からの要望もありましたので、このたび路線廃止を提案するものであります。

提案内容でありますが、道路法第１０条第３項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

廃止する路線、路線番号３６４、路線名拓農水源地道路は起点から終点までの総延長３３８．００メートルの全路線を廃止するものであります。以上、町道の路線廃止についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで討論を終わります。

これから議案第２０号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第２１号

○議長（高橋利勝）　日程第８　議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算についてを議題とします。

初めに、令和３年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

大和田副町長。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午前１１時３９分　　休憩

午前１１時３９分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

大和田副町長。提案理由の説明を。

○副町長（大和田収）　それでは私から令和３年度本別町各会計の予算編成の考え方及び大綱についてご説明を申し上げます。

まず先に国の財政運営について申し上げます。国は、令和２年７月に閣議決定の経済財政運営と改革の基本方針２０２０において、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営の考え方として、休業者や離職者をはじめ、国民の雇用を守りぬくことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行ない、あわせて新たな日常の実現に向けた動きを加速する為、新型コロナウイルス感染症緊急経

済対策などを速やかに実行するとともに、内外の感染状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて臨機応変かつ時機を逸することなく対応するものとしております。また、地方行財政については国の取り組みと基調をあわせた歳出改革などの加速、拡大、地方交付税制度を初めとする地方行政改革などこれまでの取り組みを引き続き着実に実施するとされたところであります。９月に公表されました総務省の概算要求では、地方交付税について、本来の役割であります、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとしたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、交付税原資である国税の大幅な減収が見込まれることから、平成３０年度以来、３年ぶりの減額要求となり、この減額分を交付税の代替財源であります臨時財政対策債で補てんして確保するという借金に依存する内容となったところです。こうした状況の中、今年１月に閣議決定されました令和３年度地方財政計画において、地方団体における通常収支分の財政規模は、８９兆８，０６０億円、前年度に比較して１．０％の減とされたところでありますが、普通交付税交付団体ベースでの地方税や地方交付税などの一般財源総額は６１兆９，９３２億円、対前年比０．４％の増となり、一般財源総額実質同水準ルールが守れた結果となりました。

主な内訳といたしましては、歳入では地方税、地方譲与税はコロナ禍の影響により全体で８．３％減と見込まれております。地方団体の主要財源である地方交付税につきましては、交付税原資である国税収入の落ち込みから、減少になると想定されていたところでありますが、結果といたしまして、１７兆４，３８５億円、対前年度８，５０３億円、５．１％の増となったところであります。歳出ではまち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費が昨年同額での計上、新たに地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地域デジタル社会推進費２，０００億円の創設、また近年の災害激甚化頻発化対応として地方団体が引き続き防災減災国土強靭化対策に取り組むことができるよう、緊急自然災害防止対策事業費、緊急防災減災事業費の期間延長、対象事業及び事業費の拡充が図られたところであります。こうした状況を踏まえ本別町の令和３年度の予算編成にあたりましては、新年度予算の重点といたしまして、第７次本別町総合計画及び町が策定しております各種計画を基軸に捉え、優先度の高い子育て支援、地域包括ケアの推進、空き家対策など町民生活に密着したソフト事業にも配慮し、あわせて予算の重点化効率化を図り財政基盤の安定に努めたところであります。なお、９月２２日任期満了になります町長選挙が執行されることから、主に義務的経費及び計上的な経費を計上し、行政の継続性や緊急的な課題への対応などに配慮する必要から計画的に実施している継続事業、国、道の補助金を活用する事業など、当初から予算措置が必要な事業につきましても経費を計上したところであります。

また、本年開町１２０年を迎え記念の年となりますが、特別な記念事業等は行なわず、特に例年実施しております開町記念式典にあわせ長年本町のまちづくりに御貢献御功績をいただいた方の特別表彰を実施する予定となっております。また、徳島県小松島市が市政７０周年を迎え、さらなる交流を深めることから本町からは小松島市記念式典への出席、小松島市からの来町には現在のところ、きらめきタウンフェスティバルが予

定されております。また、新型コロナウイルス感染症への対応、コロナワクチン接種につきましては国の予算措置と歩調をあわせ、切れ目なく進め、地域経済対策、感染症対策に努めるとともに、ワクチン接種には町民の皆様にスムーズに接種できるよう取り組んでまいります。

それでは各会計の概要について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の２０６ページをお開きください。

本別町予算総括表、１番下の合計欄ですが、一般会計と６特別会計、２企業会計の予算総額は１１６億３９４万３,０００円で対前年比０.８％の減となります。上段の一般会計は６７億７,０８３万１,０００円で対前年度１億２９７万３,０００円、１.５％減となります。

特別会計は国民健康保険は主に保健加入者減少などに伴う保険給付に係る交付金拠出金などが減額となる見込みから、３,６７４万３,０００円、３.３％の減、後期高齢者医療はほぼ前年並みの計上、介護保険事業は介護サービス給付費が増額となる見込みから４,１２８万４,０００円、４.１％の増、介護サービス事業は特別養護老人ホームの人件費減などにより１,８６１万３,０００円、４．７％の減、簡易水道はほぼ前年並みの計上、公共下水道は汚水環境施設機器更新工事の実施、終末処理場機器更新工事及び合併処理浄化槽新設工事の実施などにより５,２２９万６,０００円、１１．６％増となります。

企業会計では水道事業会計の資本的収支の増は、浄水場機器更新工事及び上水道第２取水施設改修工事及び給水連絡管減圧施設整備工事の実施などによるものです。

病院事業会計の資本的収支の減は、電話交換機設備更新工事及び電子カルテ追加システム整備の完了などによるものであります。

次に、予算書の９ページをお願いいたします。

１、総括歳入でございますが、右端の比較欄の増減の大きいものについてご説明いたします。

１款、徴税の総額は９億３,０３８万円の計上で対前年度１,６１２万８,０００円、１.７％の減となりますが、内容は町民税の個人所得割が対前年度８４７万４,０００円、２.５％の増、法人税割が１,４０２万４,０００円、３３.１％の減を計上しております。

その他町税では、固定資産税が対前年度７４２万１,０００円、１．７％の減、軽自動車税は前年並み、町たばこ税は対前年１０７万４,０００円、１．９％の減を計上しております。

２款、地方譲与税２,０２４万２,０００円、１２．５％の減で、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税が前年度決算見込み及び地財計画によるものであります。

８款、環境性能割交付金１,７６６万２,０００円、６４．５％減で前年度決算見込み及び地財計画によるものであります。

１０款、地方交付税は、対前年度８,１３８万５,０００円、２．９％の増を見込んでおります。総務省の地方財政対策では総額で５．１％の増となっておりますが、本町の普通交付税の算定に当たりましては、地財計画伸び率を参考とし、公債費の算入額など

を精査した上で推計し、前年度決算比では０．１％の増といたしました。

次に、１２款、分担金及び負担金対前年度３８５万２，０００円の増額は道営畑地帯総合整備事業の受益者分担金の増額。

１４款、国庫支出金８７８万３，０００円の減は、道路メンテナンス事業補助金の減が主なものであります。

１５款、道支出金４，３５６万円の増は道営畑地帯総合整備事業に係る農業経営高度化支援事業補助金及び農地耕作条件改善事業補助金の増が主なものであります。

次に、１８款、繰入金１億１，８９７万８，０００円の減は財政調整基金対前年８，０００万円、減債基金対前年４，０００万円の減が主なものであります。

２１款、町債６，０１９万２，０００円の減は、防災行政無線更新工事１億８，１５０万円の減が主な要因であります。今後とも計画的に起債の発行に努めてまいります。

次に１０ページ１１ページの歳出をお開きください。

これにつきましも比較欄の大きいものについて説明をさせていただきます。

２款、総務費対前年度１億８，７７６万４，０００円、１６．８％の減は、衆議院議員総選挙費８２２万１，０００円の増、町長選挙費６３１万円の増となりますが、防災行政無線のデジタル化更新工事事業１億８，１５０万円の事業完了などによるものであります。

３款、民生費対前年度１，２５８万３，０００円、１．０％の減は介護給付訓練など給付費１，９５４万８，０００円の増となりますが、社会福祉協議会の補助金として一般分３，４９７万３，０００円の減、介護サービス事業特別会計繰出金介護老人福祉施設事業費１，９６２万５，０００円の減などによるものであります。

４款、衛生費対前年度１，４７８万２，０００円、１．６％の増は、病院事業会計において出資金１，８５２万５，０００円の減となりますが、負担金補助及び交付金４，７０５万円が増となるなどによるものであります。

６款、農林水産業費対前年度６，７４８万円、１１．６％の増は、道営美蘭別地区営農用水事業１，３０４万５，０００円の増、未来につなぐ森づくり推進事業１，３１６万２，０００円の増、民有林造林促進事業１，２３２万８，０００円の増などによるものであります。

次に、９款、消防費３，８２６万３，０００円、１４．１％の減は高規格救急車両購入事業の完了などによるものであります。

次に、１０款、教育費１，９４９万９，０００円、３．５％の増は、スクールバス購入事業などによるものです。

次に、投資的経費でありますが、一般会計で１０億７，２３０万５，０００円対前年度４，５８１万２，０００円、４．１％の減。うち補助事業分は５億９，０７６万６，０００円前年度比１１．５％の増となります。これに前年度からの繰越明許分、６２５万９，０００円をあわせますと、総額では１０億７，８５６万４，０００円となり対前年度５，２０９万５，０００円の減となります。当初分の特別会計、企業会計を含めました投資的経費の総額は１２億８，３８３万８，０００円となります。

次に、基金の繰入額は新規就農者など支援事業、地域農業支援事業、営農指導対策協議会補助などに農業振興基金から２，６８６万７，０００円。保育料軽減事業、学校給食費多子対世帯軽減事業、介護人材確保対策事業、福祉有償運送運営、それと本町の初の取り組みでありますふるさと納税型クラウドファンディングによる本別公園再生事業などに個性あるふるさとづくり基金から５，０００万円をそれぞれ運用を図ってまいります。基金の令和２年度の見込みは当初の取り崩し額に対しまして、全額を積み戻すことができない状況であります。以上が令和３年度の概要でありますが、本町の未来を見据えた事業や緊急の諸課題、積極的に取り組み町民生活に密着した事業の推進と町民生活の安定に全力を傾注した予算編成となりました。

一方町財政は令和２年度におきまして、普通交付税及び臨時財政対策債あわせると令和元年度比２．９％増となったところですが、令和３年度当初予算における地方交付税の歳入に占める割合が対前年比１．８ポイント増加し、本町の財政環境は厳しく、さらなる財政運営の効率化が求められますが職員一丸となって努力してまいりたいと考えております。以上大綱の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩をいたします。

午後　０時０１分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和３年度本別町一般会計予算の提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について提案内容のご説明を申し上げます。

ただいま副町長より予算の大綱につきましてご説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により主な事務事業について御説明をいたしますのでご了承願いたいと存じます。

それでは予算書の１ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

予算総則でございますが、令和３年度本別町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６７億７，０８３万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第１表歳入歳出予算による。

債務負担行為第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第２表債務負担行為による。

地方債第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第３表地方債による。

一時借入金第４条、地方自治法第２３５の３第２項の規定による一時借入の最高額は１０億円と定める。

歳出予算の流用第５条、地方自治法第２２０条第２項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。以上でございます。

それでは次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

各科目に渡ります１節の報酬、２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費については、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

２０７ページをお開きください。

１、特別職に係る給与であります。本年度の欄をごらんください。長等は３人、町長、副町長及び教育長であります。議員は１２人でその他の特別職は４４９人、計が４６４人で報酬から共済費までの総額は１億４１５万７，０００円で前年度比較４４５万円の減となっております。

２０８ページをごらんください。

２、一般職でありますが、職員数は前年度より７名増の１３９人で、括弧内の職員数は会計年度任用職員の内パートタイム職員の人数を外書きしたものであります。

報酬１億３，４９０万１，０００円、給料４億７，５６２万円、職員手当３億９，１６１万２，０００円、共済費２億１３２万２，０００円で、合計は１２億３４５万５，０００円となり前年度比較２，０７２万９，０００円、１．７％の減となっております。

増減の主なものといたしましては、２０９ページになりますが、給料では、一般職員の昇給による６２５万７，０００円の増、採用、退職等の人事異動等による５０３万７，０００円の減、職員手当では超過勤務手当が各種選挙による３１２万６，０００円の増、期末手当が制度改正、支給率改正による１８５万５，０００円の減が主なものとなっております。

以下職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の状況については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の５０ページ、５１ページをお開きください。

歳出でありますが、各科目の給与費等の説明は、省略をしてまいりますのでご了承願います。

先ほど副町長からもご説明申し上げましたが、令和３年に本町は開町１２０年を迎えますことから、関連経費を当初予算で計上しております。

主なものでございますが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１節報酬中、１番目の功労者選考諮問委員会委員１４万４，０００円、７節報償費中、記念品代、開町記念式典８８万円、表敬訪問記念品４万円、このページの１番下にあります８節旅費、普通旅費３４０万３，０００円の内、友好都市であります徳島県小松島市が市政施行７０周年を迎えますことから表敬訪問、記念式典参加旅費４名分で６４万７，０００円。

５２ページ、５３ページをお開きください。１０節需用費中、消耗品費、開町記念式典

１２万４，０００円のほか、１番下の１１節役務費中、次のページをお願いします。広告料８０万円の内５５万円など、総額で３１４万４，０００円を計上しております。

５０ページ、５１ページへお戻りください。

７節報償費中、下から２行目のふるさと納税記念品代２，４００万円は、返礼品代として寄付金見込み額８，０００万円の３０％を計上しております。

５６ページ、５７ページをお開きください。

１７節備品購入費中、施設等備品放送設備３万２，０００円は北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、議会本会議場音響設備及び音声配信設備の更新を行なうものであります。

５８ページ、５９ページをお願します。

上段の２目広報広聴費、１０節需用費中、印刷製本費町政要覧ほんべつ１３９万２，０００円は、開町１２０年にあわせ作成するものであります。

飛びまして、６４ページ、６５ページをお開きください。

下段の８目企画費、１節報酬中、会計年度任用職員１，３２８万９，０００円は、地域おこし協力隊として、現在の有害鳥獣捕獲推進、スポーツ推進分野に従事する２名に加え、新たに移住促進、観光振興、農林業振興に関する活動に従事する隊員４名、あわせて６名分を計上するものであります。

６８ページ、６９ページをお願いします。

１８節負担金補助及び交付金中、負担金の１番下にあります地域活性化交流推進事業５０万円は、地域交通の確保に係る市町村と十勝総合振興局との連携事業として管内交通の調査、検討、周知を３カ年で実施するものであります。

飛びまして８２ページ、８３ページをお開きください。

４項選挙費、２目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、予算総額８２２万１，０００円は現在の衆議院議員が任期満了を迎える令和３年１０月２１日までに行なわれる予定の総選挙等に要する執行経費を計上するものであります。

８４ページ、８５ページをお願いします。

３目町長選挙費は、本年改選期となります本別町長選挙執行経費を計上しております。１番下の１８節負担金補助より交付金中、選挙運動用負担金８１万９，０００円は本別町議会議員及び本別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成について公費負担するものであります。

続きまして９２ページ、９３ページをお開きください。３款民生費、２項老人福祉費、１目老人福祉総務費、次のページ９４ページ、９５ページをお願いします。

１８節負担金補助及び交付金中、補助金住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業１４４万円は、社会福祉協議会が管理する高齢者住宅等が住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として北海道知事の登録住宅となったことを受け、令和３年４月から、公募により入居する新規入居者の家賃軽減分について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、家主に対して助成するものであります。

９８ページ、９９ページをお開きください。３項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１００ページ、１０１ページをお願いします。

１２節委託料中、講師派遣業務委託料５９０万７，０００円は、令和２年度から就学前教育、保育施設に、英語を母国語とする外国人講師を派遣し、楽しみながら英語に触れ、国際感覚を育むことを目的に子ども英語チャレンジ事業を実施するものであります。

１０８ページ、１０９ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、２目母子保健費、次のページをお願いします。

１２節委託料中、業務委託料、産後ケア事業４５万１，０００円は、産後の体調不良や育児不安がある方を対象に、指定された医療機関での日帰り支援や、助産師の家庭訪問を受ける費用を助成するものであります。

１１４ページ、１１５ページをお願いします。

６目環境衛生費、１０節需用費、修繕料、火葬場１６２万８，０００円は火葬場胞衣炉の耐火物積み替えを行なうものであります。

１２０ページ、１２１ページをお開きください。

中段の５款労働費、１項、１目労働諸費、１２節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料５４１万２，０００円は冬期間の雇用対策として、勇足小学校教員住宅、美里別地区公民館倉庫等の解体業務を行なうもので、延べ１２６人の雇用創出を見込んでおります。

下段の６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、次のページお願いいたします。

１８節負担金補助及び交付金中、グリーンサポートセンター運営事業補助金３０万円は、カップリングパーティー等の交流活動を継続して取り組んでいくものであります。

同じページの２目下、３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金中、次の１２４ページ、１２５ページをお願いします。

新規就農者等支援事業、農業振興基金事業２，５０８万円の主な事業内容としては、新規就農予定者及び受入農家に対する支援策として、営農実習補助３名分、営農指導費２名分等を計上しております。

１２６ページ、１２７ページをお願いします。

５目農地費、１２節委託料中、調査設計委託料、明渠排水９７６万８，０００円は、農地耕作条件改善事業として、拓農地区明渠排水延長６００メートルの調査設計を行なうものです。

１４節工事請負費、農地耕作条件改善事業４，７６３万円は、西仙美里地区明渠排水延長２５０メートルを改修するもので、財源内訳は、道補助金３，９６０万４，０００円、地方債１，７７０万円、一般財源９万４，０００円となっております。

１２８ページ、１２９ページをお願いします。

１８節負担金補助及び交付金中、道営畑地帯総合整備事業７，９９０万円は、本別２地区の明渠排水１３０ヘクタールの整備及び本別３地区の調査設計を行なうものであり

ます。
次の６目営農用水管理費、１３０ページ、１３１ページをお願いいたします。
１８節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業負担金１億７，１０８万１，０００円は、事業期間平成２５年度から令和４年度までとなっております。本年度の事業は、道営事業費として、管路工事延長４，０００メートルで４億８，７９０万６，０００円となっております。事業費は町負担分１億７，１０８万１，０００円で、地方債が１億７，１００万円、一般財源が８万１，０００円であります。
次の７目地籍調査費につきましては、令和２年度は土木費で計上しておりましたが、農林水産業費に組替え、予算額９９０万２，０００円を計上し、住民説明会の開催など、事業着手に向けた準備を進めてまいります。
１３２ページ、１３３ページをお開きください。
２項林業費、２目林業振興費、１番下にございます１８節負担金補助より交付金中、１３４ページ、１３５ページをお願いします。
未来につなぐ森づくり推進事業補助金２，９１０万円は、前年度当初比１，３１６万２，０００円の増で、民有林の植栽９０ヘクタール、準備地拵え６０ヘクタールを実施するものであります。
次の民有林造林促進事業１，８３１万５，０００円は、前年度当初比１，２３２万８，０００円の増で、国の補助する森林整備事業に対し、森林環境譲与税を活用し森林整備事業に係る経費の一部を助成し、森林所有者の負担軽減を図るもので、人工造林９０ヘクタール、下刈り２１０ヘクタール、除間伐１０５ヘクタール等を行なうものであります。
１番下の私有林等整備事業５０３万２，０００円は、国、道補助の対象とならなった事業を対象に、森林環境譲与税を活用し標準経費の６８％を助成するもので、除伐３ヘクタール、保育間伐８ヘクタール、間伐１７ヘクタール等を行なうものであります。
下段の７款１項商工費、２目商工業振興費、１３６ページ、１３７ページをお願いします。
１８節負担金補助及び交付金中、下から２つ目にあります起業家支援奨励事業９６０万円は、前年度当初比３００万円の増で、起業化等支援３件、新製品等開発支援２件を見込んでおります。
飛びまして、１４４ページ、１４５ページをお願いします。８款土木費、２項道路橋りょう費、１目道路橋りょう総務費、１４６ページ、１４７ページをお願いします。
１７節備品購入費中、車両ダンプトラック９６６万４，０００円は、排雪及び砂散布機積載用の４トンダンプトラック１台を購入するものであります。
次の２目道路維持費、１４節工事請負費中、１４８ページ、１４９ページをお願いします。
町道補修工事１，８００万円は、町内全域で２，８５０平方メートルを見込んでおります。
次の３目道路新設改良費は、総事業費１億７，６３９万７，０００円で、前年度当初比

８２０万７,０００円の増額となっております。
別添の予算説明資料３ページをごらんください。
右側中段にございます事業説明ですが、事業路線は、町道美蘭別活込横断道路改良延長１１５メートル、町道東中西中間道路暫定土工延長３３５メートル、町道美里別川沿道路舗装延長９０メートル、町道負箙西４線道路改良延長１５０メートル、舗装延長１００メートルと補償、町道上押帯西１８号道路改良延長７０メートル、事務費を含めた総事業費１億５,７１４万円の５事業であります。
左側の財源内訳ですが、事業費１億５,７１４万円、国庫支出金９,５７８万８,０００円、地方債６,１００万円、一般財源３５万２,０００円となっております。
以下この表での説明は省略させていただきます。
予算書に戻りまして、４目橋りょう維持費、１２節委託料６,０００万円、１４節工事請負費１億５,３００万円は先ほどの別添の予算説明資料９ページをお願いします。
右側中段、事業説明ですが、道路メンテナンス事業補助、中央橋など４橋の橋りょう補修、架け替え工事１億５,３００万円、仙林橋など４橋の橋梁補修調査設計委託３,８００万円、中央橋ほか２５橋橋梁点検２,０００万円、中央橋、水道橋物価調査２００万円、事務費を含めた総事業費２億１,５５７万９,０００円となります。
左側の財源内訳ですが、事業費２億１, ５５７万９,０００円、国庫支出金１億１,１４９万６,０００円、地方債９,６３０万円、一般財源７７８万３,０００円となっております。
予算書に戻りまして、１５０ページ、１５１ページをお開きください。４項都市計画費、２目公園費、１０節需用費中、１５２ページ、１５３ページをお願いいたします。
修繕料、都市公園等８１４万円は、公園管理用機械、遊具等の修繕のほか、交通公園信号機修繕４８８万５,０００円を計上しております。
次の１２節委託料中、調査設計委託料、都市公園安全・安心対策事業１００万円、１４節工事請負費、都市公園事業、都市公園安全・安心対策事業５,０００万円は、義経公園の遊戯施設について物価調査及び遊具の整備を行なうものであります。
飛びまして、１５８ページ、１５９ページをお開きください。
９款、１項消防費、２目非常備消防費、３,５３９万５,０００円につきましては、令和２年度に出場を予定しておりました北海道消防操法訓練大会が令和３年度に順延となり、あらためて本別消防団が十勝地区代表として出場することが決定いたしましたので、関連経費２８３万９,０００円を計上しております。
１６２ページ、１６３ページをお開きください。
１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、２節給料、会計年度任用職員５２３万１,０００千円は、英語教諭１名、教育指導員１名等を配置するものであります。
１６４ページ、１６５ページをお願いします。
４目諸費、１８節負担金補助及び交付金中、１６６ページ、１６７ページの下から２つ目にあります、本別高校の教育を考える会補助金３,７７６万６,０００円は、前年度当初比２０９万円の減となっておりますが、本町における国際理解教育、英語教育の集

大成として、本別高校生の姉妹都市オーストラリア・ミッチェルへの海外研修派遣の支援として１，０５３万３，０００千円を計上しております。

下段の２項小学校費、１目学校管理費、１７０ページをお願いします。

１７節備品購入費中、車両スクールバス２，５９３万３，０００円は、平成６年度購入の車両の更新を行なうもので、中型バス４１人乗り１台を購入するものであります。

飛びまして、１８０ページ、１８１ページをお開きください。

４項社会教育費、２目公民館費、１８４ページ、１８５ページをお願いします。

１７節備品購入費中、施設等備品、会議用テーブル５９０万７，０００円は、中央公民館大ホールの会議用テーブルを更新するもので、１００台を購入するものであります。

次の３目図書館費、７節報償費、謝礼金、講演会３５万円は、本のまち夢づくり講演会として、北海道出身の歌人、穂村弘さんを講師に迎え、講演と短歌教室を開催するものであります。

飛びまして、１９２ページ、１９３ページをお開きください。５項保健体育費、２目スポーツ振興費、１９６ページ、１９７ページをお願いします。

１８節負担金補助及び交付金中、一番下にあります、スポーツイベント実行委員会２００万円は、スポーツでまちを元気にを合言葉に、２つのスポーツイベントを開催するものです。また、本町出身で札幌国際大学准教授の新井貢さんを講師に迎え講演会を開催いたします。

以上で歳出を終わりまして、１２ページ、１３ページをお開き下さい。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますのでご了承下さい。

１款町税につきましては、副町長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

１４ページ、１５ページをお開きください。

２款地方譲与税、１項自動車重量譲与税から１６ページ、１７ページ、下から２段目の９款１項地方特例交付金までは、令和２年度実績見込み及び令和３年度地方財政対策を参考に、それぞれ計上しております。

次の２項、１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金７００万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担が軽減されたことに伴い、その措置による減収額が全額国費で補填されることによるものであります。

１８ページ、１９ページをお開きください。

１０款１項１目地方交付税につきましても、先ほど副町長から説明を申し上げましたので説明省略させていただきます。

飛びまして、３６ページから３９ページにかけてでございますが、１８款繰入金、２項基金繰入金は、１７基金で総額３億１，０５５万１，０００円の繰り入れを計上いたしましたが、前年度当初と比較し１億１，８９７万８，０００円の減額となっております。

主なものとしましては、３６ページ、３７ページの１目の財政調整基金は、財源調整として前年度当初比８，０００万円の減の１億７，０００万円、２目の減債基金は、公債費償還一般財源として前年度当初比４，０００万円減の３，０００万円、５目の農業振興基金は、新規就農者等支援事業に２，５０８万円、地域農業支援事業に５０万円、農業振興基金貸付金利子補給に１６万円、営農指導対策協議会補助、新規就農・雇用就労対策に９７万２，０００円、鳥獣被害防止総合対策事業に１５万５，０００円の合計２，６８６万７，０００円を充てるものです。７目の町有林振興基金は、町有林造林事業に７００万円。

３８ページ、３９ページをお願いします。

９目の社会教育施設等整備基金は、中央公民館施設等備品、会議用テーブル購入費に５９０万７，０００円を充てるものであります。

１３目の個性あるふるさとづくり基金は、保育料軽減事業に７００万円、就学前教育、保育施設給食費助成事業に４０５万円、学校給食費多子世帯軽減事業に２１１万５，０００円、国際理解教育の充実に１，８５０万円など、合計５，０００万円を充てるものであります。

１５目のふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、地方バス路線運行維持対策費補助に４５６万円、ふるさと銀河線代替バス振興会議に４４万円の合計５００万円、１７目の森林環境譲与税基金は、町民植樹祭に５５万９，０００円、民有林造林促進事業に９９４万円、私有林造林事業に５０３万２，０００円など、合計１，５７６万８，０００円を充てるため繰り入れております。

飛びまして、４６ページ、４７ページをお開きください。

２１款町債でございますが、計の欄、総額７億２，４２８万円で、前年度当初比６，０１９万２，０００円、７．７％の減となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただき、６ページをお開き下さい。

６ページ第２表、債務負担行為。

事項、議会本会議場音響設備更新事業。期間、令和３年度から令和７年度。限度額１，４７１万７，０００円。

事項、議会音声配信設備更新事業。期間、令和３年度から令和７年度。限度額４３３万７，０００円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、土木用連絡車。期間令和３年度から令和７年度。限度額２８９万８，０００円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、林務用連絡車。期間、令和３年度から令和７年度。限度額２８９万８，０００円。

次の７ページ第３表地方債。

起債の目的、公営住宅建設事業。限度額９８０万円。一般補助施設整備等事業、限度額１，９４０万円。緊急自然災害防止対策事業、限度額４００万円。辺地対策事業
限度額９，０２０万円。

８ページお願いいたします。

過疎対策事業、限度額３億９，１２０万円。臨時財政対策債、限度額２億９６８万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、令和３年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第９　議案第２２号ないし日程１０　議案第２３号

○議長（高橋利勝）　次に、日程第９　議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし日程第１０　議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

以上２件について、提案理由の説明を求めます。

花房住民課長。

○住民課長（花房永実）　議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、令和３年度における国保運営の概要について説明をさせていただきます。

財政の根幹をなす保険税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保加入者の経済状況など先行きの不確定な要素が多いことから、減額となることを見込んでおります。なお、国保税の税率につきましては、これもコロナ禍の影響を鑑み、被保険者の負担を考慮いたしまして改定を見送ったところであります。

次に、予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、被保険者１，８８１人、世帯数９５８世帯と見込んでおります。加入割合は１月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で２８％、世帯数で２６．７％の加入割合となっております。

それでは予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億９，００６万円と定めるものでございます。

第２条の一時借入金につきましては、最高額を１億円と定めるものでございます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

歳出の合計の欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして３，６７４万３，０００円、３．３％の減となっております。

次に歳入歳出予算、事項別明細書により、主なものについて、歳出から説明させていただきます。

１３ページ、１４ページをお開きください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１８節負担金補助及び交付金の北海道クラウド３３８万１，０００円は、市町村事務処理標準システム稼働に伴う北海道クラウド参加のための負担金でございます。

次に、下段の１款総務費、２項徴税費、１目賦課徴収費、１５ページ、１６ページをお開きください。

１８節負担金補助及び交付金８１万１，０００円につきましては、十勝滞納整理機構へ１０件の依頼分を計上したものです。

中段の２款保険給付費、１項療養諸費から１７ページ、１８ページの５項葬祭費までにつきましては、全額北海道からの交付金で賄われるもので、北海道が過去３年間の実績から示した額を基に計上しております。また、６項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴うもので、全額、国の交付金で賄われるものです。

下段の３款国民健康保険事業納付金、１項医療給付費分、前年比３．９％、９１３万８，０００円増の２億４，２１２万３，０００円。

１９ページ、２０ページをお願いいたします。

２項後期高齢者支援金等分、前年比４．０％、２７６万６，０００円増の７，１１５万２，０００円、３項介護納付金分、前年比４．４％、９６万１，０００円増の２，２７０万８，０００円については、本町が北海道へ納める納付金でございます。

２１ページ、２２ページをお願いいたします。

上段の６款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費、１２節委託料中、５行目の特定健康診査３８３万５，０００円、特定保健指導１７万円、特定健診未受診者対策７２１万６，０００円は、被保険者の疾病の早期発見、早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策につきましてはハガキの送付、電話などにより健診の勧奨を図っていくものでございます。

戻りまして、７ページ、８ページをお願いいたします。

歳入でございます。１款、１項国民健康保険税につきましては、前年比６．０％、１，６６２万３，０００円減の２億５，９５４万６，０００円となっております。

下段の３款道支出金、１項道補助金、１目１節保険給付費等交付金、普通交付金６億５，７９４万円は、広域化により北海道から全額交付される保険給付費等で、療養給付費、高額療養費、出産育児諸費などの費用に充てられます。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

５款繰入金、２項１目１節基金繰入金２，９４２万６，０００円につきましては、歳入歳出不足分を国民健康保険基金から繰り入れるものでございます。

なお、２９ページ以降の添付資料、給与費明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、本特別会計の概要について説明させていただきます。

本医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行ない、特別会計の中で医療給付に関する経費が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届け出など窓口での取次ぎ業務を行ない、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均の被保険者見込数につきましては、１，５９０人としております。前年度当初は１，６１２人でございまして、２２人の減を見込んでおります。

それでは予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４，７９３万２，０００円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算、事項別明細書により主なものについて、歳出からご説明させていただきます。

１０ページ、１１ページをお願いいたします。

下段の２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年比４．２％、５８５万8，０００円増の１億４，４３１万8，０００円北海道後期高齢者医療広域連合への納付金として計上しております。このうち広域連合の事務費負担金として３８４万1，０００円、保険料等が１億４，０４７万7，０００円で、保険料の内訳として、保険料分が１億３５１万6，０００円、保険基盤安定制度の軽減分が３，６９６万1，０００円となっております。

戻りまして、６ページ、７ページをお願いいたします。

歳入ですが、１款１項１目後期高齢者医療保険料は前年比５．９％、５８０万6，０００円増の１億３５１万6，０００円を計上しております。

本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数１，５９０人分の保険料は１人当たり平均６万5，１０４円の収納を見込んでおりまして、全道平均の１人当たり保険料７万２１７円の９２．７％となっております。

２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金につきましては、対前年比０．３％、１１万9，０００円増の４，３９１万3，０００円で、歳出で説明いたしました保険基盤安定繰入金３，６９６万1，０００円と、その他一般会計繰入金６９５万2，０００円の合計であります。

以上で、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　お諮りします。

議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算についてないし議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日１１日議事予定の議案第２４号から議案第２９号までの説明を受けてから、令和３年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算についてないし議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日１１日議事予定の議案第２４号から議案第２９号まで説明を受けてから、令和３年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを予定いたしました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労様でした。

散会宣告（午後　２時２７分）

令和３年本別町議会第１回定例会会議録（第４号）

令和３年３月１１日（木曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　議案第２４号　令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第　２　議案第２５号　令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第　３　議案第２６号　令和３年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第　４　議案第２７号　令和３年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第　５　議案第２８号　令和３年度本別町水道事業会計予算について
日程第　６　議案第２９号　令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第　１　議案第２４号　令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第　２　議案第２５号　令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第　３　議案第２６号　令和３年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第　４　議案第２７号　令和３年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第　５　議案第２８号　令和３年度本別町水道事業会計予算について
日程第　６　議案第２９号　令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（１２名）

議　長	１２番	高　橋　利　勝	副議長	１１番	藤　田　直　美
	１番	水　谷　令　子		２番	柏　崎　秀　行
	３番	梅　村　智　秀		４番	石　山　憲　司
	５番	篠　原　義　彦		６番	大　住　啓　一
	７番	山　西　二三夫		８番	黒　山　久　男
	９番	方　川　一　郎		１０番	阿　保　静　夫

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町　長	髙　橋　正　夫	副　町　長	大和田　　収
会計管理者	花　房　永　実	総　務　課　長	村　本　信　幸

農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	花房永実	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪　忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋　優
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	村本信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後　忠

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案第２４号ないし日程第６　議案第２９号

○議長（高橋利勝）　日程第１　議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、日程第６　議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上６件についてを一括議題とします。

これより各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容のご説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算。第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億５，３２２万円と定めるもので、対前年度比１．４％の増となったところであります。

令和３年度の介護保険事業特別会計は、第８期介護保険事業計画の初年度として、令和２年度の給付見込みを勘案しつつ、おおむね計画に基づき執行することとなります。

第１号被保険者につきましては、前年度より２８名少ない２，８０９人を見込み、高齢化率は４１．６％と推計しております。

それでは、事項別明細書により歳出から主な内容につきましてご説明申し上げます。

１５ページ、１６ページをお開きください。

３、歳出ですが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１８節負担金補助及び交付金中、下から２つ目の本別町介護従事者就業支援等補助金ですが、令和３年度は町内事業所において新規採用見込みが減少したため、前年度より７０万円減額し７５９万円を計上しております。

１７ページ、１８ページをお開きください。

中段の２款介護給付費、１項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、１目介護サービス給付費は居宅及び施設介護サービス給付費の合計です。

令和３年度は前年度の給付見込みを勘案し、居宅介護サービス給付費が前年度比１，７４２万６，０００円減の３億８，３６８万７，０００円、施設介護サービス給付費が前年度比６，０９５万７，０００円増の４億８，３８０万６，０００円、合わせて前年度比４，３５３万１，０００円増の８億６，７４９万３，０００円を計上しております。

２１ページ、２２ページをお開きください。

上段の１番下、３款地域支援事業費、２項包括的支援事業・任意事業費、２目任意事業費、１２節委託料中下段のケアプラン点検３３万５，０００円は、委託先の主任介護支援専門員等が町内の介護支援専門員が作成するケアプランを点検するもので、地域のケ

アマネジメントの質の向上を目指すものです。

以上で歳出を終わりまして、７ページ、８ページをお開きください。

２、歳入でありますが、１款１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料、１節現年度分は、第１号被保険者数を２，８０９人とし前年度比１，０３５万２，０００円増の１億８，７４３万１，０００円を見込んでおります。

３段目の３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金、現年度分は前年度比５３１万３，０００円増の１億６，０５０万１，０００円を見込んでおります。

９ページ、１０ページをお開きください。

下段の７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金の総額は１億９，５１３万１，０００円で前年度と比較し、１，０７３万４，０００円、５．８％増となっております。これは介護給付費の増、地域包括支援センターの人件費の増によるものです。なお、２５ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和３年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝）　次に、議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお開き願います。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億７，３７１万７，０００円と定めるもので、前年度と比較しまして、１，８６１万３，０００円、率にして４．７％の減となったところであります。

それでは、事項別明細書により新たなもの、増減の大きい部分につきまして、歳出からご説明させていただきます。

１０ページ、１１ページをお開き願います。

３、歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費３億３，３８３万１，０００円は、特別養護老人ホームの運営経費で、前年度と比較しまして、１，９１４万２，０００円、率にして５．４％の減となっております。

増減の主なものとしまして、上段の１節報酬２，２１６万円はパートタイム会計年度任用職員２０人分で、対前年３８５万６，０００円の増、２節給料１億１，０８１万１，０００円は、一般職員３０人、フルタイム会計年度任用職員２人の計３２人分で、対前年１，７２２万２，０００円の減、３節職員手当等９，１１５万２，０００円は全職員５２人分で、対前年１，４８３万９，０００円の減、４節共済費３，３１６万９，０００円は、対前年７４９万４，０００円の減で、いずれも採用、退職等の人事異動等によるものであります。

中段の１０節需用費中、燃料費６１８万５，０００円は、対前年１３１万３，０００円の減で、単価改定によるものであります。

１２ページ、１３ページをお開き願います。

下段の１４節工事請負費、施設改修工事、特別養護老人ホーム給湯配管更新１，９０４万１，０００円は、経年劣化により修繕箇所が増加していることから更新するものであります。

１４ページ、１５ページをお開き願います。

上段から２行目、１７節備品購入費、施設等備品、コンビスチーマー２２３万９，０００円、自動食器洗浄機１１４万１，０００円は、業務効率化及びランニングコスト削減を図るため購入するものです。

中段の２項居宅介護サービス事業費、１目居宅介護支援事業費３，７３７万８，０００円は、居宅介護支援事業所の運営経費で、前年度と比較しまして、５２万９，０００円、率にして１．４％の増となっております。

増減の主なものとしまして、２節給料１，６５８万９，０００円は一般職員４人分で、対前年３６万２，０００円の増、３節職員手当等１，３５３万４，０００円は、対前年２５万５，０００円の増、４節共済費４９４万４，０００円は、対前年１４万６，０００円の減となっております。

下段の１７節備品購入費、事務用備品、居宅介護支援システム６５万３，０００円は、機器の更新のため、北海道市町村備荒資金組合事業を活用し、令和２年度に購入したもので、２年目の償還分であります。

１６ページ、１７ページをお開き願います。

上段の２目介護予防支援事業費２５０万８，０００円は、介護予防支援事業所の運営経費で、前年同様の予算計上となっております。

以上で歳入を終わりまして、次に歳入にまいります。

６ページ、７ページをお開き願います。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１０時１２分　　休憩

午前１０時１２分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　失礼いたしました。

以上で歳出を終わりまして、次に歳入にまいります。

６ページ、７ページをお開き願います。

２、歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入２億１，２４２万１，０００円は、前年度と比較しまして、２４３万６，０００円、率にして１．２％の増となっております。これは介護報酬改定による増及びケアプラン作成数の増加を見込んだものであります。

その下、２目自己負担金収入４，１７０万２，０００円は、前年度と比較しまして、１９７万９，０００円、率にして５．０％の増となっております。これは介護報酬改定による増及び食費、居住費の介護給付費との負担割合調整によるものであります。

８ページ、９ページをお開き願います。

上段の４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金１億１，９４１万１，０００円は、前年度と比較しまして、２，３０２万７，０００円、率にして１６．２％の減となっております。これは先程説明いたしました歳出のうち、人事異動等による人件費の減、介護給付費収入及び自己負担金収入が増えたことによるものであります。

以上で歳入を終わらせていただきます。なお、１８ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和３年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝）　次に、議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算について。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容のご説明を申し上げます。

簡易水道の本年度の給水計画でありますが、給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別３カ所の簡易水道を合わせて４６５戸、１，１５９人、年間総配水量２６万立方メートルを計画しております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億８６６万２，０００円と定めるもので、前年度より８３１万円の増となったところであります。

債務負担行為。第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為によるものであります。

地方債。第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表地方債によるものであります。

一時借入金。第４条、地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借り入れの最高額は、８，０００万円と定めるものであります。

それでは次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

１２ページ、１３ページをお開きください。

３、歳出ですが、１款１項簡易水道費、１目一般管理費、下段にあります１２節委託料中、業務委託料地方公営企業法適用支援６６０万円は、総務大臣通知により令和５年度までに特別会計から公営企業会計に移行するため、今年度より基本方針策定と固定資産台帳整備を行なうもので、３年間で固定資産台帳整備、システム整備、条例策定、打切り決算などを行なっていきます。

その下段、保守点検等委託料。次ページの上から２行目をお願いいたします。

計装設備は３年から５年おきに行なっている保守点検対象機器が増えたことにより、対前年１２５万４，０００円増の２２９万９，０００円となっております。

２目維持修繕費、１４節工事請負費１９６万３，０００円の工事内容は、計量法による

８年ごとの量水器更新工事９７カ所、対前年３６カ所増を実施するものです。

１５節原材料費１５８万9,０００円は、量水器更新工事の量水器９７基分の購入で、対前年５７万4,０００円の増となっております。

３款１項公債費、１目元金では対前年７０万7,０００円増の3,９２４万2,０００円となっており、２目利子では対前年７８万2,０００円減の８９４万2,０００円となっております。

以上で歳出を終わりまして、次に8ページ、９ページをお開きください。

２、歳入ですが、１款１項使用料及び手数料、１目水道使用料、１節現年度分は、対前年１４１万3,０００円増の4,５１１万円を見込んでおります。

上から４段目の３款１項繰入金、１目一般会計繰入金は、対前年３７１万5,０００円増の5,６０１万2,０００円となっております。

１０ページ、１１ページをお開きください。

６款１項町債、１目簡易水道事業債は、前年度より４２０万円増の６６０万円となっております。内訳につきましては、歳出で説明いたしました公営企業法適用支援によるもので、公営企業会計適用債を充当し、元利償還金の一部に対し地方交付税措置がされるものです。

次に、４ページをお開き下さい。

第２表債務負担行為でありますが、地方公営企業法適用支援業務委託については、期間を令和３年度から令和４年度までと定め、限度額を1,２１０万円とするものであります。これは、固定資産台帳整備業務を２年契約とするもので、事務量が多く現状を的確に把握しなければならないため、１業者で２カ年の業務委託を今年度提案させていただきました。

第３表地方債でありますが、起債の目的は公営企業会計適用債で、限度額を６６０万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上で令和３年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝）　次に、議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計予算について。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和元年度末における下水道の普及状況ですが、公共下水道区域内の下水道普及率は、９９．３１％、水洗化率は９２．６２％、浄化槽の普及率は、５１．６％、両方合わせた汚水処理人口普及率は、８３．９６％となっております。

それでは、予算書の１ページをお開き下さい。

歳入歳出予算。第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億４９５万円と定めるもので、前年より5,２２９万6,０００円の増となったところであります。

債務負担行為。第２条地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為によるものであります。

地方債。第３条地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表地方債によるものであります。

一時借入金。第４条地方自治法第２３５条の３、第２項による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定めるものであります。

それでは次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

１３ページ、１４ページをお開きください。

３、歳出ですが１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１２節委託料の内、地方公営企業法適用支援６６０万円は簡易水道特別会計でも説明しましたが、令和５年度までに特別会計から企業会計に移行するため、今年度より基本方針策定と固定資産台帳整備を進めていきます。

下段の１款総務費、２項施設管理費、１目管渠管理費、１０節需用費中修繕料、管渠・ポンプ所汚水ポンプ２５９万９，０００円、対前年１６８万９，０００円の増は、３年に１回実施している西部マンホールポンプ所２台のポンプ修繕により増額となっております。

２目処理場管理費、１０節需用費。１５ページ１６ページをお開きください。

修繕料機械器具２１５万９，０００円は、３年に１回程度で実施する処理場沈砂池に設置してあります、ナンバー２－１汚水ポンプ１台の修繕等になっております。

１２節委託料、業務委託料中下水道管理センター対前年２６６万２，０００円の減は、下水道管理センター維持整備業務委託が３年契約の２年目で、前年度の落札差額による１５６万２，０００円の減と水処理反応タンク清掃業務１１０万円の減によるものです。

３目個別排水処理施設管理費の対前年７７万２，０００円の増額は、浄化槽の管理基数の増加によるものです。

１７ページ、１８ページをお開きください。

２款土木費、１項下水道費、１目下水道新設費、１２節委託料１，３２０万円、対前年１５０万円の増は令和３年度更新予定機器の実勢価格調査及び公共下水道事業計画の計画変更策定を行なうものです。

１４節工事請負費中、公共下水道汚水管渠新設工事１６５万円はマンホール施設改修工事で、その下段、公共下水道汚水管渠更新工事２，６００万円は、北部マンホールポンプ所機器更新工事で汚水ポンプ２台と動力制御盤を更新するものです。

下水道終末処理場機器更新工事７，４００万円は、２号最終沈殿池汚泥掻寄機設置、ナンバー１－１、１－２汚水ポンプ及びポンプ現場操作盤の更新、外２機種の更新工事を実施するものであります。

２目個別排水処理施設新設費。１９ページ、２０ページをお開きください。

１４節工事請負費３，７４７万６，０００円、対前年１，４４８万９，０００円の増は、例年、浄化槽新設は５人槽から１０人槽、８基の整備で提案させていただいております

が、本年度は８基の内、１４人槽２基、２０人槽１基の予定があり増額になっております。

３款１項公債費　１目元金は、対前年１，６２２万６，０００円減の２億１，１６６万９，０００円。２目利子は、対前年４０７万８，０００円減の２，９６０万３，０００円となっております。いずれも既往債の支払い完了による減であります。

次に、９ページ、１０ページにお戻りください。

２、歳入ですが、２段目の１款分担金及び負担金、２項負担金、１目公共下水道費負担金１６０万円の減額は、国道拡幅工事完了により補償費がなくなったことによるものです。

２款使用料及び手数料、１項使用料、１目公共下水道使用料は７，０９１万３，０００円、２目個別排水処理施設使用料は１，４８６万９，０００円。対前年１４１万９，０００円増で見込んでおります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目土木費国庫補助金５，８８０万円、対前年２，７６５万円の増は社会資本整備総合交付金事業量の増によるものであります。

４款１項繰入金、１目一般会計繰入金は対前年４７７万７，０００円減の２億１，４６０万１，０００円となっており、主に公共下水道事業の町債償還元利対前年１，０４９万７，０００円の減となっております。

１１ページ、１２ページをお開きください。

上段から３段目の６款諸収入、２項１目雑入、対前年７０万６，０００円の減は、主に消費税還付金６８万８，０００円減を見込んだことによるものです。

７款１項町債、１目土木債は、前年度より３，０７０万円増の１億４，２３０万円となっており、主に公共下水道整備事業及び個別排水処理施設整備事業の事業費増によるものです。

次に、４ページにお戻りください。

第２表債務負担行為でありますが、令和３年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を令和３年度から令和８年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、中段の令和３年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を令和３年度から令和８年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするもので、下段の地方公営企業法適用支援業務委託については、期間を令和３年度から令和４年度までと定め、限度額を１，２１０万円とするものであります。これは、固定資産台帳整備業務を２年契約とするもので、事務量が多く現状を的確に把握しなければならないため、１業者で２年間の業務委託を今年度提案させていただきました。

次に、５ページの第３表地方債でありますが、起債の目的は公共下水道整備事業で、限度額を４，８４０万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を３，２４０万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を５，４９０万円に、公営企業会計適用債の限度額を６６０万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和３年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝）　次に、議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算について。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男）　議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算について、提案内容のご説明を申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

第２条の業務の予定量は、給水戸数を２，５９２戸、年間総給水量を４９万８，６１１立方メートル、１日の平均給水量を１，３６６立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備事業費９２３万９，０００円、配水施設整備改良事業費７９０万９，０００円、営業設備整備事業費１，２６０万９，０００円を予定しているところであります。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款水道事業収益と、支出の第１款水道事業費は、それぞれ対前年５３０万５，０００円減の１億４，８５２万１，０００円と定めるところであります。

第４条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額６，９５９万３，０００円は、過年度分損益勘定留保資金６，７２０万１，０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２３９万２，０００円で補填するものであります。

収入の第１款資本的収入では、対前年６５０万円増の１，７３３万６，０００円、支出の第１款資本的支出は、対前年１，１９３万円増の８，６９２万９，０００円と定めるものであります。

２ページをお開きください。

第７条の企業債でありますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額は３６０万円、配水施設整備改良事業の限度額は６８０万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第８条の一時借入金については、限度額を１億円と定めるものであります。

第１０条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で、対前年２１２万３，０００円増の３，４７５万５，０００円であります。

第１１条の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年２７７万９，０００円減の２，１５３万５，０００円であります。

第１３条の棚卸資産の購入限度額は５４４万７，０００円と定めるものであります。

それでは次に、予算説明書により、主な事業内容についてご説明申し上げます。

１９ページ、２０ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益は、対前年２０２万１，０００円減の１億１，８８０万１，０００円を見込んだところであります。主な増減は、家事用が対前年５５万３，０００円増、業務用が対前年２２８万６，

０００円の減を見込んでおります。いずれもコロナ禍の前年度実績見込みを勘案したものであります。

２項営業外収益対前年３２８万４，０００円の減は、一般会計補助金の減額が主な要因であります。

２１ページ、２２ページをお開きください。

支出でありますが、１款水道事業費、１項営業費用、１目原水及び浄水費対前年５７万１，０００円の増は、主に人事異動による人件費の増額によるものです。

２３ページ、２４ページをお開きください。

２目配水及び給水費、対前年２９１万３，０００円の減は、主に前年度計上していた委託料の配水管洗浄と水道施設保守点検が今年度は行なわないことにより２４１万５，０００円の減額となります。

２５ページ、２６ページをお開きください。

４目総係費、対前年４３万９，０００円の増は、主に人件費の増によるものです。

２７ページ、２８ページをお開きください。

中段、５目減価償却費１９０万９，０００円の減額は、主に構築物の減価償却費の減によるものです。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費１１８万４，０００円の減額は、企業債利息の償還額の減によるものです。

３１ページ、３２ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でありますが、１款資本的収入、１項１目企業債、対前年３２０万円の増は、主に原水及び浄水施設整備事業の浄水場機器更新工事が増えたことによるものです。

２項出資金、１目他会計出資金は、平成２８年度から２９年度発生の災害復旧事業債の元金償還です。

３項工事請負費、１目負担金、対前年３３０万円の増は、第２取水施設改修工事に対する補償費によるものです。

支出でありますが、１款資本的支出、１項建設改良費、１目原水及び浄水施設整備費工事請負費６９０万円の内訳は、浄水場機器更新で高圧気中負荷開閉器更新を３６０万円で、第２取水施設改修工事で護岸工を３３０万円で北海道の河川改修に合わせて施工するものです。

２目配水施設整備改良費、工事請負費６８１万３，０００円は、弥生町の給水連絡管に減圧施設を整備するものであります。

３目営業設備費１，２６０万９，０００円は、計量法により８年で更新する量水器更新工事と量水器購入費で、本年度は３３６台の更新を行ないます。

２項企業債償還金につきましては、５，７１７万２，０００円であり、年度末の未償還元金は８億４，０８７万５，０００円となる見込みであります。

以上、令和３年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝）　次に、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸）　議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容のご説明を申し上げます。

最初に、令和３年度は、現在１０床の地域包括ケア病床の増床を図り、入院単価の上昇による収支の改善を図っていくこととしております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

業務の予定量、第２条でありますが、病床数は６０床、年間入院患者数１６，４２５人、年間外来患者数３７，９３６人を予定いたしました。１日平均患者数では、入院患者で４５人、外来患者で１５７人となり、前年と比較しますと入院は１人減少、外来で１０人減少しておりますが、前年度実績等を勘案しながら見込んだところであります。

新年度の診療体制は、内科医師３名、外科２名の常勤医師５名体制で運営をしていく予定であります。

収益的収入及び支出、第３条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款、病院事業収益は、１１億６，９３６万６，０００円で、前年度当初比５，４２６万１，０００円、４．９％の増、支出の第１款、病院事業費用は、１２億３，１４１万９，０００円で、前年度当初比１，２１２万６，０００円、１．０％減予算といたしました。

資本的収入及び支出、第４条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第１款、資本的収入は５，５８６万５，０００円で、前年度当初比３，４６６万６，０００円、３８．３％の減、次の２ページになりますが、支出の第１款、資本的支出は８，７７０万２，０００円で、前年度当初比４，２５９万７，０００円、３２．７％減の予算といたしました。

一時借入金、第８条、一時借入金の限度額は３億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第１０条は、職員給与費８億１０５万１，０００円、交際費４０万円とするものであります。

他会計からの補助金、第１１条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借入金支払利息２０万８，０００円、医師看護師等研究研修経費２００万円、退職手当組合事前納付金６２０万１，０００円、基礎年金拠出金公的負担経費１，７２７万３，０００円であります。

棚卸資産の購入限度額、第１３条は、１億７，５１４万３，０００円と定めるものであります。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。２２、２３ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でありますが、１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益は、４億４３３万９，０００円で、前年度比２，０７７万８，０００円、５．４％増、２目外来収益は、３億１，３４６万１，０００円で、前年度比１，７３３万３，０００円、５．２％減で見込んだところであります。

３目その他医業収益、３節一般会計負担金１億７，７００万円、一番下、２項医業外収

益、２目他会計補助金、１節一般会計補助金２，５６８万２，０００円及び次の２４、２５ページ上段の３目負担金交付金、１節一般会計負担金１億６，４７１万７，０００円を合わせた、３億６，７３９万９，０００円は、一般会計からの繰入金で、前年度より４，９９９万７，０００円増額となっております。

引続き２４、２５ページ７目繰入金、１節国民健康保険特別会計繰入金９６１万９，０００円は、国保特別会計から繰り入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分６００万円及び国民健康保険調整交付金３６１万９，０００円を当初予算で見込むものであります。

次に、２６、２７ページ支出でありますが、１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費は、８億１０５万１，０００円、前年度比１，０２８万４，０００円、１．３％減の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が７０名、会計年度任用職員が３９名で、総数１０９名の予算計上となります。減の要因としましては、会計年度任用職員の夜勤専従看護師と給食調理員の減によるものです。

２目材料費、１節薬品費５，８７２万９，０００円、前年度比２８万１，０００円、０．５％増及び２節診療材料費６，７０５万５，０００円、前年度比３１万３，０００円、０．５％増は、入院・外来見込を勘案したものです。

２８、２９ページをお開きください。

３目経費ですが、８節燃料費１，３６４万９，０００円は、前年度比２４９万６，０００円の減でありますが、Ａ重油の単価下落によるものです。１１節修繕費６９８万５，０００円は、前年度比２３８万８，０００円の増でありますが、無停電システムのバッテリー交換１３８万２，０００円の増などによるものです。

３０、３１ページの１５節委託料は対前年５９５万３，０００円の減ですが、委託料の一番上、病院施設警備・設備維持整備１４６万６，０００円減、データ提出加算導入サポート業務終了による２０３万５，０００円の減が主たる要因です。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、４０、４１ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出でありますが、１款資本的支出、１項建設改良費、３目固定資産購入費８０万６，０００円の内訳は、電動ベッド１台４１万円、エアーマット１台１２万１，０００円、自動体外式除細動器１台２７万５，０００円購入によるものです。

次に、予算書の３８、３９ページに戻っていただきまして、収入でありますが、１款資本的収入、２項出資金、１目他会計出資金５，２８９万４，０００円は、企業債償還元金の一部を一般会計から出資を受けるものでありますが、次の３項負担金、１目他会計負担金２１６万１，０００円を合わせた５，５０５万４，０００円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入額となり、収益的収支と合わせた一般会計繰入金の総額は、前年度当初比２，８５２万５，０００円、７．２％増の、４億２，２４５万３，０００円となります。

２目医療施設等整備基金繰入金８０万６，０００円は、支出の機械及び備品購入費の購入財源として基金から繰り入れる事としたものであります。なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　以上で各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議案となっております、議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について及び昨日１０日議事とした議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、以上９件については議長を除く１１名の委員をもって構成する令和３年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上９件については、議長を除く１１名の委員をもって構成する令和３年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前１０時５８分　　休憩

休憩中に委員会条例第８条第２項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第９条第１項の規定によって、議長において令和３年度各会計予算審査特別委員会を招集します。直ちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午前１１時０４分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました令和３年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に柏崎秀行議員、副委員長に大住啓一議員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝）　以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって通知済みとします。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会宣告（午前１１時０５分）

令和３年本別町議会第１回定例会会議録（第５号）

令和３年３月２２日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１		懲罰特別委員会委員長報告
日程第　２		予算審査特別委員会委員長報告
日程第　３	議案第３０号	令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）について
日程第　４	諮問第　１号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　５	諮問第　２号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　６	同意第　２号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　７	意見書案第１号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書
日程第　８	意見書案第２号	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
日程第　９		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第１０		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○会議に付した事件

日程第　１		懲罰特別委員会委員長報告
追加日程第１		梅村智秀議員に対する懲罰の動議
日程第　２		予算審査特別委員会委員長報告
日程第　３	議案第３０号	令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）について
日程第　４	諮問第　１号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　５	諮問第　２号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　６	同意第　２号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　７	意見書案第１号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書
日程第　８	意見書案第２号	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書
日程第　９		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第１０		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○出席議員（１２名）

議長	１２番	高橋利勝	副議長	１１番	藤田直美
	１番	水谷令子		２番	柏崎秀行
	３番	梅村智秀		４番	石山憲司
	５番	篠原義彦		６番	大住啓一
	７番	山西二三夫		８番	黒山久男
	９番	方川一郎		１０番	阿保静夫

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫	副町長	大和田　収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	花房永実	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪　忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋　優
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋
選挙事務局長	村本信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後　忠

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　梅村智秀議員に対する懲罰の件

○議長（高橋利勝）　日程第１　梅村智秀議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員　退場）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１０時００分　　休憩

（議案配布）

午前１０時０２分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長大住啓一委員長、御登壇ください。

○懲罰特別委員長（大住啓一）〔登壇〕　それでは、報告いたします。

地方自治法第１３５条第２項及び本別町議会会議規則第１１０条の規定に基づき、懲罰動議が提出されたことにより、設置された懲罰特別委員会に付託を受けました梅村智秀議員に対する懲罰の件について、審査の結果を会議規則第７７条の規定により報告いたします。

１、審査の結果。

懲罰を科するものと認める。

２、処分の種類。

地方自治法第１３５条第１項第２号による公開の議場における陳謝。

３、審査の経過。

次のとおり本委員会を２回開催し、付託動議の審査を行なった。第１回令和３年３月９日、正副委員長の選出。第２回令和３年３月１５日、委員会の運営方法、動議提出者への質疑、委員討議及び採決。

４、委員会構成。

委員長大住啓一、副委員長方川一郎、委員黒山久男、委員篠原義彦、委員柏崎秀行、委員水谷令子。

５、結果理由。

懲罰動議の提案理由である本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会における資料について、ＳＮＳに投稿したことを起因とし、当該特別委員会と本別町国民健康保険病院との関係が損耗され、当該特別委員会における議事運営を阻害した者について、

処分の対象となり得るかについて審査いたしました。

審査の結果、ＳＮＳの投稿には本別町議会議員倫理要綱第３条第２号に抵触する行為であり、これを起因として本別町国民健康保険病院との信頼関係を大きく失わさせることになり、結果として当該特別委員会の運営に甚大な支障を与えたものと判断しました。

懲罰処分の有無については、本別町議会議員倫理要綱に違反したことは、懲罰における場所的、事項的、時間的な限界から懲罰の対象とはならないものと判断するが、これに起因して当該特別委員会の運営に甚大な支障を与えたことは、本別町議会会議規則第１０４条に定める議事妨害の禁止に抵触するものと認められることから、地方自治法第１３５条第１項第２号による公開の議場における陳謝の懲罰を科するのが相当であると判断しました。

６、陳謝文。

別紙のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　次に、梅村智秀議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、梅村智秀議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

梅村智秀議員の入場を許可します。

（梅村智秀議員　入場）

○議長（高橋利勝）　梅村智秀議員の一身上の弁明を許します。

御登壇ください。

○３番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、弁明を行ないます。

令和３年３月８日、藤田直美議員、阿保静夫議員より提出がなされました私梅村智秀に対する懲罰動議。

理由といたしまして、本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会を受けた梅村智秀議員の行為に対し、その対応について思料したところ、当該議員が行なったＳＮＳによる投稿については会議等において行なわれた行為ではないことから、懲罰事犯には該当しないものと推察するが、この行為に起因して本別町国保病院との関係が損耗され、委員会における円滑な議事運営を阻害したものと類推し、該当議員に対し処分を求めるものです、についての弁明を述べさせていただきます。

一つ目といたしまして、経緯として、発端は２月２５日病院特別委員会開会の約１０分ほど前に、突如藤田委員長より柏崎議員から梅村議員がＳＮＳにアンケート内容を掲載しているとの申し出があったと告げられたことによります。

この非公開情報をＳＮＳに掲載したとのことについて、新聞によっても本懲罰動議について非公開情報の一部をＳＮＳに投稿したとの報道もなされておりましたが、私がＳＮＳに一部公開をした文書は、１月１９日開催の病院特別委員会にて慎重に取り扱うと協議がなされた病院職員へのアンケート集計結果ではなく、このアンケート集計結果を受けて各議員がアンケート設問ごとに考察をまとめ、あわせてこのアンケートを受けて病院に質疑を行なうとされ提出をした質疑通告文であります。

よって、私がＳＮＳ上に一部公開した文書は慎重に取り扱うと協議がされていたアンケート集計結果ではなく、アンケートを受けて新たに作成され、病院職員に既に通告された質疑通告文であります。

この別の文書であるとの認識について、各議員の考察文及び質疑通告文の配布を行なった議会事務局に確認をしたところ、私と同様のアンケートとは別の文書との認識で配布を行なったとのことです。

よって、私が一部公開をした文書は慎重に取り扱う、また、考察を受けて協議をすると１月１９日の病院特別委員会においてされていたアンケート集計結果そのものではなく、既に病院にも通告された、すなわち既に公文書となり既に公開されていた文書、かつ２月２５日開催の特別委員会においては、傍聴者に対しても配布が予定されていた文書で、その一部の公開を行なったまでに過ぎず、慎重に取り扱うと協議がなされていた文書とは異なる別の文書であり、私がその責めを負う理由はありません。

次に、本件の原因の最たるものは、この慎重に取り扱うべくアンケート集計結果について、特にも藤田委員長、大住副委員長、議会事務局、またひいては議会、私をも含む議員全体として極めて慎重さを欠き、配慮の不足した取扱いを行なったことにあります。

１月１９日の病院特別委員会において、慎重な取扱いを行なうアンケートを受けた考察を集約した後に協議していきたいとまとめられていたにも関わらず、アンケートの集計が終わった同日のうちに、ないしは近日中のうちに、藤田委員長及び大住副委員長が報道関係者による取材を受け、内容について言及したものが既に新聞記事に掲載され広く周知がなされています。

記事には、アンケート内容を明らかにした、報道関係者に一部を明らかにした、詳細は２５日に開催予定の特別委で公表する見通しとの報道がなされております。あわせて藤田委員長、大住副委員長の許可のもと、日時については不明ではありますが、極めて早い段階でこのアンケート集計結果の資料３部を病院管理職である事務長らに渡し、結果として現時点までに確認がなされているのは病院院長、事務長、事務次長２名、説明員２名、看護師長の１名合わせて７名には既に公開がなされております。

この病院職員に対して行われたアンケートですが、院内の職員が回答内容を閲覧することはないとして集約されたものであるにも関わらず、病院管理職に渡された理由は、一つ病院の改善に生かしてほしい。二つ、議員からの質疑のために使用するため。

三つ、個人が特定されるかなどの判断は議会事務局においては困難であるので、その判断をしてほしいとの驚きの理由で、アンケート対象者でもあり当然アンケート回答者からすると知られたくないであろう病院管理職の複数名に対し、内容の一部マスキング等が一切なされていない原文を藤田委員長の許可のもと、公開されているのです。

むしろこの慎重に取り扱うべくと協議されたアンケート集計結果そのものを議員に図ることなく、集計後直ちに外部に公開したのは、発議者である藤田直美議員、懲罰特別委員会委員長である大住啓一議員、または議会事務局にあることがうかがえる事実です。

また、このアンケートを受けて病院に質疑通告を行なった際、柏崎議員がまるまるはまるまる、このまるまるにつきましては職名と病歴についてでございます、とのアンケート本文からそのまま引用し、疑問符等をつけることなく断定的な質疑通告を行なったため、この内容が侮辱に値する表現である、個人情報保護への配慮がないものであり、なぜにこのような極めて無配慮な通告を行なったのかの理由についても甚だ不明であります。

こうした事実がありながら、２月２５日病院特別委員会開会約１０分ほど前まで、どの議員からも疑義が呈されていない事実があり、さきに述べたとおり、事務局を含めた議会全体の課題であるため、私一人の責のみが問われるものではありません。

そして、懲罰動議提出に至るまでに極めて恣意的な経緯がありました。２月２６日開催の議会運営委員会において、会議録には掲載されない処置となる休憩中をも含む協議において、梅村議員は政治倫理要綱第３条に抵触のおそれがあるとの協議がなされ、こちらにつきましては要綱違反に対する処罰の規程がない、続き、委員長の削除命令に従わなかった、へ理屈をこいたと、こちらについては３日間の短期時効があり、町長に協力してもらって土曜日に臨時会を緊急招集してもらう、こちらについては法的には可能だが、町長が出張中で臨時会招集をかけれないという事態のため、現実的ではない等の議論を経て、議会としてけじめをつける、厳しい処分を与える、社会に対して謝罪をさせる、あとは手法の問題だなどとの議論がなされ、議会事務局長より病院との信頼関係を損なった原因はあなただとの提案があり、それは良い、さすが賢いなどとのやり取りがなされ、何とか懲罰委員会で処分を出す３月８日に病院特別委員会本会議で懲罰動議との運びになるよう協議がなされました。

以後、この議会運営委員会での打ち合わせとおりの運びとなり、３月８日までに病院からの申し出との議題で病院から議員への処分の求めがあったとの議題がございました。これ以降につきましては、秘密会の議事運営となっておりますので詳細については触れられませんが、全てこの議会運営委員会での協議の手はずどおりとなってございます。

この事実からも察することができるとおり、何が理由で何が悪かったか、何をどのように改善すべきかではなく、結果として梅村にどうやって厳しい処分を科すか、懲罰に

科すかの手法について協議がなされていたものであります。懲罰動議の提案理由にもあるとおり、そもそも会議外の行為であることから、懲罰の対象とはならないものでありますし、以上述べた理由から相当のしんしゃくがされる事案であることを申し述べ、私の弁明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　ここで、梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員　退場）

○議長（高橋利勝）　これから、質疑を行ないます。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩します。

午前１０時２１分　　休憩

午前１０時２１分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、梅村智秀議員に対する懲罰の件についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、委員会起草による陳謝文により懲罰を科すものであり、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、梅村智秀議員に対する懲罰の件については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

梅村智秀議員の入場を求めます。

（梅村智秀議員　入場）

○議長（高橋利勝）　ただいまの議決に基づき、これより梅村智秀議員に懲罰の宣告を行ないます。

梅村智秀議員に陳謝の懲罰を科します。

これから、梅村智秀議員に陳謝をさせます。

梅村智秀議員に陳謝文の朗読を命じます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

（「議長」と発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　何点かお伺いしたいことがございますが、発言は許されますか。

○議長（高橋利勝）　発言を許可することはできません。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１０時２４分　　休憩

午前１０時２４分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳謝文を読むか読まないかを私が聞いていますので、その点について返事ください。

○３番（梅村智秀）　まず、陳謝文の読み上げについてでございますが、私が申し上げましたのは、今の時点で判断が尽きかねますので、一定の理由等々についてお話をさせてくださいという部分の発言をさせていただいてございます。

○議長（高橋利勝）　読むか読まないかですから、そういう発言については結果として読まないということで受け止めさせていただきたいと思いますが。

○３番（梅村智秀）　今、問答無用で強制的に読めということであれば、私自身も日本国憲法第１９条に定めております思想と良心の自由というものに反するというふうに理解してございます。

○議長（高橋利勝）　梅村議員、読むか読まないか返事をしてください。

○３番（梅村智秀）　今この時点で強制的にということであれば、私は読み上げることはできません。

（「議長」と発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　お座りください。

藤田議員。

○１１番（藤田直美）　ただいまの梅村議員の行為に対して、懲罰動議の提出を求めます。

（「賛成」と発言する者あり）

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午前１０時２５分　　休憩

午前１０時３７分　　再開

◎追加日程の議決

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま藤田直美議員外一人から、地方自治法第１３５条第２項の規定によって、梅

村智秀議員に対する懲罰の動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として日程順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として日程順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１０名。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、この動議を日程に追加し追加日程第１とし日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１　梅村智秀議員に対する懲罰の動議

○議長（高橋利勝）　追加日程第１　梅村智秀議員に対する懲罰の動議を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって、梅村議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員　退場）

○議長（高橋利勝）　提出者の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○１１番（藤田直美）〔登壇〕　梅村智秀議員に対する懲罰動議。

次の理由により梅村議員を懲罰に科されたいので、地方自治法第１３５条第２項及び会議規則第１１０条第１項の規定により、動議を提出します。

記。

理由。

梅村智秀議員は３月２２日開催の本会議において、採択された陳謝文の朗読について議長の命に従わず陳謝文の朗読を拒否した行為は、地方自治法第１２９条及び本別町議会会議規則第１０２条に抵触する議会の秩序、品位を低下させる行為であることから、当該議員に対し処分を求めるものです。

○議長（高橋利勝）　梅村智秀議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　それでは、異議がありますので、起立によって採決します。

この申し出に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者２人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、梅村智秀議員の一身上の弁明の申し出に同意することは否決されました。

これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

懲罰については、会議規則第１１１条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、本件については、委員会条例第６条の規定により、６人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって次のとおり指名いたします。

懲罰特別委員には、水谷議員、柏崎議員、篠原議員、大住議員、黒山議員、方川議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１０時４３分　　休憩

（休憩中に、委員会条例第８条第２項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第９条第１項の規定によって、議長において特別委員会を招集します。直ちに委員会室に参集願います。これをもって、通知済みといたします。）

午前１１時１０分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果についてを申し上げます。

委員長に大住委員、副委員長に方川委員と決定しました。

以上、報告といたします。

なお、懲罰特別委員会委員長から懲罰動議の件について会議規則第７５条の規定によってお手元に配布しました閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

本件申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

梅村智秀議員の入場を許します。

（梅村智秀議員　入場）

◎日程第２　令和３年度各会計予算審査特別委員会委員長報告

○議長（高橋利勝）　日程第２　議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算についてないし議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上９件を一括議題とします。

以上９件について、委員長の報告を求めます。

令和３年度各会計予算審査特別委員会、柏崎秀行委員長、御登壇ください。

○予算審査特別委員会委員長（柏崎秀行）〔登壇〕　報告します。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和３年３月１１日の第１回定例会において付託を受けた下記事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により、報告いたします。

記。

１、事件。

議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について。

議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算について。

議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計予算について。

議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算について。

議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

２、委員会開催日。

令和３年３月１６日、１７日、１８日。

３、審査の結果。

議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算修正議案について、否決。令和３年度本別町一般会計予算について、原案可決。

議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝）　お諮りします。

本案９件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準１０３により省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は、省略することに決定いたしました。

これから、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○３番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

さきに開催されました予算審査特別委員会におきまして、修正案を提出した立場からも反対討論を行なわせていただきます。

まず、こちら総務管理費のうち１目一般管理費１０節需要費、消耗品費うち新聞書籍３１万３,０００円から新聞赤旗の購読を取りやめ、４万２,０００円の減額を行なう必要がある、このような立場からの討論でございます。

行政運営については、現に政治的中立性が確保されなければならないところ、本町が購読する新聞は一般紙５紙のほかに政党機関紙の日本共産党中央委員会が発行する新聞赤旗１紙のみが公金をもって購読されている事実があります。政党機関紙は、与党

系、野党系を含め週刊、月刊を含めると複数の政党から発行されており、ことさら赤旗１紙のみを公費で購読することは極めて不適切であります。赤旗だから駄目ではなく、赤旗だけだから駄目なのです。少額であっても、ならぬものはならぬのです。

特にも本町は、日本共産党が与党の自治体として日本共産党のホームページに２０２１年２月２５日現在、本別町髙橋正夫町長のお名前があり、２０１３年９月２３日からの形態として支持との掲載がございます。

経緯については、予算審査特別委員会において１０番議員からＴＰＰに際し、十勝、中でも本別町は全国に先駆けて反対の先頭に立ったとの発言があったところでありますが、この評価によるものから、共産党が与党の自治体として北海道１７９市町村のうち実に６自治体しかない希有なこの地を得たと聞き及んだこともございます。まさにこれらの事実が、本町による日本共産党への忖度から政党機関紙のうち赤旗１紙のみを公金で購読を継続する理由との疑念を抱かれかねません。

政治家個人といたしましては、日本国憲法第１９条において、思想、良心の自由は保障されているものであり、これらは決して何人によっても犯されてはならないものでありますが、こと本別町の行政運営においては、行政の政治的中立性が確保され、不偏不党であるべきものであり、町民より町長が特定政党への忖度等有しているとの疑念を抱かれることがあってはならないものです。

これらの予算が計上されている当該議案の本別町一般会計予算については、反対をいたすものであります。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　それでは、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行ないます。

本年は９月に町長選挙を控えていることから、いわゆる骨格予算にコロナ対策含め、町民の皆さんの暮らしに不可欠な施策の推進を含んだ予算、準骨格予算という位置づけで提案されています。

言うまでもなく、ワクチン接種が始まるコロナ感染症は、今後収束に向かうことを祈っていますが、状況によっては自治体として速やかな対応が必要になってくるかもしれません。予算審議の中でもこのことが質疑されました。

町が資料として購読されている新聞赤旗をことさら取り上げてその購読を批判していますが、例えば、道の各部署や議会各会派においても公費で新聞赤旗を資料として購読していると聞いています。町が資料としていかなる新聞を取ることは、その裁量の中で判断されているものと考えます。客観的に見ても２０１８年と２０２０年に日本ジャーナリスト賞もいただいている新聞赤旗は、資料としての役割も果たしているものと考えます。

私自身も議会活動の中で、農畜産物輸入自由化反対の提案や住宅リフォーム助成、ふ

るさと納税返礼品採用などで提案させていただいてきました。私が言うのも何ですが、議員活動にも大いに参考になるものと思っています。ことさら赤旗新聞の購読を批判するのは筋違いと言わざるを得ません。町民の皆さんの暮らしを守るというのが自治体の最大の指名であることは論を待たないところです。その意味で準骨格とした令和３年度本別町一般会計予算には賛成いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員。

○６番（大住啓一）〔登壇〕　議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

予算委員会での質疑の中で、本年８月に予定されている町長選挙があるため、本来であれば骨格予算ですべき案件が数件見受けられました。

一つ目として、町長交際費については前年度予算の半分程度でもいいところではありますけれども、各部局横断的に交際費の有効利用を考えて執行する旨の答弁があったこと、二つ目といたしましては、補助金の関係についてでございますけれども、昨年から続いているコロナ禍の中で、町民の皆さんの考えに沿った補助金の運用をし、コロナ対策も視野に入れた執行をするとのこと、財政運営については、近い将来基金の一元化を目指すとのことであり、現下コロナ禍の中で、町民皆さんの生活を守るため補正予算も柔軟な対応を行なっていくとのことであり、総じて賛成するものであります。

本予算に対します議員皆さんの御賛同をお願い申し上げまして、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、討論を終わります。

これから、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１０名。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２１号令和３年度本別町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決をします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２２号令和３年度本別町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行ないたいと思います。

高齢者の生活を取り巻く環境は厳しさを増しているのではないかと考えます。一例を挙げれば、本町の後期高齢者医療特別会計では、決算時の収入未済額が平成２９年は１１万９,７８０円でしたが、令和元年度は９９万８,５００円と８倍にもなってきています。この傾向はますます増加するのではと危惧しております。本制度そのものに問題があると私は考えます。また、当初設けられていた減免制度もどんどん縮小され、後期高齢者の保険料負担はますます増えています。制度上認められていませんが、地方自治体としてできることは、減免措置と同じような効力を持つ支援制度の創出ぐらいかとも思います。

そもそも後期高齢者医療制度は、公的医療費への国の財政支出を削るための医療構造改革の一環として２００８年に開始されたものです。７５歳以上の方は現在全国で約１,７００万人が入っています。制度発足前、厚労省幹部は医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくと発言しました。それは既に現実のものとなって進んでいます。７５歳以上の人口が増えると保険料がアップする仕掛けのため、保険料の引き上げ傾向が続いています。年金から天引きされる保険

料の増加で暮らしは圧迫されるばかりです。天引き対象でない低所得者の保険料滞納は毎年２０万人以上に上ります。

私は、以前の老人保険制度のように、根本的に見直すか、またこの後期高齢者医療制度の廃止で高齢者が安心して医療にかかれるようにするのが政治の責任だと思います。その声をこの地方議会から発信し続けることは重要だと思います。

よって、本会計予算に反対を表明するものです。議員各位の御理解・御賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○３番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行ないます。

これまで反対議員より述べられているのは、制度への疑義が主なものであり、この会計の実際の運営の主体はこの本別町、本町にはなく、実質上窓口の取付業務等を行なっているにすぎません。

この特別会計についての実際の運営につきましては、子育て世代を含む現役世代、また、税金が主な運営の財源となっており、これら現役世代に新たなる負担を課すことは、これからの持続可能な社会を作り上げていくということにはつながりません。後期高齢者等に新たな負担が生じるということについては一定の理解ができるところでございますが、それらについては制度への疑義を申し述べるのであれば、具体的対案、これらについて提案すべきであり、それらがなされていない中で反対がなされているこの反対討論については採用されるべきではなく、もって、この議案第２３号につきましては賛成とさせていただきます。以上、議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、討論を終わります。

これから、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２３号令和３年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２４号令和３年度本別町介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２５号令和３年度本別町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を

行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２６号令和３年度本別町簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２７号令和３年度本別町公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２８号令和３年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○３番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、病院の経営についてでございますが、新改革プラン第２期が示されたところではございますが、中でもいわゆる地域包括ケア病床の導入、これに頼る計画であり、これが何らかの事情等で頓挫した場合等について一切具体的には触れられておらず、これがいわゆる経営が継続されていく、このプランによっての推進の確実性については何ら担保がなされていない予算案であるという認識を有してございます。

また、病院の運営についてでございますが、既に人的信頼関係が壊れ、組織として末期の状態であるとの認識を有してございます。まだ厳しい本町の財政状況ではありますが、幾ばくかでも町財政に余力のある今のうちに運営の主体を広尾町のように変えていく、こうした独立行政法人化等々を導入する必要性があり、こうした抜本的改革しか本別町内にこの病院を残し、従事する関係者の雇用と家族の暮らし、地域医療、町民の命と暮らしを守る方法は残されていないと断じざるを得ません。若干でも余力のある今こそがそのかじを切るときであり、将来に渡って本別町に病院を存続させるために、本予算案には反対をいたします。

既に町長がトップの運営では、この町に病院を存続させていくということは非常に困難であると、このような認識を有しており、本予算案には反対をいたします。

以上をもって、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○６番（大住啓一）〔登壇〕　議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

現在行なっておりますケア病床においては、ある程度の成果が見込まれていること、交付税による財源補塡も十分に過去の予算委員会等でも説明がなされているということ、また、国保病院の運営に関する調査特別委員会においても議論させていただいていることが、病院の職員の皆さんにも意識の中で感じていることが、予算を編成した中に読み解くことができるところでございます。

町民の皆さんの生活と命を守る国保病院を守るためにも、今回の予算は意義のあるものと感じているところでございます。

したがって、本予算には賛成するものであります。議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、討論を終わります。

これから、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２９号令和３年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第３０号

○議長（高橋利勝）　日程第３　議案第３０号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸）　議案第３０号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種準備に伴う健康管理システムの改修、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、排水路埋設に伴う重機借上料の追加によるものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億４,７６６万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億１,０３３万３,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

６ページ、７ページをお開きください。

２、歳出ですが、４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、１２節委託料、電算業務委託料システム修正１００万円の増額補正は、国によるワクチン接種記録システム構築のため、健康管理システムの改修を行なうものであります。

下段の６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金１億４,６０７万９,０００円の増額補正は、収益性向上対策整備事業として一法人の行なう小麦乾燥調整施設整備事業費に対する補助金であります。

次の５目農地費、１３節使用料及び賃借料、重機借上料５８万３,０００円の増額補正は、積雪による排水路の埋設を解消するため、重機の借り上げを行なうものであります。

以上で歳出を終わりまして、４ページ、５ページをお開きください。

１、歳入ですが、上段の１０款１項１目１節地方交付税５８万３,０００円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の１４款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金１００万円の増額補正は、歳出で説明いたしました健康管理システムの改修経費が全額補助されるものであります。

下段の１５款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、１節農業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金１億４,６０７万９,０００円の増額補正は、歳出で説明いたしました収益性向上対策整備事業費の全額が補助されるものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、３ページをお開きください。

第２表、繰越明許費補正でございます。

１、追加でありますが、６款農林水産業費、１項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業１億４,６０７万９,０００円。

８款土木費、４項都市計画費、公共下水道特別会計繰出金、下水道管理センター空調設備設置事業２０９万円は、年度内では実施期間の確保ができないため、翌年度に繰り越すものであります。

２、変更でありますが、４款衛生費、１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン

接種体制確保事業につきましては、今回の補正で事業費を増額いたしましたので、金額を変更するものであります。

以上、令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから、質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出など一括とします。ございませんか。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　それでは、７ページの説明の中身で伺いたいと思います。

電算業務委託料のシステム修正の関係なのですが、このシステムはコロナワクチン接種の記録のためというような説明だったと思いますが、それ以外にも今後の町民の健康管理上のシステムとして活用が可能なものなのかどうなのかという点、もし分かれば伺いたいと思います。

それから、その下の産地生産基盤パワーアップ事業の総事業費というのは幾らになるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝）　飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美）　それでは、阿保議員の１点目の御質問にお答えをいたします。

今、国のほうで構築をしておりますワクチン接種記録システムにつきましては、現段階ではコロナワクチンに特化したものというふうに聞いております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　お答えいたします。

総事業費ですが、２億９，２１５万９，０００円となっております。

以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３０号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号令和２年度本別町一般会計補正予算（第２２回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時５８分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第４　諮問第１号及び日程第５　諮問第２号

○議長（高橋利勝）　日程第４　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件及び日程第５　諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件、関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和３年６月３０日をもちまして任期満了となります人権擁護委員につきまして、中川郡本別町○○○○○○○○にお住まいの荒文枝さんを人格・識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の同意を求めるために提案をするものであります。よろしくお願いを申し上げ、この提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして諮問第２号人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和３年６月３０日をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、中川郡本別町○○○○○○○○にお住まいの今野勝彦さんを人格・識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の同意を求めるため提案をするものであります。よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　暫時休憩いたします。

午後　１時３２分　　休憩

（議員の皆さんには直ちに議員控室にお集まりください。）

午後　１時３６分　　再開

○議長（高橋利勝）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号及び諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

◎日程第６　同意第２号

○議長（高橋利勝）　日程第６　同意第２号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫）〔登壇〕　同意第２号固定資産評価審査委員会委員選任につきまして同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和３年４月３０日をもちまして任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、中川郡本別町○○○○○○○○○○にお住まいの竹田稔さんを人格・識見とも適任と判断し、再任いたしたく地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案をした次第でございます。御同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝）　これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第２号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１１人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第２号固定資産評価審査委員会委員選任について、同意を求める件は全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第７　意見書案第１号

○議長（高橋利勝）　日程第７　意見書案第１号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男議員、御登壇ください。

○８番（黒山久男）〔登壇〕　意見書案第１号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きにつきましても省略をさせていただきます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書（案）。

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射性の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の新地層研究センターを巡っては、誘致にあたり北海道は放射性廃棄物の持ち込みを慎重に対処すべきであり、受け入れがたいとの条例、いわゆる「核抜き条例」を制定し、道及び幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は、研究のみとして放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない、研究終了後は埋め戻す、将来とも最終処分場としないとの協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

政府は２０１７年７月２８日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した科学的特性マップを公表しました。これによれば、火山や活断層が周囲になく、海岸から近い処分場の候補地となり得る最適地（輸送面でも好ましい地域）は、北海道において陸地の３割が該当し８６市町村に及んでいます。ちなみに十勝は広尾町、大樹町、幕別町、浦幌町、豊頃町の５町が指定をされております。

２０２０年１０月８日、寿都町と神恵内村が原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第１段階に当たる文献調査の応募を表明しました。地域住民の不安や風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域の修復困難な垣根を残すことが懸念されます。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は地下３００メートル深い地層に埋める「地層処分」を行なうとしていますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、１０万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるかといった疑問はいまだに解消されていません。

また、幌延新地層研究センターは、研究機関２０年程度との約束を反故にし、２０１９年８月、唐突な研究延長を道と幌延町に申し入れ、道民の声を十分に吟味することなく、知事は拙速に研究延長の受入れを表明しました。さらに、新たな５００メートル掘削案も浮上し、研究期間の再延長が懸念されます。

こうした巨額の交付金と引き替えに調査を受け入れれば、途中で後戻りできないことは先例を見れば明らかであり、住民の不安や垣根の上に成り立つような自治体運営を進めてはなりません。

本別町議会としては、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を受け入れることは容認できません。

よって、国及び道におかれましては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望いたします。

記。

１、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例に基づき、北海道に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから、質疑を行ないます。

梅村議員。

○３番（梅村智秀）　中段あたりでございますが、地域振興への期待など立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域で修復困難な垣根を残すことが懸念されますと、このような記載がございますが、つまりはこの案文によりますと、受入れに肯定的な方々、ないしは否定的な方々、双方の立場の方々が存在しているということについては自認なさっている、そういう理解でよろしいのかというのがまず１点目のお伺いでございます。

２点目でございますが、後段の部分に及びまして、調査を受け入れれば途中で後戻りができないことは先例を見れば明らかであるというような記載がございますが、こちらはその前段にある幌延町の事例のみについて言及されていらっしゃるのか、またその他の事例等があるのかお伺いをいたします。

つきましては、昨今話題に上っております神恵内と寿都の件でございますけれども、こちらにおいては基本的にその首長らの同意がない限りは次には進まないという説明が国からなされておりますが、その辺の認識についても改めてお伺いをいたします。

あわせて次のお伺いでございますが、これまでも北海道から、つまりは泊から出ているいわゆる核のごみというもの、これまで出してしまったものというものについては、どのような御認識のもとでの御提案なのか。

また、これからという部分についてでございますが、現在１号機から３号機まで全て運転停止中でございますけれども、少なくとも経済界等を中心にこの運転再開に対しての強い要望というものがあることも事実であり、その行く末というものはいまだ定まっていないという現実がありますが、これから生み出す可能性というものもなきにしもあらずで、これからの部分について、これまでの部分についてどのような御認識のもとでの御提案なのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　黒山議員。

○８番（黒山久男）　何問が出されておりますけれども、漏れがありましたら再質問を

お願いいたします。

まず、受入れの関係でございますけれども、これは文献調査第１段階、これ２年間でやることでございます。２年間の中でですね、１年目１０億円が支給されます。そして２年間の中で最大２０億円が支給されることになっています。その後概要調査、これが４年間です。それから第３段階の精密検査、これは１４年間、こうやるというような長期にわたっての調査でございます。それでこの１０億円が地域における経済に大変助かるということで賛成している人もいますし、また、やっぱり核は危険だということで反対している人もいます。そういったことが提案の中に入れております。

それから２番目、後でまた質問していただきたいと思いますけれども、３番目ですか、町長の文献調査以降の関係だと思うのですけれども、これは寿都町も神恵内も２段階については全く考えていないと、そこまで進んでいくということは考えていませんということで、またこの２段階に進む場合は住民投票をということを言っております。

それから、北海道やなんかに出された廃棄物の処理の関係でございますけれども、私は北海道であれ本州であれ、そこに出されたものはそこの場所で処理するのが当然だと私は思っています。しかし、廃棄物の処理方法については国は明確にしておりません。そういった意味では、この意見書でも述べているようにですね、国が判断するものと思っております。漏れがありましたらもう一度お願いいたします。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　まず、１番目のお伺いでございますが、御答弁からいただきましたところ、また案文から察するに、やはりいわゆるこの１０億円という措置、２年間での２０億円という措置に対して地域経済が助かると言うようなところで賛成の方、またはいわゆる核のごみ、核等についての否定的なお考え、危険だというところで反対されている方、両方が存在するというところが確認されたところでございます。

２番目のお伺いは、調査を受け入れれば途中で後戻りできない、先例を見れば明らかであると言うような記載がございますが、それはその前段に書いてある幌延町の事例のみをおっしゃっているのか、その他の事例等というものはお持ちなのかというお伺いでございます。

その次にお伺いした部分でございますが、いわゆる先例を見れば明らかであるというふうに記されていながらも、現在、昨今話題になっている部分につきましては、いわゆる首長らの同意がない限りは次の段階には進みませんよという説明が国からなされていますが、その辺についてはこの案文等とは相反することでございますので、その辺についてはどのような御認識かというお伺いでございます。

４点目のお伺いでございますが、これまでそこの場所で出たいわゆる核のごみについては当然そこの地域で処分なされるべきだというところが御答弁の中で明らかになったところでございますが、北海道においてももう既にいわゆる核のごみというのは出されておりまして、それはもう既に一度道外に出て保管がなされていますけれど

も、それらについて、どうしても今御答弁いただいたところとこの案文が整合しないのかなというふうに感じたところでございますし、基本的にこれからも出る可能もありますよねというところにも触れてございますし、これまで出してしまったもの、それからこれから出る可能というものも否定できないものについて、それらについては、では北海道での処分ということが適当であるというふうにお考えなのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

以上のお伺いといたします。

○議長（高橋利勝）　黒山議員。

○８番（黒山久男）　私のほうで理解できない部分もありますけれども、先例ということですけれども、これは神恵内とか寿都町、それらの問題とあと原子力問題とは関係なしにですね原子力発電所、そういったことが進められてきてですね、それがだんだんふくれ上がっていったりですね、辺野古島の米軍の基地とかも出したときは予算的にはそんなんでもなかったものが膨大にふくれ上がったりしているのが今までの例と捉えております。

それから、出されたごみ、これからも出るだろうということですけれども、基本的にはやっぱり原発をなくすというのが本来的な考えがございます。たまたま今問題になっているのがこの核のごみであります廃棄物ですね。これがほかのところもありますけれども道内が率先してこうやって町民を二分するような格好の中で受入れをしたりしているわけでありまして、こういうことが北海道の核抜き条例には守っていないと、したがって持ち込まないということが意見書の意味合いでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝）　梅村議員。

○３番（梅村智秀）　最後のお伺いになりますが、まず基本的に原発を最終的になくすことだというような御意見が出されたところでございますが、そちらについて否定するものではございませんけれども、基本的にはそれらについてその考えを遂行するには、やはり大きな課題というものがございますよね。具体的にはコストの問題、費用の問題ですし、あとは技術の問題というものも有してございます。それらがそういうような課題がある中でなかなかそれを現実化するのは困難であるというような実態もある中で、これからまだ生み出すかもしれないというのが、極端な言い方をすると、要は原発の再稼動に賛成される方々、先ほど述べたとおり経済界を中心としたそういう強い声もやはりあるというのも現実ですし、一つの地域においてもいわゆる交付金等を当てにしたというか、交付金等の有効活用を考えて賛同される方と、核の危険性を声高に訴えられて反対される方というところが二分されているというところがある中で、少なくとも議論が分かれているということが現実としてあるわけですし、提案者の御認識としてもあるという中で、まずこの北海道で今まで出されたものとこれから出るかもしれないというものについては最終的にはどのようにお考えなのか、その点につい

て明快なお答えを求めるものでございます。

それについてはもう既に今の時点で北海道にないのだから、どこか別の地域で処分をすべきだというお考えなのか、これから出るものについては北海道から出さず北海道で処分すべきだというお考えなのか、これまで出してしまったもの、これから出るやもしれないもの、このいわゆる核のごみについての御認識をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝）　黒山議員。

○８番（黒山久男）　二分しているということでございますけれども、私は二分しているとは思っていません。反対者がほとんどだと思っています。受入れをするほうが、ここの寿都町と神恵内町は拮抗しているかもしれませんけれども、ほかの町村はかなり決議案を出したり意見書を出したりして反対をしております。そういった意味では私は二分しているという考えは持っておりません。

それから、これから出るだろうという核の高レベル放射性廃棄物ですね、これについては私は国が処分の方法を打ち出していないわけですから、やっぱり出したところで当面保管をしていくと、それしかないと思っています。

以上です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○３番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、意見書案第１号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書につきまして、反対の立場で討論をいたします。

まず、その原子力発電に対する知識や情報というものについては、さらにやはり情報共有をしていくという必要性があり、いわゆるこれを肯定するか否定するかという２項対立ではなくて、やはりその双方の立場の方々、ないしは中立的なと言いますか、そういった方々を含めて対話を行なっていき、相互理解を深めていくことを怠らないようにしていくことが肝要だというふうに思料するものでございます。

これは当然北海道だけの問題ではなくて、当然のことながら本町だけの問題でもない、これは国民全体の議論が必要なことだというふうに考えるものでございます。そして、これまで少なからずとも我々北海道民もいわゆる原発の電力の恩恵というものを受けてきたということも事実であります。原発の是非の議論だけではなくて、やはりこれを自分事として捉えて課題解決に向けての知識と議論を進めていく必要があるというふうに考えるところです。

現段階、本町において十分な機会がないままにこの意見書を提出するということは、その対話の機会を損ない、それこそ懸念されておりました対立をも生み出す蓋然性と

いうものも含んでいるものでございます。

寿都や神恵内ないしその隣接自治体においては、核抜き条例等の制定がなされているという事実もあり、私自身も人知においてこのコントロールが極めて困難であるいわゆるこの核のごみを生み出す原子力発電というものについては、多くの課題を有するとの認識は有してございます。

しかし、寿都においては住民投票条例の制定がなされ、第２段階の概要調査に進む際には、その是非を問う住民投票を行なうということが可決されてございます。これらの道内自治体においてはいまだ少数意見ではあるというふうな認識を持ってございますが、この自治体の住民ないしは住民の付託を受けた議会や首長の決定事項を真っ向から否定するということは民主的ではないというふうに考えるところでございます。

よって、現時点において本意見書案について提出することを反対いたします。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○６番（大住啓一）〔登壇〕　高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書につきまして、賛成の立場で討論いたします。

意見書につきましては地方議会の責務であり、国の政策に対しても意見書を通し、地域の要望・意見を述べるものであると深く認識しております。

したがいまして、本意見書の趣旨は理解できるものであり、賛同するものでございます。議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書に、賛成の立場で賛成討論いたしたいと思います。

原発の是非についてはいろいろな両論があるということなのですけれども、知っているところでいうと、福島の地震の後の原発の被害を思い起こしたときに、福島の農民の皆さんが目の前にある牧草を使えなくて、全国から牧草とかわらを集めると、なぜかといったら放射能汚染です。こういう現状を見てきたし、私自身も寝わらを送るようなことをしてきたのですけれども、まさに原発の最大の問題点は、人間の今の知力・能力では完全に制御できないということが最大の問題だと思うのです。

ですから、それに関わるものを、しかも北海道内、何で北海道なんだろうなというふうに思うのです。そんなに安全なら、皇居のど真ん中でも上野動物園の横でも、これはちょっと言いすぎですけれども、そういう国有地の中で処理できるのなら、それをやるべではないでしょうかというのが私の気持ちです。

いずれにしても、もう世界は原発推進の流れではないと私は思っています。そういう

意味では、自然エネルギーの活用などを含めたエネルギー政策の転換が今必要ではないかというふうに私自身は思っています。そういう意味からも、本意見書には賛成の立場とします。

○議長（高橋利勝）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、討論を終わります。

これから、意見書案第１号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第１号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　意見書案第２号

○議長（高橋利勝）　日程第８　意見書案第２号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　意見書案第２号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をします。

なお、提案説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大による需給の消失で、米の過大在庫が生じ、２０２０年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、２０２１年産米のさらなる下落が危惧されています。このままでは多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。

コロナに起因する需要減少による過剰在庫は、政府の緊急買い入れなど特別な隔離対策で市場を隔離すべきです。

同時にミニマムアクセス米が毎年７７万トン輸入され、４０万トンから６０万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っています。ミニマムアクセス米の輸入量を

減らし、在庫対策を取ることが財政負担も少なく最も有効な対策といえます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには従来の政策的枠組みに捉われない対策が必要です。

よって、次の対策を求めます。

１、過剰米を国が緊急に買い入れし、過大な生産調整を回避すること。

２、ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。

３、過剰米を生活困窮者などへの食糧支援に活用すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するものです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣です。

議員諸氏の賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋利勝）　これから、質疑を行ないます。

梅村議員。

○３番（梅村智秀）　この意見書案文において求めている、いわゆる次の対策ということで３項記載がございますが、これは新たにこれら三つの対策を求めるということであって、この対策３点のみを求めるという趣旨ではないというような理解でよろしいのでしょうか。というのも、現在においてはいわゆる海外への援助等も行われているので、この３点のみを求めるということであればそれを止めるということにもなるでしょうし、現在あるものについてこれを新たに求める、ないしは強化をしてもらうというような趣旨の理解でよろしいのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　３点のこういう内容をすべきだという提案をしているところです。現状政策に加えて３点を、過剰米を国が緊急に買い入れるとかミニマムアクセス米の輸入量削減とか、あと生活困窮者への支援に回すというような、今行われていない部分をやってくださいという趣旨の意見書です。

○議長（高橋利勝）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第２号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝）　日程第９　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件申し入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は申し入れのとおり決定いたしました。

◎日程第１０　閉会中の所掌事務調査の件

○議長（高橋利勝）　日程第１０　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によってお手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝）　これで、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝）　異議なしと認めます。

したがって本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和３年第１回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後　２時１７分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年　３月２２日

議　　長　　高　橋　利　勝

署名議員　　黒　山　久　男

署名議員　　山　西　二三夫

署名議員　　大　住　啓　一